

令和 3 年度 認証評価

豊岡短期大学
自己点検・評価報告書

令和 3 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	14
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	19
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	25
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	32
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	32
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	46
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	63
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	63
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	71
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	76
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	78
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	87
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	87
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	89
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	93
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、豊岡短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 6 月 25 日

理事長

上 田 正 一

学 長

野 畑 健太郎

A L O

原 田 敬 文

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4ー自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

豊岡短期大学は、昭和 42 年 4 月、現在地（兵庫県豊岡市戸牧 160 番地）に学校法人近畿大学の設置校として近畿大学豊岡女子短期大学の名称で開学した。平成元年 4 月、近畿大学豊岡女子短期大学から近畿大学豊岡短期大学に、平成 28 年 4 月に現在の名称へと改称した。

本学の建学の精神は、学校法人近畿大学の創設者である世耕弘一先生の説かれた「教育の目的は 人に愛される人 信頼される人 尊敬される人を育成することにある」としている。また、人間は自然のなかで他の生命とともに生かされているという認識をもち、他人や自然を思いやる豊かな人間性と創造性に培われたいわゆる「共生の心」を備えた人材育成を目的とし、その実現のための教育目標をかかげ、教育活動に取り組んでいる。

<学校法人の沿革>

平成 15 年	11 月	近畿大学豊岡短期大学及び近畿大学豊岡短期大学附属幼稚園設置者変更認可 (学校法人近畿大学弘徳学園)
16 年	4 月	学校法人近畿大学から学校法人近畿大学弘徳学園へ設置者変更
18 年	11 月	近大姫路大学看護学部看護学科設置認可及び寄附行為変更申請認可
19 年	4 月	近大姫路大学開学（看護学部看護学科）
20 年	4 月	近大姫路大学教育学部こども未来学科開設
		近大姫路大学教育学部こども未来学科通信教育課程開設
26 年	4 月	近畿大学豊岡短期大学附属幼稚園をこうのとり認定こども園へ移行
28 年	4 月	学校法人近畿大学弘徳学園を学校法人弘徳学園に名称変更
		近大姫路大学を姫路大学に名称変更
		学校法人の所在地を「兵庫県豊岡市戸牧 160 番地」から「兵庫県姫路市大塩町 2042 番 2」に変更
28 年	8 月	姫路大学大学院看護学研究科（修士課程）設置認可
29 年	4 月	姫路大学大学院看護学研究科設置
31 年	4 月	姫路大学大学院看護学研究科博士後期課程設置
		姫路大学大学院看護学研究科修士課程を博士前期課程に名称変更

<短期大学の沿革>

昭和 42 年	1 月	近畿大学豊岡女子短期大学（家政科）設置認可
44 年	3 月	近畿大学豊岡女子短期大学通信教育部（家政科）設置認可
46 年	1 月	近畿大学豊岡女子短期大学（幼児教育科）設置認可
47 年	1 月	近畿大学豊岡女子短期大学通信教育部（幼児教育科）設置認可
48 年	1 月	近畿大学豊岡女子短期大学（児童教育学科）設置認可
48 年	3 月	幼児教育科廃止
55 年	2 月	近畿大学豊岡女子短期大学児童教育研究所附属幼稚園設置認可
61 年	10 月	家政科を家政学科に名称変更

平成 元年	4 月	近畿大学豊岡女子短期大学を近畿大学豊岡短期大学に名称変更
		近畿大学豊岡女子短期大学児童教育研究所附属幼稚園を 近畿大学豊岡短期大学児童教育研究所附属幼稚園に名称変更
3 年	4 月	家政学科を生活情報学科、児童教育学科を幼児教育学科に名称変更
4 年	3 月	児童教育研究所附属幼稚園を附属幼稚園に名称変更
4 年	4 月	通信教育部家政学科を通信教育部生活情報学科に名称変更
		通信教育部幼児教育科を通信教育部幼児教育学科に名称変更
13 年	4 月	生活情報学科を生活情報・福祉学科に名称変更
		通信教育部生活情報学科を通信教育部生活情報・福祉学科に名称変更
14 年	4 月	近畿大学豊岡短期大学通信教育部社会福祉士養成通信課程開設
17 年	4 月	幼児教育学科をこども学科に名称変更
		通信教育部幼児教育学科を通信教育部こども学科に名称変更
19 年	4 月	生活情報・福祉学科学生募集停止
20 年	3 月	生活情報・福祉学科廃止
24 年	3 月	通信教育部生活情報・福祉学科廃止
28 年	4 月	近畿大学豊岡短期大学を豊岡短期大学に名称変更
31 年	4 月	豊岡短期大学 姫路キャンパス開設

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在 (単位：人)

教育機関名	入学定員	収容定員	在籍者数	所在地
豊岡短期大学 こども学科 通信教育部こども学科	40 2,800	80 ※7,400	86 3,331	兵庫県豊岡市 戸牧 160 番地 兵庫県姫路市 大塩町 2042 番 2
姫路大学 大学院看護学研究科 博士前期課程 博士後期課程 看護学部看護学科 教育学部こども未来学科 " (通信教育課程)	6 3 100 80 1,000	12 9 400 ※340 ※4,600	9 14 402 276 478	兵庫県姫路市 大塩町 2042 番 2
こうのとりの認定こども園 0 歳児 1・2 歳児 3～5 歳児	6 24 130	6 24 130	1 26 125	兵庫県豊岡市 戸牧 160 番地 3

※本学通信教育部こども学科は、幼児専攻（2年制、入学定員1,000人）と保育専攻（3年制、入学定員1,800人）があり、収容定員は7,400人となる。

※姫路大学こども未来学科の収容定員は、3年次編入10人、こども未来学科通信教育課程は、3年次編入300人を含む。

(3) 学校法人・短期大学の組織図

学校法人 弘徳学園 令和3年度組織図 (令和3年5月1日現在)



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が立地する豊岡市は、人口80,389人、世帯数33,374世帯、1世帯当たりの人数は2.41人（令和2年5月1日現在の「住民基本台帳による豊岡市の世帯及び人口」より）である。豊岡市の人口推移は、表1に示す通り、人口及び1世帯当たりの人数は年々漸減傾向をたどっている。

表 1 豊岡市の人口推移及び世帯数推移

(各年度とも5月1日現在)

種別	平成 20 (2008) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 29 (2017) 年度	令和 2 (2020) 年度
	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)
人口	90,467	88,492	86,125	83,489	80,389
世帯数	31,892	32,432	32,729	33,132	33,374
世帯人数	2.84	2.73	2.63	2.52	2.41

■ 学生の入学動向

本学は、兵庫県の北部（豊岡市）と南部（姫路市）にキャンパスを有する。いずれのキャンパスも、入学する学生はほぼ近隣地域から通学している。

平成 31 年 3 月までは、兵庫県豊岡市の豊岡キャンパスのみであったが、姫路キャンパスの開設に伴い 2 つのキャンパスとなった。50 年以上にわたり培ってきた本学の“強み”を今後も活かし、地域に根差した魅力ある大学づくりを行い、安定した学生の獲得に努める。

表 2 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

(各年度とも5月1日現在)

地域	平成 28 (2016) 年度		平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
兵庫県	26	68.4	24	70.6	23	71.9	21	67.8	36	87.8
京都府	12	31.6	10	29.4	9	28.1	10	32.2	5	12.2
合 計	38	100.0	34	100.0	32	100.0	31	100.0	41	100.0

※学生数に通信教育部の学生は含まず

■ 地域社会のニーズ

本学は、田園が広がる自然豊かな環境のもと、地元豊岡市をはじめとする近隣市町村の首長や地元企業の経営者など、多くの人々による支援を受けて、昭和 42 年 4 月に開学した。以来 50 年以上にわたり、それぞれの時代のニーズに合った組織改編を繰り返しながら、兵庫県北部唯一の高等教育機関として、通学部・通信教育部を合わせて全国各地に約 6 万人を超える卒業生を社会に送り出してきた。

本学は、学生の「人間力」を培うことを目的として、社会の一員となるべく各種ボランティア活動を奨励している。授業として「地域ボランティア」を開講しているほか、クラブ活動であるチャイルドアクトクラブ、良恋（よさこい）クラブや音楽クラブ

といった課外活動を中心として、地域の行事、こども園や社会福祉施設等におけるボランティア活動により地域社会へ貢献している。

また、地域の生涯学習ニーズに応えるため、地域の方々を対象としたワード、エクセルなどのパソコンの基本操作講習や、地域の方々や学生、教職員を対象とした世界的に実績のある音楽家を招いての鑑賞会等を、公開講座として毎年開催している。

さらに、本学は公共職業能力開発施設と委託契約を締結し、離職者等再就職訓練（長期高度人材養成コース）の保育に関する専門知識と技能を習得する保育士養成コース（2年課程）を開設している。これは、離職者を対象に実施される職業訓練として、保育士を養成する2年間の育成コースであり、地域における長期高度人材育成コースの選択肢を広げている。

■ 地域社会の産業の状況

地域の中心地である豊岡市の産業は、農林水産業、観光業及び全国四大産地の一つに数えられている「かばん産業」が大きな比重を占めている。産業別の事業所数をみると、卸売業・小売業が1,295件（25.2%）であり、次いで宿泊業・飲食サービス業909件（17.7%）、製造業546件（10.6%）、建設業521件（10.1%）と続いている。

（※各数値は平成28年経済センサスによる。）

市内総生産は2,771億円であり、その内訳は、サービス業が29.9%、製造業が17.7%で約半分を占めている。豊岡市の基盤産業（市外からお金を稼ぐ産業）は、第3次産業では飲食・宿泊サービス業、つまり観光産業であり、第2次産業ではかばん産業となっている。なお、この2つの産業は、豊岡市の地方創生総合戦略において市をあげて強化すべき産業として位置付けている。（※各数値は平成26年度市町民経済計算、RESAS分析結果による。）

当該地域の雇用者数の割合が多い産業は、第一次産業では農業が89%、第二次産業では製造業が68%、第三次産業では卸売・小売業が24%、医療・福祉が19%、飲食店・宿泊業が15%となっている。売上額の高い業種は、製造業が1,084億円、卸売業・小売業が1,761億円、宿泊業・飲食サービス業が241億円となっている。（※各数値は平成27年国勢調査、平成24年経済センサスー活動調査による。）

ただし、域外から稼ぐ力である純移出額は飲食・宿泊サービス業235億円、なめし革・同製品・毛皮製造業79億円となっている。当該地域において飲食・宿泊サービス業の多くは観光産業、なめし革・同製品・毛皮製造業のほとんどはかばん産業であり、豊岡市ではこれらを基盤産業に位置付けている。（※数値は豊岡市産業連関表による。）

一方で観光産業は、近年増加を続ける城崎地域を中心とした訪日外国人観光客への対応やその経済効果の市内全体への波及、宿泊施設となる旅館の人手不足解消等が課題となっている。また、かばん産業はOEM生産（製造会社は他社のブランド製品を製造する）が主流であるため、自社ブランドの構築等による付加価値の向上が課題となっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

兵庫県豊岡市は、面積 69,755 ヘクタールで、兵庫県の中で一番広大な面積を有する地方都市である。コウノトリの生息地として知られ、約 8 割を森林が占め、北は日本海、東は京都府に接し、中央部には一級河川の円山川が日本海へと流れている風光明媚な土地柄である。市内には、1,300 年の歴史を持ち、多くの文人・芸術家に愛された山陰の名湯・城崎温泉をはじめ、「但馬の小京都」と呼ばれ、皿そばで有名な城下町出石、1,000m級の山々に囲まれ、スキー、パラグライダー、テニスやゴルフなどの高原レジャーが楽しめる神鍋高原、環境省の「海水浴場百選」や「日本の渚百選」に選ばれるほど美しい海水浴場のある竹野海岸など、四季折々に多彩な表情を持つ名所が多く、その姿に魅了され、毎年 400 万人以上の観光客が訪れている。

交通経路は、大阪、京都の各方面には JR 山陰本線の特急で約 2 時間 15 分から 30 分、姫路には 1 時間 30 分で行くことができる。自動車では国道 178 号、312 号、426 号によって京阪神と繋がっており、高速道路を利用すると大阪や神戸へ約 2 時間、京都へ約 2 時間 30 分、姫路へは約 1 時間 30 分の所要時間となっている。空路では、コウノトリ但馬空港と大阪国際空港（伊丹空港）間が発着約 35 分で結ばれている。また、一般国道 483 号北近畿豊岡自動車道は、整備が進んでおり、豊岡市を起点として兵庫県北部但馬地域と丹波地域を直結し、さらには京阪神や姫路などの都市圏との連結により、利便性の向上やさらなる地域の活性化につながることを期待している。

平成 17 年に本学が所在する戸牧地区へ公立豊岡病院組合立豊岡病院が移転されてきた。それに伴い、道路整備による交通量の増加、飲食店舗やコンビニエンスストア等の開業など、本学の近隣が徐々にではあるが賑わいのある風景になってきている。

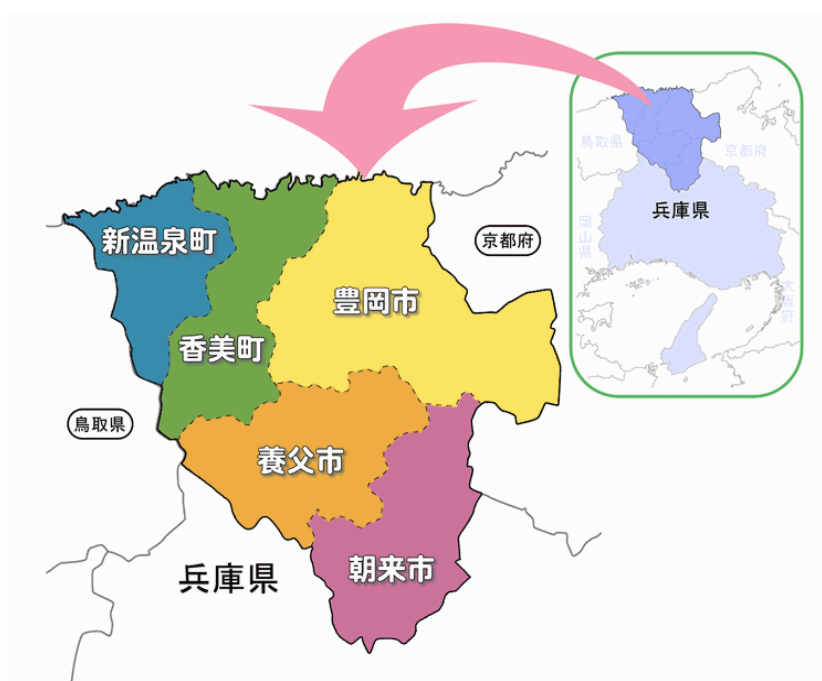


図 1 兵庫県及び豊岡市の全体図（但馬情報特急より）

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）		
専任教員の紀要への投稿をはじめ、研究成果の発表が少なく、前回（平成 19 年度）の第三者評価にも指摘されているが、改善が十分とはいえない。更なる向上の努力が必要である。		
(b) 対策		
本学紀要（論集）への論文投稿、学会発表及び著書執筆に積極的に取り組み、研究業績の研鑽を積むよう学長より促している。また、科学研究費助成事業をはじめ、学外からの研究費応募に関する通知は、総務部総務課から教員に対して説明会や学内掲示板等を使って周知している。学内の研究費として、個人研究費は毎年度個人ごとに配分し、共同研究費は毎年度学内掲示板にて通知している。		
(c) 成果		
本学紀要（論集）への投稿件数は、前回・前々回の第三者評価受審時に比べると確実に増加している。件数の増加だけでなく、紀要委員会が中心となり、紀要（論集）の投稿や査読等の体制整備を行い、より質の高いものとなるよう努めた。また、公的研究費の申請・採択、学会発表及び著書執筆も、件数は少ない年度もあるが、着実に申請や発表等がある状況である。		
○本学紀要（論集）への投稿件数		
平成 28 年度	23 件	
平成 29 年度	63 件	
平成 30 年度	28 件	
令和元年度	37 件	
令和 2 年度	28 件	
○公的研究費の申請・採択状況		
年度	申請数（代表のみ）	採択数（分担含む）
平成 28 年度	0 件	0 件
平成 29 年度	2 件	1 件
平成 30 年度	2 件	2 件
令和元年度	2 件	0 件
令和 2 年度	1 件	2 件
（※平成 29 年度は、全国保育士養成協議会ブロック研究・研究費助成含む）		

○学会発表等の件数

平成 28 年度	10 件
平成 29 年度	7 件
平成 30 年度	30 件
令和元年度	31 件
令和 2 年度	21 件

○著書執筆数

平成 28 年度	12 件
平成 29 年度	28 件
平成 30 年度	30 件
令和元年度	23 件
令和 2 年度	14 件

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和3（2021）年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学のホームページで公表している。 https://koutoku.ac.jp/toyooka/outline/policy/
2	卒業認定・学位授与の方針	本学のホームページで公表している。 https://koutoku.ac.jp/toyooka/outline/policy/
3	教育課程編成・実施の方針	本学のホームページで公表している。 https://koutoku.ac.jp/toyooka/outline/policy/
4	入学者受入れの方針	本学のホームページで公表している。 https://koutoku.ac.jp/toyooka/outline/policy/
5	教育研究上の基本組織に関すること	本学のホームページで公表している。 https://koutoku.ac.jp/toyooka/department/
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学のホームページで公表している。 https://koutoku.ac.jp/toyooka/department/teachers/

7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	本学のホームページで公表している。 https://koutoku.ac.jp/toyooka/department/numberstd/
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	本学のホームページで公表している。 https://koutoku.ac.jp/toyooka/department/curriculum/
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	本学のホームページで公表している。 https://koutoku.ac.jp/toyooka/pdf/outline/kouhyou/R2%20%E5%AD%A6%E7%94%9F%E4%BE%BF%E8%A6%A7%E3%83%BB%E5%B9%B4%E9%96%93%E8%A1%8C%E4%BA%8B%E4%BA%88%E5%AE%9A%E8%A1%A8.pdf
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	本学のホームページで公表している。 https://koutoku.ac.jp/toyooka/outline/shisetsu/
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	本学のホームページで公表している。 https://koutoku.ac.jp/toyooka/admissions/gakuhi/
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	本学のホームページで公表している。 https://koutoku.ac.jp/toyooka/campus/

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	本学園のホームページで公表している。 https://koutoku.ac.jp/info/

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和2（2020）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

文部科学省からの通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）が平成26年2月18日の改正に伴い、平成27年度に「学校法人弘徳学園公的研究費に関する規程」、「学校法人弘徳学園公的研究費に係る間接経費の取扱いに関する規程」、「豊岡短期大学公的研究費不正防止対応要項」、「豊岡短期大学研究活動上の不正行為等への取扱要項」、「豊岡短期大学における研究活動上の行動規範」を改正した。これらの規定に基づき、法人

本部総務部による内部監査を年に一度実施しており、法人内におけるガバナンスの強化に取り組むとともに、公的研究費を適正に管理している。本学の管理責任体制や通報窓口を明確にするため、ホームページで公表している。

また、公的研究が社会通念上適切な方法及び内容で行うようにするため、科学研究費助成事業に申請する教員はもちろん、通学部の専任教員は、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコースの受講を義務付け、研究費の適切な使用等に関する理解を深めている。受講が難しい教員には、研究倫理に関する資料を配付し、説明会等を利用して理解を深めている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学は、自己点検・評価委員会を設置し、構成員は、「豊岡短期大学自己点検・評価委員会規程」第3条により学長、学科長、図書館長、各部門事務部長（代理）、次長（代理）、課長（代理）及びその他学長が必要と認めた者としている。また、委員長は、学長が委嘱した者と定めている。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学自己点検・評価委員会は、学内諸委員会、各事務部門で点検・評価した事項を、全学的視点から自己点検・評価を行い、学内諸委員会、各事務部門にフィードバックし、再度点検・評価している。

自己点検・評価報告書は、学長を中心として、平成26・27年度と平成28・29年度は2年ごと、平成30年度と令和元年度は単年度ごとに作成しており、それぞれ評価結果はホームページで公表している。

（公表：<https://koutoku.ac.jp/toyooka/outline/kouhyou/daisansha/>）

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（令和2（2020）年度を中心に）

開催日	対象者	説明・内容
令和2（2020）年 9月15日	自己点検・評価委員会	① 令和3年度認証評価受審について ② 自己点検・評価報告書の役割分担について
令和2（2020）年 9月30日	自己点検・評価委員会 委員長・副委員長打ち合せ	① 今後の進め方について ② 作業部会メンバーの選任について
令和2（2020）年 10月7日	自己点検・評価委員会	① 令和3年度認証評価受審に向けたスケジュール及び今後の進め方について ② 全学説明会について
令和2（2020）年 10月28日	自己点検・評価委員会	① 各委員会・部署のPDCA検証担当委員会について ② 各授業科目のPDCA検証担当委員会について ③ 令和2年度各種委員会・部署のPDCA検証について
令和2（2020）年 11月11日	自己点検・評価委員会 委員長・副委員長打ち合せ	① 自己点検・評価報告書の作業進捗状況について
令和3（2021）年 1月21日	自己点検・評価委員会	① 自己点検・評価報告書の作成について ② 各部局・委員会の令和2年度PDCAサイクルについて
令和3（2021）年 3月8日	自己点検・評価委員会	① PDCAサイクルの検証について ② 自己点検・評価報告書の作成進捗状況について ③ アセスメントポリシーの策定と学習成果、3つのポリシーの点検について ④ 認証評価に関する説明会について
令和3（2021）年 3月23日	自己点検・評価委員会 （委員会回覧）	① アセスメントポリシーの策定について
令和3（2021）年 3月24日	教職員連絡会	① 自己点検・評価報告書作成及び認証評価に向けての全体説明会

※この他、自己点検・評価委員会委員長と2人の副委員長の3人を中心に、電子メールや電話で日常的に協議を重ねている。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

【テーマ 基準 I-A 建学の精神】

<根拠資料>

提出資料

- 1 建学の精神 (<https://koutoku.ac.jp/toyooka/outline/seishin/>)
- 2 教育理念「共生の心」、教育目標、三つの方針、学習成果
(<https://koutoku.ac.jp/toyooka/outline/policy/>)
- 3 大学案内【2020・2021年度】
- 4 入学試験要項【2020・2021年度】
- 5 学生便覧【令和2年度】
- 6 授業概要（シラバス）【令和2年度】
- 7 （通信）入学要項【2020・2021年度】
- 8 （通信）学習便覧【令和2年度】
- 9 （通信）授業概要（シラバス）【令和2年度】
- 10 （通信）機関誌「豊梅（ほうばい）」【令和2年度4月号】
- 11 （通信）スクーリングのしおり【令和2年度】
- 12 （通信）新入生オリエンテーション【令和2年度】

備付資料

- 1 アセスメントポリシー
- 2 委託契約書
- 3 連携協定書
- 4 創立50周年記念誌

備付資料（例規集）

- 9-16 豊岡短期大学褒賞選考規程

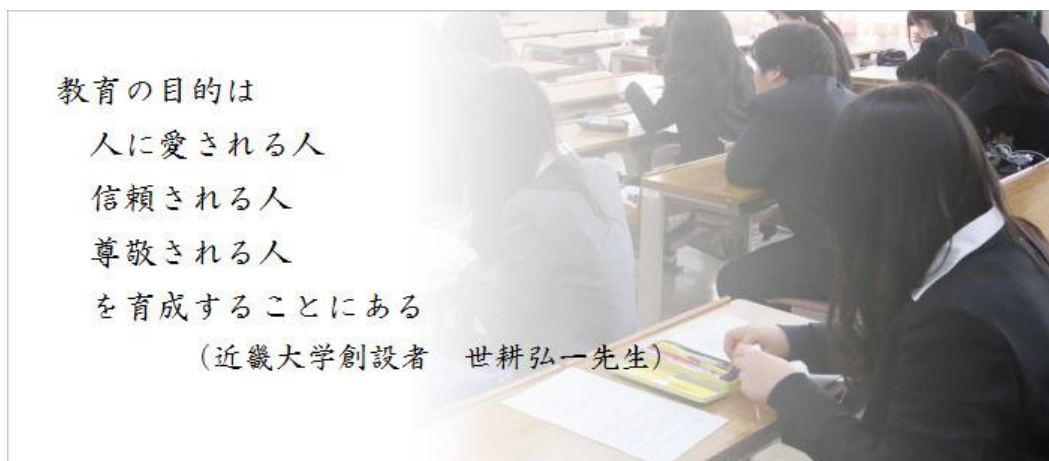
【区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

豊岡短期大学の建学の精神（提出-1）は、「人に愛される人 信頼される人 尊敬される人を育成することにある」としており、人に愛され信頼され尊敬されるためには、その人格に深い根源的な力が備わっている必要がある。



(本学 HP より)

そのため、本学では、他人を思いやり、社会に対する深い洞察力があり、自然・環境に対して優しい姿勢を持ち、正しい歴史観や世界に広く開かれた視野を備えた人材、いわゆる「共生の心」を備えた人材を育成することを目的（提出-2）としている。

この「共生の心」を備えた人材を育成するための教育目標（提出-2）は、教育基本法第一条「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」、そして、第二条「教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」の五項目とも合致したものである。そのため、本学の建学の精神及び教育目標は、教育基本法に基づいた公共性を有しているといえる。

<教育目標>

1. 人間は人間だけで生きているのではなく、自然のなかで他の生命とともに、生かされているという認識を持つとともに、その思想を実践する力を培う
2. 専門職業人として基本的な倫理観を養うとともに、他人を思いやる心を培う
3. 専門職に必要な基礎的知識・技術を修得するとともに、創造性を培う
4. 社会・歴史に対する深い洞察力を身に付けるとともに、豊かな人間性を培う
5. 国際社会に適応しうる感性を育むとともに、異文化を理解しうる力を培う

本学では、建学の精神及び教育理念「共生の心」に基づいた教育をより一層推進するため、独自科目として、主に次の科目を設けている。

○弘徳豊岡教育Ⅰ・Ⅱ（提出-6 p.2）

…本学で学ぶ基礎的な心構えと態度を養い、社会人基礎力を培うための科目

○キャリアアップⅠ・Ⅱ・Ⅲ（提出-6 p.22～27）

…社会人・保育者としての基本的な礼儀・作法、教養、論理的な思考力と文章力を身に付けるための科目

○特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（提出-6 p.80～87）

…保育者としての資質・能力を身に付け、教職者としての意欲、態度、自覚を高めるための科目

これらの科目を中心に、建学の精神及び教育理念「共生の心」に基づく人材育成に努めている。令和元年度に実施した3年ごとの卒業生の就職先へのアンケート結果、就職先訪問時における意見聴取の結果や、卒業生の多くが免許・資格を活かした保育者としての高い就職率を維持していることから、本学が自らの社会的使命を果たし、公共性を高めているといえる。これは、私立学校法の目的である第一条「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」とも矛盾がないものと考えられる。

この建学の精神及び教育理念「共生の心」はホームページで公表（提出-2）するとともに、大学案内（提出-3 p.1）や入学試験要項（提出-4 巻頭）にも掲載し、オープンキャンパス、高等学校への訪問、入学説明会などで入学希望者、その保護者や高等学校教員等へ広く周知している。また、本学主催の公開講座や地域交流事業の際には、学長や関係教職員が学外者に説明を行っているが、令和2年度はコロナ禍により実施しなかった。

通学部の学生には、建学の精神及び教育理念「共生の心」を明示した学生便覧（提出-5 p.2）を配付している。入学式では、学長式辞で入学生、在学生、保護者や出席者に対して建学の精神について毎年述べているが、令和2年度はコロナ禍により実施しなかった。そのほかには、前・後期のオリエンテーションをはじめ、授業や各行事などで学長や教員の説明により周知徹底している。

通信教育部の学生には、建学の精神及び教育理念「共生の心」を明示した入学要項（提出-7 巻頭）、学習便覧（提出-8 巻頭）、授業概要（シラバス）（提出-9 巻頭）、年6回発行している機関誌「豊梅（ほうばい）」（提出-10 巻頭）やスクーリングのしおり（提出-11 巻頭）などの各印刷物へ掲載し、周知を図っている。また、例年は、建学の精神、教育理念「共生の心」及び学習の進め方等に関する新入生オリエンテーション（提出-12 p.2）を全国各地で実施しているが、コロナ禍により4・5月分を中止し、10・11月分のみ実施した。

本学の教職員には、理事長や学長が沿革や建学の精神について、連絡会や会議などで共通理解を深めている。

豊岡キャンパスでは正面玄関すぐに、姫路キャンパスでは1号棟入口すぐに、それぞれ額装した建学の精神を掲示しており、学生、教職員や来学者が常に建学の精神を目にすることができる環境となっている。姫路キャンパスは、本学園が設置する「姫路大学」と校地・校舎を共用しているため、1号棟にある額装を共有している

本学は、建学の精神に基づく教育理念「共生の心」の実現に向けて、教育目標を定めている。この教育目標を実現するために学習成果を設定し、保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備える人材を社会に送り出すことを目的に三つの方針（提出-2）を定めている。これら三つの方針に基づくアセスメントポリシー（備付-1）は、令和2年度に策定し、これにより学習成果（提出-2）を検証している。建学の精神、教育目標、三つの方針と学習成果は直結しており、学習成果の点検活動を通して、建学の精神を確認している。また、上述した通り、建学の精神は学生・教職員に広く周知しており、それらを常に強く意識しながら、日々の教育活動を行っている。そして、その日々の実践の先にあるものが、本学の建学

の精神に基づいた学習成果を体現する卒業後の学生一人ひとりの姿である。本学の卒業生の就職状況、就職先からの評価は良好であり、そのことから本学の建学の精神は、社会的情勢に照らしても特に変更すべき点はなく、創立以来の建学の精神を引き継いできている。

〔区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I-A-2 の現状＞

本学では、地域・社会に向けた生涯学習の機会として、公開講座「音楽リサイタル」と「パソコン講座」を毎年度開講している。音楽リサイタルは、世界的に実績のある音楽家を招き、地域の方々、学生や教職員がその演奏や歌唱を鑑賞する講座としている。また、パソコン講座は、本学教員が講師、学生がアシスタントとなり、地域の方々にワードやエクセルの基本的な使用・活用法といった実用的な内容を指導するものであり、9月から11月の間の週1回（計7回）開講している。例年、これらの講座終了後のアンケート調査結果では、いずれの講座も好評を得ている。しかし、令和2年度は、音楽リサイタル、パソコン講座ともにコロナ禍のため実施しなかった。

リカレント教育の一環で、リカレント「ほたるの会」を開催している。これは、本学卒業生や近隣の保育者の学び直しの機会として、日常業務のスキルアップや知識を提供する講座である。この講座の終了後、参加者と本学教員との情報交換会を開き、地域の実情の情報共有や保育の在り方について意見交換している。平成31年3月には、「幼児教育の中での自然体験」をテーマに開催したが、令和元年度、令和2年度はコロナ禍のため開催しなかった。

正課授業の開放は、公共職業能力開発施設と委託契約（備付-2）を締結し、離職者等再就職訓練（長期高度人材養成コース）として、姫路キャンパスでは平成31年4月より、豊岡キャンパスでは令和2年4月より、保育に関する専門知識と技能を習得する保育士養成コース（2年課程）を開設している。このコースの学生は、保育士資格と幼稚園教諭二種免許（希望者）を取得し、訓練終了後には保育関連の職種への就職が義務付けられている。令和2年度は、両キャンパスで計8人の学生が学んでいる。このコースは、さまざまな経歴をもつ学生たちが、その経験を活かしながら学び直し、保育者としての知識や技能を身に付ける絶好の機会である。

教育施設の地域社会への貢献として、豊岡キャンパスの図書館を開放し、地域住民に書籍の貸し出し等を行っている。本学は幼児教育に特化し、絵本等の蔵書が豊富にあるため、隣接する「こうのとり認定こども園」の保護者の利用頻度が高い。また、周辺住民が日々利用できる環境となっている。しかし、令和2年度は、コロナ禍のため

図書資源の一般開放を実施しなかった。

地域との連携として、但馬県民局但馬文教府と平成 22 年 5 月に連携協定（備付-3）を締結して以来、「兵庫県立但馬文教府みてやま学園大学院」と子育てや福祉をテーマとした生涯学習や地域支援活動等に関する合同授業の開催、大学祭「和花季（わがとき）ひろば」での異世代間交流や食文化交流等の行事を連携して行っている。合同授業では、みてやま学園大学院と本学の学生で構成するグループに分かれ、テーマに応じて情報交換や議論を行い、交流を深めている。



大学祭「和花季ひろば」

大学祭では、演劇や紙芝居等を相互発表し合う異世代間交流や、さまざまな販売やイベントコーナーを通じた食文化交流をしている。大学祭の異世代間交流では、「育ちあいの仲間づくり」として、平成 22 年度より高齢者のみならず、幼児とその保護者との交流も行っている。これは「豊岡市立子育て総合センター」に仲介してもらい、市内のこども園や社会福祉施設等の親子で舞台発表できる有志を募り、毎年度 3 団体ほどの出演がある。しかし、令和 2 年度は、コロナ禍によりいずれも実施しなかった。

地域の活性化として、毎年 8 月 1 日に開催される「豊岡柳まつり」の豊岡おどりには、学生、教職員（隣接のこうのとり認定こども園教職員含む）100 人以上が参加し、全学をあげて積極的な活動をしている。豊岡おどりでは、おどり部門と山車部門があり、いずれも最優秀賞や優秀賞といった上位の評価を何度も受けている。地域の方々は、本学の学生・教職員の豊岡おどりでの整ったきれいな踊りが毎年楽しみになっているようである。しかし、令和 2 年度は、コロナ禍により開催がなかった。

地域貢献では、子育て支援として、毎年 12 月に豊岡市内の商業施設で開催する「こどもフェスタ」は、学生が本学独自科目「特別研究 I・II・III・IV」で取り組んだ演劇、大型絵本、運動遊び、人形劇等を行い、地域交流と学習の成果発表の場となっている。



こどもフェスタ

また、学生の人間力を培うことを目的として、社会の一員となるべく各種ボランティア活動を奨励している。クラブ活動では、チャイルドアクトクラブ、良恋（よさこ

い) クラブや音楽クラブといった課外活動を中心として、地域の行事、こども園や社会福祉施設等におけるボランティア活動により地域社会への貢献を目指している。周辺地域や個別の団体等からボランティアの依頼があった際には、学生・教職員に広く周知し、地域社会への貢献として参加の協力依頼をしている。本学に入学するまでボランティア活動に参加していなかった学生も、こども園や社会福祉施設の行事等に参加している。日頃の練習の成果を披露することにより、大きな拍手や笑顔で「良かったよ」や「また来年も来てね」という激励の言葉を受け、達成感を感じ、幅広い世代とのコミュニケーションを図る能力を向上することができている。ボランティア活動は、地域や社会への貢献だけではなく、学生自身の成長にも大いに寄与しているといえる。しかし、令和2年度は、コロナ禍により自粛せざるを得ないボランティア活動が多くあった。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題＞

本学は、平成29年に創立50周年（備付-4）を迎えた。この豊岡の地に短期大学や高等学校を開学した本学園の現理事長をはじめ、当時の諸先生方や地元関係者の熱い思いは、近畿大学初代総長世耕弘一先生が説かれた現在の建学の精神として引き継がれている。現代は、人と人とのコミュニケーションがますます希薄になってきているといわれているが、若い世代がしっかり受け継ぎ、いつの時代になっても地域・社会に愛され信頼され尊敬される人材育成に努め、今後も変わらず学生を第一に考え、限りある資源の中で満足してもらえる教育活動を行っていく。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項＞

本学では、学生が社会の一員となるべく、学生の人間力を培うことを目的として、各種ボランティア活動を奨励している。授業科目「地域ボランティア」（提出-6 p.74）を開設し、ボランティアにおける留意事項、個人情報への配慮事項等を指導している。その上で、各クラブの課外活動によるボランティア活動を推奨しており、こども園や社会福祉施設の行事等への参加依頼があれば、各クラブは積極的に参加している。さらに、課外活動やボランティア等の社会的活動に尽力した学生を対象に、卒業証書・学位記授与式で「豊岡短期大学褒賞選考規程」（備付-例規集 9-16）により「課外活動功労賞」として表彰する制度を設け、学生の地域・社会貢献活動に参加する意欲を高めている。

【テーマ 基準 I -B 教育の効果】

＜根拠資料＞

提出資料

- 1 建学の精神 (<https://koutoku.ac.jp/toyooka/outline/seishin/>)
- 2 教育理念「共生の心」、教育目標、三つの方針、学習成果
(<https://koutoku.ac.jp/toyooka/outline/policy/>)
- 3 大学案内【2020・2021年度】
- 4 入学試験要項【2020・2021年度】

5 学生便覧【令和2年度】

6 授業概要（シラバス）【令和2年度】

13 豊岡短期大学学則

備付資料

1 アセスメントポリシー

6 就職先へのアンケート調査（結果）

7 卒業生へのアンケート調査（結果）

【区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

建学の精神（提出-1）に基づく教育理念は、他人を思いやり、社会に対する深い洞察力があり、自然・環境に対して優しい姿勢を持ち、正しい歴史観や世界に広く開かれた視野を備えた人材、いわゆる「共生の心」を備えた人材の育成を目的（提出-2）としている。そして、この目的を達成するために、五つの教育目標（提出-2）をかかげている。

<本学の教育目標>

1. 人間は人間だけで生きているのではなく、自然のなかで他の生命とともに、生かされているという認識をもつとともに、その思想を実践する力を培う
2. 専門職業人として基本的な倫理観を養うとともに、他人を思いやる心を培う
3. 専門職に必要な基礎的知識・技術を修得するとともに、創造性を培う
4. 社会・歴史に対する深い洞察力を身に付けるとともに、豊かな人間性を培う
5. 国際社会に適応しうる感性を育むとともに、異文化を理解しうる力を培う

この教育目標に基づき、三つの方針（提出-2）、すなわちディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）、カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）、アドミッションポリシー（入学者受入方針）を定めている。三つの方針の一つであるカリキュラムポリシーに基づき、「総合科目」、「教科専門科目」及び「教職専門科目」からなる体系的なカリキュラムを編成している。授業概要（シラバス）（提出-6）作成の際には、教務委員会が中心となり学習成果等の点検を行い、全学的に教育目標の達成に向けた取り組みを進めている。

教育目的・目標は、広く学内外に周知するために、ホームページ、大学案内（提出-3 p.1）、入学試験要項（提出-4 巻頭）、学生便覧（提出-5 p.2）等で公表している。

本学の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか、毎年実施している卒業生の就職先訪問と、3年に一度、直近では令和元年度に実施している就職先へのアンケート調査の結果により定期的に点検している。また、実習先と本

学教員との意見交換の場である実習情報交換会を行い、意見や情報を得ることにより、振り返りの機会としている。これらのアンケートの集計結果、意見や情報は、進路指導委員会やこども学科実習委員会で検証し、その内容を教授会に報告することで、本学こども学科の人材養成が、地域・社会の要請に応えているかを検証する機会としている。なお、実習受入先との実習情報交換会は、令和2年度はコロナ禍により実施しなかった。

【区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、建学の精神に基づく教育理念「共生の心」を備えた人材の育成のために、教育目標を定めた上で、保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備える人材を社会に送り出している。教育目標を達成し、この使命を実現するために、保育者に必要な知識・技能として修得すべき学習成果は、次のように定めている。

◆学習成果

保育者として必要な知識・技能を身に付ける。

1. 専門的学習成果

- ① 保育者としてこどもの教育・保育環境をつくることができる。
- ② 一人ひとりの特性や発達課題に即した支援ができる。
- ③ こどもの主体的な活動やこどもにふさわしい生活・遊びを展開できる。
- ④ 保護者や地域との連携を図れる能力を育成する。

2. 教養的学習成果

- ① 社会人・職業人として求められるマナーや姿勢、コミュニケーション能力を獲得できる。
- ② 社会人・職業人として責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己表現、他者理解及び自己管理の能力を育成する。

また、教育目標と学習成果は、表 3 のように関連性を有している。

表 3 教育目標と学習成果の関連性

建学の精神からの教育目標	学習成果（※）
1. 人間は人間だけで生きているのではなく、自然のなかで他の生命とともに、生かされているという認識を持つとともに、その思想を実践する力を培う 2. 専門職業人として基本的な倫理観を養うとともに、他人を思いやる心を培う	2-②社会人・職業人として責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己表現、他者理解及び自己管理の能力を育成する。
3. 専門職に必要な基礎的知識・技術を修得するとともに、創造性を培う	1-①保育者としてこどもの教育・保育環境をつくること 1-②一人ひとりの特性や発達の課題に即した支援ができる。 1-③こどもの主体的な活動やこどもにふさわしい生活・遊びを展開できる。
4. 社会・歴史に対する深い洞察力を身に付けるとともに、豊かな人間性を培う 5. 国際社会に適応しうる感性を育むとともに、異文化を理解しうる力を培う	2-①社会人・職業人として求められるマナーや姿勢、コミュニケーション能力を獲得できる。 1-④保護者や地域との連携を図れる能力を育成する。

※学習成果は、1 専門的学習成果と 2 教養的学習成果に分けているため、以下の表記とした。

専門的学習成果：1-①、1-②、1-③、1-④ 教養的学習成果：2-①、2-②

この学習成果は、ホームページで学内外へ公表している。また、学生便覧で示し、学生に意識付けるとともに、個別の授業科目の学習成果は授業概要（シラバス）で示した上で、第 1 回目のそれぞれの講義で学生に説明している。

学習成果の達成に向けた一つの方策として、新年度開始後まもなくして宿泊研修を実施し、新入生向けには学習成果を意識して学習を進めるように指導している。在学生向けには、学習成果の達成に向けた学習への取り組み方を再確認する機会としている。なお、令和 2 年度も宿泊研修を計画していたが、コロナ禍のため、学内でのオリエンテーションや交流行事に変更して実施した。

学習成果の点検は、毎年度実施している卒業生の就職先への訪問や実習情報交換会での意見・情報の収集、定期的な就職先へのアンケート調査結果等により、関係する委員会が行っている。具体的には、就職先や卒業生に対して、3 年に一度アンケート調査（備付-6,7）を実施し、それを勤務状況調査として進路指導委員会で取りまとめ、改善策を検討した上で、教授会で審議している。これは、本学での学習成果を測る重要な取り組みの一つであり、取りまとめ及び改善策検討の過程で、本学の学習成果を点検している。さらに、入学時の確認テスト、在学中の短期大学生調査や学期ごとの GPA、卒業時の GPA、卒業率、資格取得状況や就職率等により総合的に学生の学習成果を把握し、

それを通して本学の学習成果を点検するため、令和 2 年度に「学習成果及び教育効果の検証に関する方針（アセスメントポリシー）」（備付-1）を策定し、これにより学習成果や教育効果を検証、点検している。今後も、学校教育法における短期大学に関する規定、短期大学設置基準及び免許・資格に係る法令を遵守した上で、アセスメントポリシーを改善しながら、学習成果の査定や点検を行っていく。毎年度実施している実習情報交換会は、令和 2 年度はコロナ禍により実施しなかった。

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学では、建学の精神、教育理念「共生の心」及び教育目標を軸に、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの三つの方針を定めている。

三つの方針

◆アドミッションポリシー（入学者受入方針）について

本学は「建学の精神」と「教育目標」とに共感する入学者を国内外から広く受け入れます。

1. 将来の目標を持っている人
2. 本学が求める基礎学力を備えている人
3. 自己の探求ができるとともに、謙虚に学ぶ姿勢を有する人
4. 専門職を通して、社会に貢献したいと考える人

◆カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）について

本学は「建学の精神」と「教育目標」を実現するために「総合科目」と「専門教育科目」により保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備えた人材を育成するカリキュラムを提供します。

1. 入学者の基礎学力の確認及び支援を図ります。また、「総合科目」の充実したカリキュラム展開により教養を備えた学生を育成します。
2. キャリア教育を展開し、マナーやコミュニケーション能力、基本的な倫理観、表現力を養います。
3. 「専門教育科目」においては、保育者としての知識と技能をより高め、社会の多様なニーズに対応できる学識と良識とを備えるためのカリキュラム編成をします。
4. 「専門教育科目」においては、地域社会との連携を図りながら多彩なカリキュラムを展開し、保育者としての理解を深め認識するとともに人間性を養うこと

に努めます。

5. ボランティア活動の活性化を図り、学生が体験による学びを積極的に展開できるよう努めます。

◆ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）について

学位：短期大学士（幼児教育学）

本学は「建学の精神」と「教育目標」に基づいて、保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備える人材を社会に送り出すことに努めています。卒業認定にあたっては厳正に成績評価を行い、学則に規定する所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位授与します。

建学の精神、教育理念「共生の心」及び教育目標は、ディプロマポリシーに合致する学生を育成することで体现できる。ディプロマポリシーに合致した学生の育成のために、カリキュラムポリシーに基づいたカリキュラムを編成・実施し、そのカリキュラムを2年間で修了できる資質を持った学生を選抜するためにアドミッションポリシーを定めている。つまり、これらの三つの方針は、切り離すことのできない一体的なものである。

三つの方針は、平成24年度に教授会で検討、審議し、理事会及び評議員会の承認を経て、明確に制定している。また、平成30年10月22日付「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について（通知）」では、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを踏まえたアドミッションポリシーに基づき、「学力の3要素」（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と共同して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価できる選抜方法への改善が要請された。これを受け、令和2年度に、入試対策・学生募集委員会からアドミッションポリシーの「本学が求める基礎学力を備えている人」を、「本学が求める基礎的な知識と技能を備えている人」に変更する提案があり、教授会の審議を経て、理事会及び評議員会にて審議、承認された。

本学では、三つの方針に基づき、学生募集、教育活動、学生指導や進路指導を行っている。この三つの方針が各法令や関係省庁からの通達に基づき運用できるよう、入試対策・学生募集委員会、教務委員会、学生指導委員会、進路指導委員会、こども学科実習委員会等で議論を重ね、教授会で審議しており、本学全体で三つの方針の策定とその点検、それに基づく学校運営に取り組んでいる。

入学希望者には、三つの方針を入学試験要項（提出-4 巻頭）で示すだけでなく、オープンキャンパスや総合型選抜のエントリー説明会で十分な説明を行っている。本学は、建学の精神、教育理念「共生の心」及び教育目標に基づいて、保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備える人材を社会に送り出している。そのためのカリキュラムは、総合科目、教科専門科目及び教職専門科目で編成し、保育者としての知識・技能の修得を目指している。また、入学者は、アドミッションポリシーにより、建学の精神と教育目標に共感する学生を国内外から広く受け入れている。

本学独自科目である「弘徳豊岡教育Ⅰ・Ⅱ」（提出-6 p.2）は、建学の精神に基づく教育理念「共生の心」を備えた人材育成を目的とする科目であり、より一層ディプロマポリシーに合致した人材を育成するために令和2年度より新設している。

三つの方針は「豊岡短期大学学則」（提出-13）で規定し、入学試験要項や学生便覧（提出-5 p.2）等に掲載し、それらを含めホームページで広く周知している。新入生や在学生に対しては、前・後期のオリエンテーション等で説明している。また、高等学校の進路指導部、こども園や社会福祉施設等の実習先、卒業生の就職先の訪問時に、三つの方針を掲載した入学試験要項等を持参し、広く周知できるように取り組んでいる。

＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

本学の教育目標及び学習成果は、社会的通用性があると判断しているが、今後も社会やステークホルダーのニーズを十分に理解し、社会に役立つ人材、ステークホルダーが求める人材を養成する必要がある。そのため、社会が求める教育を実施できているか点検することを目的として、就職先へのアンケート調査、学生の実習受入先との実習情報交換会等を実施している。これらのアンケート結果や実習情報交換会での意見は概ね肯定的であるが、否定的な意見も一部で存在する。この否定的な意見を見直しの機会と捉えて、よりよい教育を学生に提供し続けていくために、今後も適切な改善を図っていく。

＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

教育目標の達成に向けて、教育目標に基づく学習成果とカリキュラムポリシーに基づく授業科目との対応関係を再検討した結果、さらに建学の精神の理解を深め、教育理念「共生の心」を備えた人材の育成を推進するため、本学で学ぶ基礎的な心構えと態度を養い、社会人基礎力を養うことを目的とする「弘徳豊岡教育Ⅰ・Ⅱ」を令和2年度より新設した。このように、教育目標と学習成果、そして三つの方針のつながりを意識しつつ、教育の効果を高めている。

【テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証】

＜根拠資料＞

提出資料

- 14 豊岡短期大学自己点検・評価委員会規程

備付資料

- | | | | |
|----|--|----|---------------------|
| 1 | アセスメントポリシー | 8 | PDCA サイクルシート【令和2年度】 |
| 9 | 学校法人弘徳学園中長期計画 | | |
| 10 | 自己点検・評価報告書 | | |
| | (https://koutoku.ac.jp/toyooka/outline/kouhyou/daisansha/) | | |
| 11 | カリキュラムマップ | 13 | 学習成果及び教育効果の検証結果 |
| 14 | 授業評価アンケート（結果） | 15 | 高等学校等訪問記録 |

備付資料（例規集）

9-19 豊岡短期大学 GPA に関する規程

【区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学は、「豊岡短期大学自己点検・評価委員会規程」（提出-14）により自己点検・評価委員会を設置している。この委員会は、「教育、研究の充実と活性化を図り、短期大学の使命を果たすため、教育・研究などの現況とその独自性について、自己点検・評価に関する事項を自主的に調査検討することを目的とする」としており、本学の教育・研究活動の充実改善に資する点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会の構成員は、自己点検・評価委員会規程に基づき、学長をはじめ、学科長、図書館長、各部署の管理職等の教職員としている。

各部署（教務学生部、通信教育事務部、図書館、総務部、経理部）、常設委員会及び関連規定に基づく委員会が、PDCA サイクルを用いた改善シート（備付-8）を作成し、教育活動や日常業務に従事する中で、定期的な自己点検・評価を試みている。各教職員は、1つ以上の委員会に所属しているため、教職員全員が自己点検・評価活動に関与している。この PDCA サイクルを用いた改善シートにより、前年度の検証を基に当該年度に取り組むべき課題を示し、その課題に対して取り組み、活動を検証し、次年度の課題を引き継ぐことを一連の流れとして繰り返し、自主的・自立的な改善活動を継続的に行っている。

各部署が作成する業務改善 A シート、各委員会が作成する委員会改善 B シートは、「学校法人弘徳学園中長期計画」（備付-9）の観点を踏まえて、自己点検・評価委員会が内容の確認を行うとともに、不足する場合には取り組みの追加を求めている。そして、年度末には、自己点検・評価委員会がその実施状況を検証する役割を担っている。

自己点検・評価報告書（備付-10）は、学長のリーダーシップのもと、自己点検・評価委員会を中心に各部署で分担して作成している。その原案は、評価基準の区分ごとにこども学科、教務学生部、通信教育事務部、図書館、総務部、経理部に割り当て、自己点検・評価委員会が集約し、全学的視野から総合的に点検・評価を行っている。作成した自己点検・評価報告書は、教授会にて審議し、学長の承認後、ホームページで公表している。

本学の教育成果等の検証の一つとして、実習先訪問、卒業生の就職先訪問や高等学

校訪問（備付-15）の際には、先方の関係者から意見を聴取している。また、こども園や社会福祉施設等との実習情報交換会により、意見交換や情報収集を行っている。これらの意見を各委員会活動の取り組みに反映している。なお、実習情報交換会は、令和2年度はコロナ禍のため実施しなかった。

各部署や各委員会は、PDCA サイクルを用いた改善シートを作成し、教育活動や日常業務に従事する中で、定期的な改善活動を行っている。このサイクルを活用して、全教職員が改革・改善に努め、自己点検・評価の結果を活用している。

【区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準 I -C-2 の現状＞

学習成果は、2 項目からなる教養的学習成果及び 4 項目からなる専門的学習成果に分類しており、カリキュラムマップ（備付-11）により教育課程の各科目と学習成果の関連を明確にしている。カリキュラムマップと各科目の成績を組み合わせることで、本学の定める学習成果ごとの達成状況を査定することができる。

令和2年度より新たに導入した GPA 制度により、学習成果の獲得状況や達成度を査定する体制を強化した。この制度は、「豊岡短期大学 GPA に関する規程」（備付-例規集 9-19）に定めており、グレードポイントの算出のための配点は、秀（90～100）は 4 点、優（80～89）は 3 点、良（70～79）は 2 点、可（60～69）は 1 点、不可（0～59）は 0 点（カッコ内は各科目の成績評価素点）としている。この GPA を踏まえて、各学生の学習成果を査定し、必要に応じて指導・助言をしている。

カリキュラムマップ、GPA やその他のさまざまな学習成果の査定の取り組みを一つにまとめ、より強力に内部質保証活動に活かし、教育の質を保証していくために、三つの方針を基盤とする評価指標を定めた「アセスメントポリシー」（備付-1）を、令和2年度に自己点検・評価委員会が作成した原案をもとに、教授会審議の上、策定している。このポリシーにより、学生の学習成果を評価している。また、この評価は、入学時から卒業時までを継時的に短期大学レベル、学科レベル、科目レベルの 3 つのレベルで、定めた指標に基づいて実施し、教育内容・教育方法の改善等に利用している。令和2年度には、策定したアセスメントポリシーに基づき、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーのそれぞれに照らして、学習成果及び教育効果の検証（備付-13）を行なった。評価に用いる指標等は、毎年度見直しながら運用していく予定である。

このように、令和元年度に令和2年度の GPA 制度導入を決定し、令和2年度にアセスメントポリシーの運用を開始するなど、学習成果の査定方法を定期的に点検し、見

直している。

教育の質の向上・充実として、教育改善実施（FD）委員会の指示のもと、PDCA 授業改善 C シートにより、各教員が担当授業科目の点検・改善を行うなど、授業における教育の質の向上・充実を図っている。前年度の課題を踏まえ、当該年度の計画、具体的な授業内における工夫等の実行内容、成績分布や授業評価アンケート（備付-14）による授業の検証に基づく課題、次年度の改善計画などを記入している。各教員が記入した PDCA 授業改善 C シートは教育改善実施（FD）委員会が取りまとめている。これには、毎学期実施する授業評価アンケートを踏まえて課題を考察することを求めており、学生の意見や評価も取り入れながら、教育の改善のための活動を行っている。また、こども学科実習委員会、教務委員会など、各委員会が年間を通して PDCA 委員会改善 B シートに基づいて活動している。アセスメントポリシーによる査定の結果によっては、自己点検・評価委員会から各部署や各委員会に改善を求め、年度ごとの PDCA サイクルに組み込んでいる。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令を遵守するため、法令改正を適宜確認し、対応が必要な際には、各部署や各委員会にて関係規程を見直し、改正案を教授会にて審議している。その上で、規程改正は、本学園の定める手続きにしたがって適切に進めている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

学習成果をより体系的に把握し、自己点検・評価活動を強力に推進していくためにアセスメントポリシーを策定したが、これ自体を定期的に見直し、改善に向けて運用していく必要がある。また、定着しつつある内部質保証を支えている PDCA サイクルシートを発展させ、教職員の意識改善の取り組みを継続的に行い、本学の教育の在り方、ビジョンを共有していく。全学的に課題や改善点を共有し、時代に合った教育を提供し続けるべく、今後も自己点検・評価の質を高めていくことが課題である。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

令和 2 年度からアセスメントポリシーの運用を開始した。これまで、自己点検・評価委員会や教育改善実施（FD）委員会等が、個別に学習成果等を点検し、改善活動に活かしていたが、アセスメントポリシーにより評価指標を定め、学習成果・教育効果をより体系的に可視化している。アセスメントポリシーに基づいた点検結果を自己点検・評価委員会が取りまとめ、建学の精神、教育理念「共生の心」、教育目標、三つの方針や学習成果の妥当性の検証に利用することができるようになった。

本学園の中長期計画とアセスメントポリシーにより課題や業務内容が可視化でき、各部署、各委員会の目標をより一層明確化することが可能となった。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

建学の精神、教育理念「共生の心」、教育目標及び学習成果の理解は、教育の根幹を

成すものと捉え、教職員は共通認識を持つべく、全学研修会、教員研修会、職員の各部署における研修会等の学内研修会を積極的に開催している。

全学研修会は、職務改善・推進（SD）委員会が中心となって、企画している。令和2年度は、職務改善・推進（SD）委員会から教育情報公開運営委員会に情報セキュリティに関する全学研修会の実施を依頼し、教職員を対象とした情報セキュリティに関する研修会を実施した。さらに、入試対策・学生募集委員会から、教職員に対して、学生募集に向けた「本学の強み」に関する情報共有のための研修会を実施した。

令和2年度の教員を対象とした研修会は、外部講師によるICT利活用促進の講習会を開催した。

各部署の研修会は、年度初めに各部署が策定した計画を職務改善・推進（SD）委員会が集約している。令和2年度は表4の通り実施した。

表4 令和2年度 部内研修会一覧

部 署	回 数	題 名
教務学生部	11回	① オープンキャンパスについて ② 緊急奨学金制度について ③ 定期試験監督要領の変更点について ④ 高等教育無償化に伴う手続きについて ⑤ 大学入学者選抜実施要領について ⑥ 学校推薦型選抜について ⑦ 教員免許状授与申請ガイダンスについて ⑧ 個人情報保護について ⑨ 就職状況・資料室について ⑩ 長期離職者訓練制度について ⑪ 学力に関する証明書の変更点・留意点について
通信教育事務部	11回	① 教務システム「TtLeS（トトレス）」及びレポート作成システム利用について ② スクリーニングの対応について ③ 入学説明会（こども学科）について ④ 入学説明会（社会福祉士養成通信課程）について ⑤ 専門実践教育訓練給付金制度及び一般教育訓練給付金制度について ⑥ 高等教育無償化について ⑦ 幼稚園教諭免許課程について ⑧ 指定保育士養成施設について ⑨ 単位認定制度について ⑩ 個人情報保護について ⑪ 「Google Meet」「Google Classroom」について

図書館	4回	① 私立短期大学図書館協議会について ② 目録所在情報システム「CAT2020」について ③ 選書と学内図書館掲示板の広報について ④ 蔵書点検について
総務部	5回	① 科学研究費助成事業の概要について ② 勤怠管理について ③ 資格取得要件について ④ 個人情報保護について ⑤ 公文書について
経理部	11回	① SD研修について ② パソコン処理のスキルアップについて ③ こども園の保育料について ④ 短大通学学費について ⑤ 会計処理の疑問？質問！について ⑥ 個人情報保護について ⑦ 通信収納処理のための基礎知識について ⑧ 認証評価について ⑨ 学校会計に関する最新の情報について ⑩ 予算・決算業務の疑問？質問！について ⑪ SD研修総括について

各部署の研修会は、業務に関して理解を深める内容が中心である。教務学生部では、新しく取り組み始めた事項を中心に、教育内容や学生指導の共通理解を図った。通信教育事務部では、新入生オリエンテーションで建学の精神、教育理念、三つの方針、沿革及び本学の特徴等を説明することを想定したロールプレイとして実施している。

短期大学設置基準第 35 条の 3「短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 11 条の 3 に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。」を遵守するため、さまざまな形で教職員が研修できる機会を設けている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の教育目標及び学習成果は、社会的通用性があると判断しているが、今後も社会に役立つ人材、ステークホルダーが求める人材を養成するため、社会が求める教育を実施できているか点検を継続する必要がある。そのため、就職先へのアンケート調査、学生の実習受入先との実習情報交換会を実施し、地域社会の意見に基づく教育目標及び学習成果等の検証を行い、必要に応じて改善していく。

GPA 制度の導入やカリキュラムマップを基にしたカリキュラムツリーの整理、アセスメントポリシーの策定等、学生にとっても教職員にとっても、学習成果をより正確に把握する仕組みを整備している。これらは、学習成果を把握するためのツールである

と同時に、自己点検・評価活動を推進するためのツールである。すなわち、各部署及び各委員会の PDCA 活動、教員による授業改善の PDCA 活動に、これらの新たなツールを追加し、内部質保証を推進していくことが必要である。そのために、それぞれのカリキュラムマップやアセスメントポリシーなどのツール自体を改善していかなければならない。また、それぞれのツールを扱う教職員の意識・知識も絶えずアップデートしていく必要がある。今後も、本学が社会的使命を果たしていくために、学長のリーダーシップのもと、自己点検・評価委員会が中心となってこれまで以上に組織としての改善活動を実施していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】**[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]****<根拠資料>****提出資料**

- 1 建学の精神 (<https://koutoku.ac.jp/toyooka/outline/seishin/>)
- 2 教育理念「共生の心」、教育目標、三つの方針、学習成果
(<https://koutoku.ac.jp/toyooka/outline/policy/>)
- 3 大学案内【2020・2021年度】
- 4 入学試験要項【2020・2021年度】
- 5 学生便覧【令和2年度】
- 6 授業概要(シラバス)【令和2年度】
- 27 学年暦【令和2年度】

備付資料

- 1 アセスメントポリシー
- 6 就職先へのアンケート調査(結果)
- 7 卒業生へのアンケート調査(結果)
- 8 PDCA サイクルシート【令和2年度】
- 11 カリキュラムマップ
- 12 カリキュラムツリー
- 13 学習成果及び教育効果の検証結果
- 14 授業評価アンケート(結果)
- 16 こどもフェスタ
- 17 進路一覧表、就職率【平成30～令和2年度】
- 19 (通信) レポート評価票
- 20 (通信) 科目試験評価票
- 21 (通信) スクーリング評価基準
- 22 (通信) 授業評価アンケート
- 23 (通信) オンラインスクーリング授業評価アンケート
- 24 学習成果確認シート
- 25 就職活動ノート
- 26 GPA 等分布図
- 27 自己評価シート
- 28 特別研究授業日誌
- 29 特別研究報告集
- 30 卒業前アンケート

備付資料(例規集)

- 2-4 豊岡短期大学学則
- 2-5 豊岡短期大学通信教育部規程
- 9-13 豊岡短期大学試験規程

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

豊岡短期大学では、建学の精神（提出-1）、教育理念「共生の心」及び教育目標（提出-2）を軸に、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの三つの方針（提出-2）を定めている。また、教育目標を達成し、この使命を実現するために、保育者に必要な知識・技能として習得すべき学習成果を定めている。このことから、ディプロマポリシーは、学習成果に対応している。

本学のディプロマポリシーは、次の通り定めている。

◆ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）について

学位：短期大学士（幼児教育学）

本学は「建学の精神」と「教育目標」に基づいて、保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備える人材を社会に送り出すことに努めています。卒業認定にあたっては厳正に成績評価を行い、学則に規定する所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位授与します。

ディプロマポリシーに基づき、「豊岡短期大学学則」（提出-13、備付-例規集 2-4）で卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を定め、学生便覧（提出-5 p. 3, 71～73）に明確に示している。

・卒業の要件<学則第 22 条>

「本学を卒業するためには、学生は 2 年以上在学し、別表 1 及び別表 2 に定めるところにより 62 単位以上修得しなければならない。

2 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。」

・成績評価の基準<学則第 16 条>

「学業成績は、秀 (S)・優 (A)・良 (B)・可 (C) 及び不可 (D) に分け、秀 (S)・優 (A)・良 (B)・可 (C) を合格とし、不可 (D) を不合格とする。秀 (S) は 90 点以上、優 (A) は 80 点以上、良 (B) は 70 点以上、可 (C) は 60 点以上、不可 (D) は 59 点以下とする。

2 前項により評価した成績をもとに GPA (グレード・ポイント・アベレージ) を算出するものとする。GPA については別に定める。」

・資格取得の要件<学則第 14 条>

「教育職員免許状を取得しようとする者は、前条に規定するもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を履修しなければならない。

2 本学において取得し得る教育職員免許状の種類は、次の通りである。

3 保育士資格を取得しようとする者は、こども学科に在籍し、第 11 条より第 13 条に定めるところによるほか、児童福祉法施行規則の規定により、厚生労働大臣の定める修業科目及び単位を履修しなければならない。」

本学のディプロマポリシーは、保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備える人材を社会に送り出すこととしている。令和2年度の卒業生におけるこども園や社会福祉施設等の福祉関係への就職率（備付-17）は、90%を超えているため、社会的通用性があるといえる。

毎年度実施している卒業生の就職先への訪問や実習情報交換会での意見の交換や情報の収集、3年に一度実施している就職先や卒業生へのアンケート調査結果（備付-6、7）を取りまとめた勤務状況調査等により、学習成果の改善策を検討した上で、教授会で審議している。この学習成果の検証を通して、ディプロマポリシーを点検している。さらに、令和2年度の自己点検・評価委員会では、アセスメントポリシー（備付-1）により教育の質及び三つの方針を検証した結果、教育の質が担保できているため変更の必要はないという結論に至り、教授会が審議し、承認した。

【区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

ディプロマポリシーにある「保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備える人材を社会に送り出す」ことを実現するために、カリキュラムポリシーを定めている。このカリキュラムポリシーにより、「総合科目」と「専門教育科目」からなるカリキュラムを編成・実施しているので、ディプロマポリシーに対応している。

本学のカリキュラムポリシーは、次の通り定めている。

◆カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）について

本学は「建学の精神」と「教育目標」を実現するために「総合科目」と「専門教育科目」により保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備えた人材を育成するカリキュラムを提供します。

1. 入学者の基礎学力の確認及び支援を図ります。また、「総合科目」の充実したカリキュラム展開により教養を備えた学生を育成します。
2. キャリア教育を展開し、マナーやコミュニケーション能力、基本的な倫理観、表現力を養います。
3. 「専門教育科目」においては、保育者としての知識と技能をより高め、社会の多様なニーズに対応できる学識と良識とを備えるためのカリキュラム編成をします。
4. 「専門教育科目」においては、地域社会との連携を図りながら多彩なカリキュラムを展開し、保育者としての理解を深め認識するとともに人間性を養うことに努めます。
5. ボランティア活動の活性化を図り、学生が体験による学びを積極的に展開できるよう努めます。

教育課程は、短期大学設置基準、教職課程や保育士養成課程に関わる法令等に基づき、本学の建学の精神及び教育理念「共生の心」に沿った形でカリキュラムポリシーに従い、編成している。教育課程は、本学学則第3章「教育課程、履修方法及び課程修了の認定」に規定しており、授業科目の編成は次の通り定めている。

- ・ 授業科目の区分＜学則第11条＞

「授業科目は、総合科目及び専門教育科目（教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目）に分け、これを2年間に配当して教授する。」

- ・ 総合科目＜学則第12条＞

「総合科目については8単位以上を履修しなければならない。総合科目の授業科目及び単位数は、別に定めている。」

- ・ 専門教育科目＜学則第13条＞

「専門教育科目は、必修科目及び選択科目を含めて54単位以上を修得しなければならない。専門教育科目の授業科目、単位数については、別に定める。」

本学では、「総合科目」と「専門教育科目」により保育者としての知識と技能を修得し、それらに裏打ちされた深い造詣と社会貢献への使命感を備えた人材を育成するための体系的な教育課程を編成している。そして、学習成果と各授業科目の対応は、カリキュラムマップ（備付-11）に整理し、カリキュラムマップを基にカリキュラムの連続性を視覚化したカリキュラムツリー（備付-12）に示している。

社会人として必要な知識・技能、保育の総合的な実践力が獲得できるように、「弘徳豊岡教育Ⅰ・Ⅱ」（提出-6 p.2）、「特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」（提出-6 p.80～87）、「キャリアアップⅠ・Ⅱ・Ⅲ」（提出-6 p.22～27）を本学独自科目として次のような内容で編成している。

- 弘徳豊岡教育Ⅰ・Ⅱ …建学の精神を理解し、共生の心を備えた人材の育成のために体験的な学習を多く取り入れ、学生間、学生と教職員間といったさまざまな人間関係の中で、コミュニケーション能力や課題解決力のさらなる向上を目指している。
- キャリアアップⅠ・Ⅱ・Ⅲ…社会人として、また保育者として活躍するために必要な知識・スキルの向上を目指している。
- 特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ …<保育×○○（保育かける○○）>というテーマで体験型の授業、年末に開催する「こどもフェスタ」（備付-16）での発表に向けた1・2年生合同での運動遊びやダンス、劇、大型紙芝居といった製作活動や練習等、学年の枠を超えた交流を通して、保育者に求められる資質・能力を高めることを目指している。

CAP制（履修単位制限）は、現時点では導入に至っていない。本学は、2年間で幼稚園教諭二種免許、保育士資格を取得する教育課程であり、免許・資格要件を充足するための修得単位数は、卒業要件単位である62単位を大幅に上回る専門教育科目70単位以上となる。教育効果を鑑みた各科目の配当年次を検討した結果、多くの科目を1年次に配当している。加えて、建学の精神、教育理念「共生の心」、教育目標及び学習成果を体現するには、憲法や弘徳豊岡教育などの「総合科目」も重要である。そのため、幼稚園教諭二種免許と保育士資格を取得し、かつ教育目標及び学習成果を体現することは、CAP制を形骸化させてしまうと判断している。なお、令和2年度卒業生は、単位取得率（総取得単位数/総履修単位数）が98.5%、学位取得率（学位授与数/入学者数）が93.4%であり、現状の履修制度で十分な学習成果を担保できていると分析している。また、各科目の学習成果を担保するために、授業概要（シラバス）（提出-6）や各授業の初回で学生へ学習の進め方を示すことにより、予習・復習に計画的に取り組み、バランスよく学習できるよう努めている。さらに、各教員はPDCA授業改善Cシート（備付-8）において、成績分布、学生による授業評価アンケート（備付-14）の予習・復習をした程度や理解度等の結果から、担当科目の学習成果の達成状況を振り返りながら授業改善活動を行っている。この活動も単位の実質化に寄与している。

成績評価は、短期大学設置基準第11条の2にのっとり、授業概要（シラバス）に評価基準を明示し、この評価基準に基づき客観性・公平性を担保し、厳格に行っている。科目担当者は、授業態度、小テスト、レポートや定期試験の結果等を基に、授業概要（シラバス）に定めた割合で総合的に数値を算出することで妥当性を担保し、説明責任が果たせるような成績評価を行っている。また、学科会議でも成績評価に対する考え方の共通理解を図り、教育の質保証に向けた取り組みを行っている。さらに、各科目担当者は、本学の教育目標、教育職員免許法及び同施行規則並びに指定保育士養成施設の指定基準に基づくカリキュラムで教育活動を行い、定期試験は「豊岡短期大学試験規程」（備付-例規集9-13）により厳正に運用している。

その授業概要（シラバス）の記載事項は、授業概要、授業科目の目的、学習成果、テ

キスト、参考書、フィードバックの方法、成績評価基準、受講者の心構えとメッセージとして準備学習の内容と振り返り学習の内容、授業時間数、科目担当者の実務経験やその概要を記載しており、必要な項目は全て明示している。これらの内容は、教務委員会が本学の学習成果と各科目の学習成果の関連性を点検している。

通信教育部では、印刷教材（テキスト）による「通信授業科目」と対面授業（スクーリング）による「面接授業科目」で学生の教育を行っている。教育課程及び履修方法は、「豊岡短期大学通信教育部規程」（備付-例規集 2-5）に規定している。通信授業科目の単位取得には、レポート及び科目試験の合格が必要となり、レポートの合否判定や試験の採点は、科目担当者が科目別レポート評価票（備付-19）や科目試験評価票（備付-20）に基づき行っている。面接授業科目は、所定の講義を受講し、その最後に行う単位認定試験の合格が必要となる。面接授業科目の評価は、スクーリング評価基準（備付-21）に基づき行っている。スクーリングは、豊岡キャンパスで開講する本校スクーリングと、北海道、関東、北陸、中部、近畿、九州で開講する拠点・移動スクーリングを設けており、学生は仕事や家庭等の都合に合わせた会場と時期を選択して受講することができる。夏期、秋期及び春期の本校スクーリング時には、受講者に対してそれぞれ授業評価アンケートを実施し、その結果（備付-22）を機関誌「豊梅（ほうばい）」に掲載するとともに、担当教員にフィードバックし、授業内容などの点検・改善を行っている。令和 2 年度は、コロナ禍によりスクーリング会場に行けない学生が存在したため、学生の学習が停滞しないように双方向授業のオンラインスクーリングを実施した。なお、このオンラインスクーリングの授業評価アンケート結果（備付-23）は、コロナ禍に安全にスクーリングの受講ができたこと、社会情勢の変化に迅速に対応したこと、対面スクーリングと変わらない学習効果が得られたこと等の肯定的な意見が多数を占めた。

教育課程は、学校教育法、短期大学設置基準、保育士養成課程や教職課程の基準を遵守するため、法令改正を適宜確認し、適切に見直している。平成 31 年度から教職課程や保育士養成課程の基準の大幅な改正に伴い、本学の教育課程も大幅に変更している。また、本学独自科目である「キャリアアップ I・II・III」や「特別研究 I・II・III・IV」の内容を毎年度見直し、より高い学習成果の獲得のために取り組んでいる。さらに、建学の精神の理解を深め、教育理念「共生の心」を備えた人材の育成を推進するため、本学で学ぶ基礎的な心構えと態度を養い、社会人基礎力を養うことを目的する「弘徳豊岡教育 I・II」を令和 2 年度より新設した。このような教育課程の見直しは、主に教務委員会や学科会議を通して提案し、教授会で審議の上、実施している。令和 2 年度からは、アセスメントポリシーの運用を開始し、学習成果の点検結果を教育課程の定期的な見直しに活かしている。

【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学の教育課程は、4項目からなる「専門的学習成果」と2項目からなる「教養的学習成果」を達成するために「総合科目」、「教科専門科目」、「教職専門科目」から編成し、各科目と学習成果の関連性を、カリキュラムマップに整理している。総合科目は、「弘徳豊岡教育Ⅰ・Ⅱ」、「生命倫理」、「憲法」、「情報リテラシーと処理技術」、「キャリアアップⅠ・Ⅱ・Ⅲ」など14科目となっている。総合科目は、弘徳豊岡教育Ⅰ・Ⅱ以外を選択科目としているが、そのうちの憲法等の5科目は幼稚園二種免許を取得するための免許必修科目としている。

総合科目の設定及びその内容は、科目担当者が授業概要（シラバス）を作成した後、教務委員会が本学の学習成果と各科目の学習成果の関連性を点検している。総合科目の科目担当者は、授業概要（シラバス）に示した科目の到達目標と本学の学習成果との関連性を理解した上で教育活動を行っており、教養教育の実施体制が確立している。

本学には、専門教育科目として教科専門科目（29科目）、教職専門科目（30科目）があり、学生が保育者、専門職業人として身に付けるべき専門的学習成果を獲得するための教育が確立している。総合科目では、主に「社会人・職業人として求められるマナーや姿勢、コミュニケーション能力を獲得できる」及び「社会人・職業人として責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己表現、他者理解及び自己管理の能力を育成する」という2つの教養的学習成果の獲得を図っている。カリキュラムマップにより、専門的学習成果を獲得する総合科目及び専門教育科目（教科専門科目・教職専門科目）、教養的学習成果を獲得する専門教育科目及び総合科目を示し、教養教育と専門教育の関連を明確にしている。さらに、この教養的学習成果と専門的学習成果は、教育目標を達成するために定めており、表3に示す通りそれぞれ関連している。

表3 教育目標と学習成果の関連性

建学の精神からの教育目標	学習成果（※）
1. 人間は人間だけで生きているのではなく、自然のなかで他の生命とともに、生かされているという認識を持つとともに、その思想を実践する力を培う	2-②社会人・職業人として責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己表現、他者理解及び自己管理の能力を育成する。
2. 専門職業人として基本的な倫理観を養うとともに、他人を思いやる心を培う	
3. 専門職に必要な基礎的知識・技術を修得するとともに、創造性を培う	1-①保育者としてこどもの教育・保育環境をつくることができる。 1-②一人ひとりの特性や発達の課題に即した支援ができる。 1-③こどもの主体的な活動やこどもにふさわしい生活・遊びを展開できる。

4. 社会・歴史に対する深い洞察力を身に付けるとともに、豊かな人間性を培う	2-①社会人・職業人として求められるマナーや姿勢、コミュニケーション能力を獲得できる。
5. 国際社会に適応しうる感性を育むとともに、異文化を理解しうる力を培う	1-④保護者や地域との連携を図れる能力を育成する。

※学習成果は、1 専門的学習成果と 2 教養的学習成果に分けているため、以下の表記とした。

専門的学習成果：1-①、1-②、1-③、1-④ 教養的学習成果：2-①、2-②

教養教育の効果は、各科目の成績評価や学生の授業評価アンケート結果、3年に一度実施している卒業生や就職先へのアンケート調査を取りまとめた勤務状況調査結果を検証することにより確認している。これに基づき、本学独自科目である「キャリアアップⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の内容を毎年度見直すなど、教養教育の効果向上に取り組んでいる。

【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学は、法令等に定められている要件を満たした幼稚園教諭二種免許及び保育士資格の取得を大きな目標として、教育を実施している。これらの免許・資格を取得することは、専門職である保育者という職業へ接続できることを意味している。この職業への接続に関して、授業で学んだ内容と実践の統合を図り、実際の保育現場を体験する実習は重要な位置を占めている。そのため、実習指導の体制として、こども学科実習委員会を組織し、委員会を中心に指導することにより、職業に必要な能力の育成に取り組んでいる。

学生が、職業や实际生活に必要な力を身に付けるには、免許・資格に伴う学習だけでなく、保育現場でのさらなる対応力向上及び实际生活に必要な力を養うことが求められる。そのために、本学独自の科目により、体験的な学習も取り入れながら幅広く学び、学生間、学生と教職員等のさまざまな人間関係に基づくコミュニケーション能力や課題解決力を向上させ、職業人として生きていく資質・能力の育成を図っている。総合科目「キャリアアップⅠ・Ⅱ・Ⅲ」は、教養教育として職業観等を高める科目である。これらの科目は、自己理解や他者理解、保育者としての自覚、時事問題に対する意識付けなどを含めた総合的な人間力の向上を図っている。さらに、教養的学習成果を高めるため、令和2年度より総合科目「弘徳豊岡教育Ⅰ・Ⅱ」を新設している。これらの科目は、建学の精神を理解し、教育理念「共生の心」を備えた人材を育成するために、本学で学ぶ基礎的な心構えや態度を養うとともに、社会人基礎力を養うことを図っている。

教科専門科目「特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」では、保育者としての知識・技術を総合的

に高めるため、各グループで達成目標や行動目標をまとめた「学習成果確認シート」（備付-24）を作成し、演劇、大型絵本、運動遊び、人形劇等の舞台発表に取り組んでいる。1・2年生合同で授業を行い、学年の垣根を超えて舞台発表に取り組むことで、コミュニケーション能力の向上を含めたさまざまな教育の相乗効果が生まれ、それが本学の伝統となっている。そして、毎年12月に豊岡市内の商業施設において、豊岡キャンパス・姫路キャンパス合同開催する「こどもフェスタ」で、地域の子ども・保護者向けにその成果を披露している。これは、舞台発表に向けたグループワークを通して、保育者としての実践力を高めることができる機会となっている。こどもフェスタ終了後、各グループで取り組み成果を振り返り、自己省察を行っている。しかし、令和2年度はコロナ禍により豊岡市内の商業施設での合同開催を断念し、豊岡キャンパス・姫路キャンパスの学生が、それぞれの学内施設で学生・教職員を観客として実施した。地域の子ども・保護者等を招いての発表は実施できなかったが、学生の学習成果発表の場として、こどもフェスタは意義あるものとなった。

職業教育の効果の測定・評価は、3年ごとに就職先や卒業生へのアンケートを実施し、直近では令和元年度に勤務状況調査結果として集約している。就職先へのアンケートは「卒業生の近況（転職等の有無を含めて）」、「卒業生の評価（社会人としてのマナー、保育者として必要な知識・技能など）」、「本学に対する要望」等である。卒業生へのアンケートは、実際に働く上で「短大生活中に力を入れて取り組んだことで、現在大いに役立っていることは何か」、「短大でもっと取り組んでおけば良かったと思うことは何か」等を確認している。これらのアンケート結果は、職業教育の改善につながる貴重な情報となっている。また、毎年度実施している就職先訪問時にも意見聴取を行っている。これは、前年度の卒業生の就職先を6月から8月にかけて訪問し、就職先の職員に「卒業生の近況」、「卒業生の評価（社会人としてのマナー、保育者として必要な知識・技能など）」、「本学に対する要望」等を聴取し、報告書にまとめている。さらに、毎年度開催している実習情報交換会では、参加しているこども園や社会福祉施設等の中に卒業生の就職先もあるため、その卒業生の様子を直接聴くこともできている。この実習情報交換会は、令和2年度はコロナ禍により実施しなかった。

これらのアンケートや聞き取りの結果は進路指導委員会やこども学科実習委員会で集約・分析し、教授会で改善策を審議している。アンケートや聞き取りの結果は、進路ガイダンスでの学生指導、日々の教育活動・カリキュラム改善に活かしている。学生が実際に就職活動をする際に使用している「就職活動ノート」（備付-25）は、これらの結果を基に毎年度見直し、改訂している。

【区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学では、教育目標に基づき、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを一体的に定め、適切に入学者を受け入れている。本学はアドミッションポリシーを次の通り定めている。

◆アドミッションポリシー（入学者受入方針）について

本学は「建学の精神」と「教育目標」とに共感する入学者を国内外から広く受け入れます。

1. 将来の目標を持っている人
2. 本学が求める基礎学力を備えている人
3. 自己の探求ができるとともに、謙虚に学ぶ姿勢を有する人
4. 専門職を通して、社会に貢献したいと考える人

基準Ⅱ-A-3の表3(p.38)で示した通り、教育目標と学習成果は対応していることから、アドミッションポリシーと学習成果も対応している。

アドミッションポリシーは入学試験要項（提出-4 巻頭）に明確に示している。

保育者を目指す本学の学生には、アドミッションポリシーで「本学が求める基礎学力を備えている人」であることを求めている。そして、入学試験は、小論文、国語や英語の学科試験等により、文章による表現力と保育者になるための学習に必要な基礎学力が身に付いているかを把握・評価している。また、高等学校からの調査書の提出を必要としているため、これまでの課外活動、学習への取り組みや出席状況等の高等学校時代の学習成果を確認し、本学の学習に意欲的に取り組める学生を受入れている。なお、大学等を卒業している入学希望者には、高等学校及び大学等の卒業証明書の提出を求めている。

本学が求める基礎学力は、総合型選抜及び学校推薦型選抜では小論文、面接等により、一般選抜では「国語総合」か「コミュニケーション英語Ⅰ」の学科試験と面接によりそれぞれ判定している。小論文では、建学の精神と教育理念「共生の心」に共感していることを、面接では保育者になるという将来の目標を明確に持っていることを確認している。なお、総合型選抜では、オープンキャンパスでの面談とエントリーシートに基づく面談を経て、本学と学生の相互理解を深めた選抜を行っている。

令和2年度に実施した学校推薦型選抜の入試区分は、表5の通り設け、それぞれの選考基準を設定して選抜を行っている。

表 5 令和 2 年度 学校推薦型選抜入学試験

入試区分	出願資格（概要）
学業成績特待奨学生	人物とも優良であり（評定平均 4.5 以上）、本学入学後も他の学生の模範となる者
課外活動特待奨学生	在学中、特別活動に優れており、本学入学後も他の学生の模範となる者
保育士・教職特待 A	保育士・幼稚園教諭になる強い意志があり、成績優秀（評定平均 4.2 以上）で、経済的な援助の必要な生徒であり、本学入学後も他の学生の模範となる者
保育士・教職特待 B	児童養護施設入所者で保育士・幼稚園教諭になる強い意志があり、本学入学後も他の学生の模範となる者
指定校推薦	学業・人物とも優良（評定平均 3.2 以上）であり、出身学校長の推薦がある者
推薦	学業・人物とも優良であり、出身学校長の推薦がある者

各選抜は、選考方法を入学試験要項（提出-4【2020】p.1～17）の入試区分ごとに明記している。小論文や学科試験の採点では、採点者に受験者情報が伝わらないよう受験番号だけで管理の上、本学の選考基準に従って点数化し、公正な合否判定ができる体制を整えている。選抜結果は、入試判定会議後、教授会の審議を経て、学長が合否を決定している。

本学は、入学金、授業料等の必要な経費を大学案内（提出-3【2020】p.21）、入学試験要項（提出-4【2020】p.3）やホームページに明示している。また、入学から卒業までの必要な学費等を学生便覧（提出-5 p.90）に掲載している。

令和元年度（平成 31 年 4 月）より、事務組織を一部改編し、本学及び姫路大学の通学部の学生募集を統括管理するため、法人本部に入学センターを設けた。

アドミッション・オフィスの機能は、入学センターを中心に教務学生部教務学生課と連携して担っており、募集活動や選抜実施等の業務を分担している。

入学センターは、オープンキャンパスの開催や高等学校ガイダンスへの対応をし、教務学生部教務学生課はそれらを支援している。コロナ禍のため、令和 2 年度より、無料通話アプリ LINE（ライン）等の SNS での対応や、Web オープンキャンパスの開催をしている。このように、入学希望者がいつでも相談や情報収集ができる環境を整えている。

入学センターと入試対策・学生募集委員会は、受験生、保護者、高等学校関係者からの学習内容、選抜制度や奨学金に関する問い合わせ等に対応し、本学の求める入学者を受入れることができるように取り組んでいる。

学生募集で高等学校を訪問する際は、アドミッションポリシーを高等学校関係者に説明している。その際に、高等学校関係者からの意見や情報を収集し、本学のアドミッションポリシーを含む入学試験及び学生募集に活用している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学では、卒業までに身に付けるべき学習成果として、次の通り定めている。

◆学習成果

保育者として必要な知識・技能を身に付ける。

1. 専門的学習成果

- ① 保育者としてこどもの教育・保育環境をつくることができる。
- ② 一人ひとりの特性や発達課題に即した支援ができる。
- ③ こどもの主体的な活動やこどもにふさわしい生活・遊びを展開できる。
- ④ 保護者や地域との連携を図れる能力を育成する。

2. 教養的学習成果

- ① 社会人・職業人として求められるマナーや姿勢、コミュニケーション能力を獲得できる。
- ② 社会人・職業人として責任を果たすために必要な倫理観や価値観、自己表現、他者理解及び自己管理の能力を育成する。

各科目には具体的な学習成果を定めており、それぞれが専門的学習成果、教養的学習成果のいずれかに対応し、その関係はカリキュラムマップに示している。これらの科目の単位を取得することにより、2年間の修業年限で上記の学習成果を満たすことができる。令和2年度には、カリキュラムマップ、GPAやその他のさまざまな取り組みを一つにまとめ、学習成果を査定することで、より強力に内部質保証活動に活かし、教育の質を保証していくために、三つの方針を基盤とする評価指標を定めたアセスメントポリシーを策定している。これにより、学生の学習成果を評価しており、学習成果には具体性がある。

学習成果は、各科目の成績、授業評価アンケート、単位取得率、GPA、学位取得率、退学率、短期大学基準協会による短期大学生調査、免許・資格取得率、免許・資格を活かした専門職への就職率、各実習先からの評価、3年ごとの卒業生や就職先へのアンケート調査をまとめた勤務状況調査の結果を、アセスメントポリシーに基づいて取りまとめることにより、測定することが可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用してい

- る。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
 - (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

本学は、令和2年度よりGPA制度を導入している。このGPAに基づいて、学生の学習成果を査定し、学期GPAの値が2.2未満の場合は、クラス担任が教務委員会及び教務学生部教務学生課と連携し、次学期の履修登録までに指導・助言を行っている。さらに、GPAの平均値、最高値、最低値、標準偏差及び分布状況（備付-26）を分析することにより、学習成果の獲得状況が確認できている。また、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格の取得は大きな目標であり、その取得に向けた学生の意欲が非常に高いため、令和2年度卒業生の取得率は96.6%となった。令和2年度卒業生は、単位取得率（総取得単位数/総履修単位数）が98.5%、学位取得率（学位授与数/入学者数）が93.4%であり、この結果から学習成果の獲得状況を確認している。

ポートフォリオは、履修カルテの「自己評価シート」（備付-27）として導入している。このシートは、学生が目指す保育者像を踏まえながら、保育者に必要な資質・能力がどの程度身に付いているか、履修科目と結び付けて振り返るものである。これにより、学生は学習成果の獲得状況を確認し、目指す保育者像への到達に向けての課題をそれぞれが主体的に考え、2年間の学習に取り組んでいる。この自己評価シートの記入方法は、1年生前・後期及び2年生後期に「保育・教職実践演習（幼稚園）」の科目担当者が指導している。また、「特別研究Ⅱ・Ⅳ」では、「こどもフェスタ」に向けて、1・2年生合同の授業を実施し、学生は取り組みの記録を「特別研究授業日誌」（備付-28）に蓄積している。この日誌は、学習活動（活動内容）、印象に残った点・気付いた点、疑問に思ったことや次回までの課題等を記入している。こどもフェスタ終了後、学生はこの日誌で授業を振り返りながら、特別研究の体験を文章にまとめ、全学生分を「特別研究報告集」（備付-29）として学生に配付している。これらの取り組みにより、学生は学習成果を把握することができている。

ルーブリック評価は、平成28年度より通信教育部で導入している。通信教育部での学習方法は、主にテキストによる通信学習としている。このため、科目ごとに望まれる学習成果を授業概要（シラバス）だけで表現し、学生の理解を得ることは、通信教育の特性上難しい側面がある。そこで、レポートと科目試験により単位修得となる通信授業科目では、より学習成果を明確にするために、レポートのルーブリック評価票及び科目試験のルーブリック評価票を整備している。さらに、通信教育部では同一科目の担当教員を複数配置しているため、ルーブリック評価により、評価する際の公平性、客観性及び厳格性を担保している。このように、通信教育部はその学習の性格上また運営の制度上、ルーブリック評価による学習成果の明確化及び評価の公平性を担保することが必要である。一方で、通学部は全ての授業が対面であり、授業を通して科目で得ることができる学習成果を明確にすることが可能であるため、現状では未対応である。

第三者機関による学生調査は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の短期大学生調査を毎年度実施している。この調査は「自校の強みや弱みを把握してのマーケティングやエンロールメント・マネジメントへ利用可能な、短期大学の特質に即した精度の高い学習効果の測定を提供することにより、短期大学の自己点検・評価資料となること」等が目的である。この調査結果は、学習成果の点検に活用している。また、同協会が令和2年度から開始した短期大学卒業生調査も実施している。この調査は「短期大学で教育を受けた卒業生に対して、短期大学の満足度や学習成果、現在の就業状況、及び短期大学への要望などを尋ねることで、教育成果の可視化に関する情報を得ることを目的としている」という内容であり、この調査結果を学習成果点検の参考にしている。

本学による学生調査は、毎年の「卒業前の進路指導アンケート」（備付-30）と、3年に一度の就職先及び卒業生へのアンケート調査を実施し、これらのアンケート結果を学生が就職活動に利用する「就職活動ノート」や進路ガイダンス時の資料に反映し、指導に活用している。

学生による自己評価は、授業の質的改善を主目的として調査している「授業評価アンケート」で、授業への取り組み姿勢を確認し、学習成果の把握にも活用している。また、令和2年度は、6人の学生が保育施設でインターンシップを経験し、うち50%にあたる3人の学生がその保育施設に就職したため、インターンシップは就職活動に直結する重要な活動と捉えている。これにより、今後インターンシップを推奨することは、就職指導として有益であると分析している。さらに、令和2年度卒業生の就職率が100%であることは、学生の学習成果の達成を表しており、本学が自らの社会使命を果たし、公共性を高めているといえる。

さまざまな学習成果の査定の取り組みを一つにまとめ、より強力に内部質保証活動に活かし、教育の質を保証していくために、三つの方針を基盤とする評価指標を定めた「アセスメントポリシー」を令和2年度に策定した。学習成果の評価に用いる量的データは、各科目の成績評価、GPA、卒業率、就職率、免許・資格取得率、短期大学生調査や授業評価アンケート等がある。また、質的データは、毎年度の卒業生の就職先への訪問、実習情報交換会での意見や3年ごとの卒業生アンケート等がある。このアセスメントポリシーによる学習成果及び教育効果の検証結果（備付-13）は、ホームページに公表している。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

3年ごとに就職先や卒業生へのアンケートを実施し、直近では令和元年度に勤務状況調査結果として集約している。就職先へのアンケートの内容は、卒業生の近況（転職等の有無を含めて）、卒業生の評価（社会人としてのマナー、保育者として必要な知識・

技能など)、本学に対する要望等である。また、毎年度実施している就職先訪問時にも意見聴取を行っている。これは、前年度の卒業生の就職先を6月から8月にかけて訪問し、就職先の職員に卒業生の近況、卒業生の評価(社会人としてのマナー、保育者として必要な知識・技能など)、本学に対する要望等を聴取し、報告書にまとめている。

この卒業生の就職先への訪問時に得られた意見は、学習成果の評価に用いる質的データとして利用し、アセスメントポリシーによる学習成果及び教育効果の検証に活用している。また、就職先及び卒業生へのアンケートを取りまとめた勤務状況調査結果や卒業生の就職先への訪問時に得られた意見は、進路指導委員会で集約・分析し、教授会で改善策を審議している。これらの結果は、進路ガイダンスでの学生指導、日々の教育活動やカリキュラム改善に活かしている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

平成31年度から教職課程や保育士養成課程の基準が大幅に改正されたことに伴い、本学の教育課程も大幅に変更し、新教育課程による卒業生を令和2年度に輩出したばかりのため、就職先のアンケート調査等による新教育課程の学習成果の検証は、令和3年度以降となる。このため、カリキュラムポリシーに基づく教育課程や各科目の関連性を精査するカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを継続的に検証することが必要である。さらに、各科目をナンバリングし、授業概要(シラバス)に記載するなど、教育課程をより体系的に明示しておくことも必要である。

成績評価は、短期大学設置基準第11条の2にのっとり授業概要(シラバス)に評価基準を明示し、この評価基準に基づき厳格に行っている。学習の性格上また運営の制度上の観点から、通信教育部ではすでに導入しているが、通学部でも成績評価の公平性、客観性及び厳格性をより一層担保するため、ルーブリック評価の導入を検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

学習成果の獲得状況や達成度を査定する体制を強化するため、GPA制度を導入している。また、学習成果と各授業科目の対応は、カリキュラムマップに整理し、カリキュラムマップをもとに教育課程の連続性を視覚化したカリキュラムツリーを導入している。このカリキュラムマップ、GPAやその他のさまざまな取り組みを一つにまとめ、学習成果を査定することで、より強力に内部質保証活動に活かし、教育の質を保証していくために、三つの方針を基盤とする評価指標を定めたアセスメントポリシーを策定している。

これらの制度を令和2年度より導入し、アセスメントポリシーに基づき、量的・質的データを複合的に利用して、多角的に学習成果を査定する体制を整備した。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

3 大学案内【2020・2021年度】

4 入学試験要項【2020・2021年度】

- 5 学生便覧【令和2年度】 6 授業概要（シラバス）【令和2年度】
10 （通信）機関誌「豊梅（ほうばい）」【令和2年度4月号】

備付資料

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| 2 委託契約書 | 5 委員会一覧【令和2年度】 |
| 6 就職先へのアンケート調査（結果） | 7 卒業生へのアンケート調査（結果） |
| 8 PDCA サイクルシート【令和2年度】 | 11 カリキュラムマップ |
| 12 カリキュラムツリー | 14 授業評価アンケート（結果） |
| 17 進路一覧表、就職率【平成30～令和2年度】 | |
| 18 入学前教育事前案内【令和2年度入学生用】 | |
| 19 （通信）レポート評価票 | 20 （通信）科目試験評価票 |
| 25 就職活動ノート | 26 GPA 等分布図 |
| 30 卒業前アンケート | 31 授業概要作成の要点 |
| 32 前・後期オリエンテーション | 33 とよたん通信 |
| 34 学生支援室 | 35 学生カード |
| 46 SD 活動記録【平成30～令和2年度】 | |

備付資料（例規集）

- 2-4 豊岡短期大学学則
4-2 学校法人弘徳学園文書保存規程
9-14 豊岡短期大学外国人留学生規程
9-16 豊岡短期大学褒賞選考規程
10-10 豊岡短期大学奨学生規程
10-13 豊岡短期大学外国人留学生奨学金規程
10-15 豊岡短期大学私費外国人留学生授業料減免規程
10-18 豊岡短期大学学生会規約

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献

している。

- ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は、学科全体の共通認識の上で、学生への教育活動から学習成果の獲得、学生生活の指導に至るまで、保育者、社会人となるための知識、意識及び態度の育成に取り組み、その責任を果たしている。

科目担当者は、授業概要（シラバス）（提出-6）を「授業概要（シラバス）作成について」（備付-31）により作成し、教務委員会による点検に基づき、修正している。この授業概要（シラバス）の各成績評価基準に基づき、小テストやレポート等の課題及び定期試験の結果により、各科目の学習成果の獲得状況を評価し、把握している。

学生による授業評価アンケート（備付-14）は、前・後期末に実施しており、その内容を科目担当者にフィードバックし授業改善に活用している。このアンケートは、授業終了直後に行うことで、より高い回収率を保持しており、回収は学生が率直に回答できるように教務学生部教務学生課が行っている。

各科目のアンケート集計結果は、科目担当者に通知するとともに、学生掲示板及びホームページで公表している。学生からの評価を取り入れた授業改善のため、授業評価アンケート結果の一部項目をPDCA 授業改善Cシート（備付-8）に記し、学生の意見を踏まえた考察を科目担当者に求めている。このシートは、教育改善実施（FD）委員会が取りまとめている。

授業内容について、科目担当者間での調整は、科目の各学習成果を明示したカリキュラムマップ（備付-11）及びカリキュラムツリー（備付-12）を教員連絡会で配付することにより、各科目と学習成果の関連を明確にし、科目間のつながりを意識するよう求めている。また、非常勤教員との情報交換会を年1回開催し、授業内容の協力・調整を図っている。しかし、令和2年度は、コロナ禍により実施しなかった。

各科目の学習成果は授業概要（シラバス）に定めており、この学習成果の獲得状況を

把握するため、成績評価基準に基づく小テストやレポート等の課題及び定期試験の結果を用いている。教育目的を達成するために教育目標があり、教育目標と関連性がある学習成果の把握・評価を通して、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

教員は、前・後期のオリエンテーション（備付-32）で履修方法等を説明した上で、個別の履修相談を行っている。教務委員会は、学生が希望する免許・資格や卒業要件の充足を確認している。また、学期 GPA に基づいて、学生の学習成果を査定し、GPA の値が 2.2 未満の場合は、クラス担任が教務委員会及び教務学生部教務学生課と連携し、次学期の履修登録までに指導・助言をしている。このように、本学では履修及び卒業に至る支援を行っている。

事務職員は、学生便覧（提出-5 p. 3）、入学試験要項（提出-4 巻頭）やホームページ等により、いつでも学習成果を確認できる状況になっている。事務職員は各委員会に所属し、情報公開、学生支援、実習支援や就職支援等に関わっており、教員との連携、協働による活動を通じて、学習成果の獲得に寄与している。

教務学生部教務学生課の事務職員は、学生の成績管理及び GPA を通じて学習成果を認識し、獲得状況を把握している。その上で、学生の質問に適切に対応できるよう卒業要件、免許・資格要件及び奨学金等に関する知識により、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得に貢献するよう努めている。また、教育目的を達成するために教育目標があり、教育目標と関連性がある学習成果の把握・評価を通して、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

事務職員は教員と連携し、前・後期にオリエンテーションで、円滑に履修登録するための卒業要件及び免許・資格要件に関する指導や、経済的困窮による退学を防ぐための各種奨学金に関する説明をしている。授業に関する休講・補講等の案内は、学生掲示板や無料通話アプリ LINE(ライン)により通知し、学生の履修を支援している。令和 3 年度からは、新たに導入する教務支援システム「Active Portal」で通知することとしている。進路指導委員会及び教務学生部教務学生課は、進路に関する指導や情報提供を行う就職資料室を維持・管理するとともに、履歴書指導や面接指導といった個別の就職支援を行っている。学生と直接関わる機会の少ない管理部門の事務職員は、学生及び教員の意見を参考に、教室等の施設、設備や備品の環境整備を行うなど、学習環境の向上に努めることにより、学習成果の獲得に貢献している。このように、事務職員は教員と連携して入学から卒業まで、学生の育成を支援している。

学生の成績記録は、「学校法人弘徳学園文書保存規程」（備付-例規集 4-2）に規定している年数ごとに文書保存をしている。その上で、永久保存文書は耐火金庫に、保存期間を設定している文書は施錠した倉庫に、それぞれ保管している。

図書館は、司書資格を有している事務職員を配置し、図書館利用に関するガイダンス、相互協力サービス、レファレンスサービス、資料のリクエストサービスや新着図書のご案内等の対応をしている。また、通信教育部の本校スクーリング開講に合わせて、図書館の開館日程を柔軟に変更するなど、学生の学習機会の向上を目的に支援を行っている。

所蔵する情報資源の公開と資料検索の利便性の向上を目的とし、図書館 OPAC(Online Public Access Catalog) を導入し、所蔵資料の検索から貸出予約の受け付けまで可能

なシステムを構築するとともに、利用者に対し情報公開を行っている。学生、教職員から購入希望図書のリクエストを随時受け付け、可能な限り利用者に提供している。このように、図書館の利便性とサービスの向上に努めている。

教職員は、学生教育系ネットワークと事務系ネットワークから構成する学内ネットワークを利用している。教員は、授業資料や学生の成績評価データをパソコンで管理するとともに、学生教育系ネットワークで教員間のデータ共有等が可能となっている。事務職員は、事務系ネットワークで大学運営に関わる日常業務をファイルサーバ上のデータで管理し、情報の共有とバックアップ管理を行っている。また、学生教育系ネットワークにあるファイルサーバの一部領域は事務職員と共用となっており、委員会活動等による教職協働に活用している。このように、学内ネットワークを用いて、授業や大学運営にコンピュータを活用している。なお、事務系ネットワークと学生教育系ネットワークは仮想的に切り離し、情報セキュリティの確保に努めている。

豊岡キャンパスの情報処理演習室(211 教室)及びマルチメディアルーム(209 教室)には、デスクトップ型パソコン 30 台とタブレット型パソコン 20 台の合計 50 台を設置している。姫路キャンパスの情報処理教室(302 教室)及び LL 教室(303 教室)には、デスクトップ型パソコン 124 台を設置している。各キャンパスの情報処理演習室(211 教室)及び情報処理教室(302 教室)のパソコンは、インターネットや学生専用フォルダを自由に利用できる環境を整え、授業時以外もレポート作成等の自習で使用可能な環境となっている。総合科目の「情報リテラシーと処理技術」(提出-6 p.14)では、パソコンの基本知識と技術を習得し、学校行事や課外活動の記録・整理等にもパソコンを利用するよう指導している。これらの機器・設備の保守管理は、外部業者に委託し、教員や事務職員と連携して点検や整備等を定期的に行っている。

教員は、授業にあたり、科目の特性や内容に応じてパソコンを使用している。コンピュータ技術向上のため、各教員は必要に応じて専門的経験が豊かな教員から指導を受ける等の研修機会を得ている。また、令和 2 年度には、教育情報公開運営委員会が主体となり、全教職員を対象とした情報セキュリティに関する研修会(備付-46)や、教員を対象としたシステム保守業者による情報処理演習室(211 教室)の授業支援システムの操作方法等に関する研修会を実施した。このように、教員のコンピュータ利用技術・知識の向上を図っている。

教育活動や学生支援の充実に向けて、令和 3 年度から、教務支援システム「Active Portal」・クラス SNS システム「melly」の運用を開始する。このシステムは、コロナ禍に伴う学習支援を目的とした文部科学省の私立学校情報機器整備費補助金(遠隔授業活用推進事業)の採択を受けたものであり、その運用に向けて担当教職員の研修会を実施し、コンピュータ利用技術の向上に努めている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス

等を行っている。

- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

本学は、在学生と教職員で協力して、入学予定者を対象とした「プレカレッジ」を実施している。プレカレッジでは、マナーや入学に向けた心構えの講習、仲間づくりのためのグループワーク、学生生活や短期大学での学習に関する説明等を行っている。これにより、入学予定者は在学生や教職員との交流を通して不安を解消し、入学に向けた準備に取り組むことができる。また、入学予定者にはピアノの事前課題を課した上でレベルチェックテストを実施し、保育者として必要なピアノの演奏技能を確認している。これにより入学予定者のモチベーションを高めるとともに、日々練習する習慣付けを行い、入学後の円滑なピアノ指導につなげている。令和2年度入学予定者に対しては、コロナ禍のため、プレカレッジ及びレベルチェックテストを実施しなかったが、事前学習課題（備付-18）を郵送し、入学後にピアノの演奏技能の確認を行った。

入学生には、学習活動を円滑にスタートできるよう学生便覧（提出-5）や授業概要（シラバス）（提出-6）を配付し、その後2日間にわたってオリエンテーションを実施している。その内容は、「学長講話」、「学生生活について」、「進路について」、「履修登録について」、「各種手続き方法について」、「通学方法の届出について」、「奨学金の手続きについて」、「図書館の利用について」等である。

オリエンテーションでは、卒業、免許・資格の要件を充足するための履修方法の説明だけでなく、各科目の学習成果を踏まえ、学生自らが卒業後目指す保育者像を明確にし、学習することの動機付けを再確認した上で、履修登録ができるように履修ガイダンスを実施している。学生からの履修登録申請内容は、教務委員会が確認し、教務学生部教務学生課が登録業務を行っている。

令和2年度は、コロナ禍のため5月下旬までは自宅で学習を進めることとなった。その状況下で、クラス担任から学生への定期的な激励のための電話連絡をはじめ、教員からのメッセージカード、本学の情報を新聞形式でまとめた「とよたん通信」（備付-33）や無料通話アプリ LINE（ライン）等による定期的な情報発信を行った。これにより、対面での授業開始までの期間において、不安を解消しつつ、学習へのモチベーションを維持するよう努めた結果、年間を通して新入生の退学者は出なかった。

学生便覧と授業概要（シラバス）は毎年度配付し、それらをもとにオリエンテーシ

ョンで学生生活に関する事項、学習成果や学習方法等を説明している。この学生便覧と授業概要（シラバス）は、ホームページで公表している。

本学での学習を円滑に進めていくためには、アドミッションポリシーに定める「本学が求める基礎学力を備えている人」として、国語力、計算力や一般教養といった基礎学力を有していることが必要である。入学試験を通して、本学での学習に必要な基礎的な資質・能力を担保しているが、基礎学力がより向上するように、入学前に基礎学力や一般常識に関する課題を課している。その入学前課題に基づく確認テストを入学後に実施することで、改めて学生の基礎学力を把握し、教員間で共有している。教員は、その結果を学習成果の獲得に向けた対応に活かしながら、日々の授業運営を行っている。令和2年度は、コロナ禍により一部科目で通信教育による学習を行ったため、通信での学習方法の説明、科目内容の講義、レポート作成や科目試験の対策等の「フォローアップセミナー」を開催した。科目担当者は、以前から課題や小テスト等を基に授業の理解度を判断し、学習成果の獲得に向けた正課外の授業を行っていたが、これらもフォローアップセミナーに統合し、充実を図っている。このセミナーにより、基礎学力が不足している学生への支援や、進度の速い学生に対する学習上の配慮が可能となっている。

また、ピアノの演奏技能、パソコンの基本操作や実習指導案作成に必要な文章力等を高めるために、以下のようなフォローアップセミナーを実施している。

・ピアノの演奏技能に関するフォローアップセミナー

ピアノの演奏技能の修得に課題のある学生に対し、読譜、弾き歌い、ピアノ演奏等の個別指導を行っている。弾き方がわからない箇所、難しい箇所について、科目担当者が手本を示したり、弾き方を助言したりして課題克服を支援している。

・パソコン操作に関するフォローアップセミナー

レポートや体験文等の原稿作成に必要な Office ソフトの基本操作を説明するとともに、文書作成も指導している。

・実習簿の記述に関するフォローアップセミナー

科目担当者が、実習の心構え、実習日誌の書き方、実習指導計画や実習指導案等を指導している。

それぞれのキャンパスに、各学年2人のクラス担任を配置している。クラス担任は、学生の生活上の悩み、進路や学習進行上の相談等に応じるほか、前・後期末には、保護者を交えた三者面談を行っている。小規模の単科短期大学という強みを活かし、学生と教員の距離が近く、クラス担任を中心に全ての教員がいつでも親身になって学生の質問や相談に対応している。そのため、時間を限定する形でのオフィスアワーは設定せずに、学生はいつでも質問や相談に教員を訪ねてよいことを周知していた。しかし、姫路キャンパスの開設以降は、キャンパス間の授業に伴う出張により教員が不在にしていることがあり、学生が質問や相談をしやすいよう令和3年度は明確にオフィスアワーを設定している。

学生支援を強化するために、学長直属の組織であり、本学教員、事務職員、カウンセラー、その他学長の必要と認めた者により構成する「学生支援室」（備付-34）を令和3

年3月に新しく組織した。この支援室は、修学上の問題が生じた学生、専門的支援が必要な学生、心身の問題により継続的に日常生活または社会生活に制限を受ける状態にある学生等の支援を、クラス担任や各委員会等と連携・協働して行っている。

通信教育部では、印刷教材（テキスト）で学習する「通信授業科目」と対面授業（スクーリング）で学習する「面接授業科目」により教育を行っている。通信授業科目の単位取得には、レポート及び科目試験の合格が必要となり、レポートの合否判定や試験の採点は、科目担当者がレポートのルーブリック評価票（備付-19）や科目試験のルーブリック評価票（備付-20）に基づき行っている。自学自習が中心となるため、各科目の学習内容を予め理解した上で学習に取り組む必要がある。学生の学習を円滑なものとする方法の一つとして、レポート及び科目試験により単位修得となる通信授業科目では、学習成果を明確にするために、レポートのルーブリック評価票及び科目試験のルーブリック評価票を整備し、学生に提示している。レポートでは、評価票により学習成果を明確にするとともに、学習成果の獲得に向けて必要な学習内容を示している。学生は、レポート提出時に評価票を添付し、教員は、評価票を用いて添削を行いレポートとともに返却している。この評価票により、学生は自身のレポートの評価や改善点を確認し、その後の学習に活かすことができる。科目試験の評価票では、学習において重要な項目を理解しやすいように提示している。これらの評価票は、毎年度、専任教員による授業方針編成会議において見直し、変更している。学習の進め方に関する質問は、機関誌「豊梅（ほうばい）」（提出-10 p6～9）に専任教員の担当科目一覧とメールアドレスを掲載し、学生が質問をできる体制を整えている。また、全国各地域で巡回相談会を実施し、教員と事務職員が学生の学習上の相談に応じている。

進度の速い学生に対する学習上の配慮や支援として、ピアノの演奏技能に関しては、フォローアップセミナーのほか、「こどもの指導法「音楽表現」」（提出-6 p.118）において、目標レベルに達した学生には、より発展した曲に取り組みさせることでモチベーションを高めている。「情報リテラシーと処理技術」の授業では、すでにパソコン操作を円滑に行える学生には、高度な課題を課し、意欲を高めるよう支援している。実習指導では、さまざまな場面の指導案作成を課し、理解を深めるとともに応用力を高めるよう指導している。このように、教員は学生の進捗状況に応じて、さらに発展的な課題を課すなど、それぞれの学生に見合った個別指導を行っている。

留学生の受入れは、「豊岡短期大学学則」（提出-13、備付-例規集 2-4）第50条により許可し、「豊岡短期大学外国人留学生規程」（備付-例規集 9-14）により希望者があれば対応できるように整備している。また、外国人留学生に対して「豊岡短期大学外国人留学生奨学生規程」（備付-例規集 10-13）、「豊岡短期大学私費外国人留学生授業料減免規程」（備付-例規集 10-15）により留学生の経済支援体制も整備している。留学生の派遣は教務学生部教務学生課が窓口となり、情報収集や情報提供を行う体制となっている。しかし、留学生の受入れ、派遣ともに実績はない。

各科目における学習支援方策の点検は、各教員が授業評価アンケートや成績分布データを基に作成するPDCA授業改善Cシートにより、次年度の授業での指導方策を改善することを通して行っている。それに加えて、学生の成績評価やGPA等を基に、クラス担任が三者面談において学習方法等のアドバイスを行い支援している。特に令和2

年度からは、基礎学力が不足している学生に対して、科目担当者が学習成果の獲得に向けて、以前から行っていた正課外の授業を統合した「フォローアップセミナー」を実施している。これは、本学が学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づく学習支援方策の点検結果により導入したものである。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学は、学生生活支援のための委員会として、学生指導委員会、進路指導委員会、編入委員会及び奨学生委員会（備付-5）を設置している。各委員会では年度当初に PDCA 委員会改善 B シート（備付-8）による活動計画を作成し、年度末に活動の成果、次年度の課題、課題の解決策及び改善計画を取りまとめている。これらの委員会は、教員と事務職員で構成し、教職協働による全学的な支援体制がとれるように整備している。関係委員会で対応が困難な修学上の問題が生じた学生、専門的支援が必要な学生、心身の問題により継続的に日常生活または社会生活に制限を受ける状態にある学生等は、学長直属の組織である「学生支援室」によりクラス担任と各委員会等が連携・協働して支援する体制となっている。

豊岡キャンパスのクラブ活動は、教員が顧問として、活動上の相談、指導及び学外行

事参加に伴う引率等により支援している。教務学生部教務学生課は、学内施設・設備の利用に伴う手続きや学外行事参加に伴うバスの手配等を行っている。令和2年度クラブ活動実績は表6に示す通り、良恋（よさこい）クラブをはじめ全6種のクラブ・同好会があり、掛け持ちも可能となっている。姫路キャンパスのクラブ活動は、併設する姫路大学のクラブ・同好会に加入することが可能となっているが、令和2年度は、コロナ禍のため活動できなかった。

表6 令和2年度 クラブ・同好会一覧

	クラブ・同好会名	会員数
1	良恋（よさこい）クラブ	33人
2	チャイルドアクトクラブ	21人
3	音楽クラブ	5人
4	軽音同好会	12人
5	クッキング同好会	15人
6	球技同好会	27人

学生会は、大学祭「和花季ひろば」、宿泊研修の新入生歓迎行事や卒業式後の謝恩会の企画・運営等を行い、顧問及び相談役である教員や関係委員会がサポートしているが、令和2年度は、コロナ禍のため、大学祭「和花季ひろば」と宿泊研修の新入生歓迎行事は規模を縮小し、謝恩会は実施されなかった。令和2年度より「豊岡短期大学学生会規約」（備付-例規集 10-18）の規程を設け、学生会の活動を明文化し、学生主体で活動できるように整備を行った。

令和2年度の本学の主な行事の実施状況は、表7の通りである。

表7 令和2年度 行事等実施状況

月	行事等	実施状況
4月	・入学式	中止
	・前期オリエンテーション	実施（姫路キャンパス:5月に延期）
	・前期授業開始	5月下旬まで延期
	・新入生歓迎会	10月の自然体験に変更
5月	・みてやま学園大学院との連携講座	講師派遣に変更
	・宿泊研修	内容変更で実施
6月	・オープンキャンパス	予約制のオープンキャンパスとWEBオープンキャンパスを併用して実施
	・みてやま学園大学院との連携講座	講師派遣に変更
7月	・前期試験	実施
	・オープンキャンパス	予約制のオープンキャンパスとWEBオープンキャンパスを併用して実施

8月	・「柳まつり」豊岡おどり	中止
	・前期追・再試験	実施
	・オープンキャンパス	予約制のオープンキャンパスと WEB オープンキャンパスを併用して実施
	・保育実習Ⅱ・Ⅲ	受入先と調整し実施
9月	・教育実習	実施
	・オープンキャンパス	予約制のオープンキャンパスと WEB オープンキャンパスを併用して実施
	・後期オリエンテーション	実施
	・後期授業開始	実施
	・防火・防災訓練	実施
10月	・総合型選抜	実施
	・大学祭「和花季ひろば」	規模縮小で開催
11月	・学校推薦型選抜1期	実施
12月	・こどもフェスタ	内容変更で開催
	・学校推薦型選抜2期	志願者なしのため未実施
1月	・後期試験	実施
	・国際交流会	実施
2月	・後期試験	実施
	・一般（前期）・社会人選抜	実施
	・後期追・再試験	実施
	・保育実習Ⅰ	可能な限り実施
3月	・卒業証書・学位記授与式	規模縮小で開催
	・卒業演奏会	卒業証書・学位記授与式後に実施
	・一般選抜（後期）	実施
	・オープンキャンパス	予約制のオープンキャンパスと WEB オープンキャンパスを併用して実施

豊岡キャンパスと姫路キャンパスの敷地内には、それぞれ学生食堂と売店があり、食事、飲料、物品等の販売を行っている。豊岡キャンパスでは、サービス向上による学生満足度向上を目指して、食堂運営委員会を設置している。この委員会では、学生と教職員に毎年度アンケートを実施し、その集計結果をとりまとめ、運営業者に改善を要望している。姫路キャンパスでは、併設する姫路大学が主体となり、改善に取り組んでいる。

学生寮は、豊岡キャンパス・姫路キャンパスともに設けていないため、宿舎が必要な学生には、近隣の不動産業者に相談するよう教務学生部教務学生課が案内している。

通学手段は、豊岡キャンパス・姫路キャンパスともに年度当初に調査を行い、自動車や原動機付自転車での通学希望者は、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険、任意保険、自宅からの経路図、運転免許証等を確認の上、入構許可証の発行後、学校敷

地内の駐車場・駐輪場の利用を許可している。加えて、姫路キャンパスでは、最寄りの山陽電気鉄道株式会社（山陽電車）大塩駅から大学までのスクールバスを運行している。

学生への経済的支援として、「豊岡短期大学奨学生規程」（備付-例規集 10-10）により学内の奨学金制度を設け、表 8 の通り、それぞれの選考基準要件にしたがい選抜を行っている。

表 8 令和 2 年度入学生 学内奨学金奨学生

入試区分	奨学金の種類	人数
推薦入試 I 期	保育士・教職特待奨学生 A	—
	保育士・教職特待奨学生 B	1 人
	学業成績特待奨学生	2 人
	課外活動特待奨学生	1 人
	指定校推薦奨学生	11 人
A0 入試	A0 入試奨学生	14 人
入学後の特別選考	応急奨学生	—
	在学中の学業等による特別奨学生	—

奨学生委員会は、半年ごとに奨学生の学業成績や生活態度等で継続可否を審議し、教授会の議を経て、理事長の許可を得ることとしている。学外の奨学金制度は、日本学生支援機構における貸与及び給付奨学金、兵庫県と京都府の保育士修学資金を案内しており、その状況一覧は表 9 の通りとなっている。

表 9 令和 2 年度 学外奨学金奨学生

奨学金種類	種類		人数
日本学生支援機構	給付		15 人
	貸与	第 1 種	14 人
		第 2 種	19 人
保育士修学資金	兵庫県		6 人
	京都府		5 人

本学は、令和 2 年度より高等教育修学支援新制度の申請が承認され、対象機関となったことにより、15 人の学生が修学支援を受けることができた。

学生の健康管理として、毎年度、学校医による問診を含めた健康診断を実施している。また、教育実習や保育実習を受講するために、抗体検査や検便等による検査を行っている。メンタルヘルスケアとして、豊岡キャンパスでは、臨床心理士や学校カウンセラー等の有資格者が、学生相談室で年間 30 回程度の相談支援を行っている。姫路キャンパスでは、同じく有資格者が毎週定期的に相談支援を行っている。

学生の意見や要望の聴取について、各学年 2 人のクラス担任へ気軽に相談できる体制を整えている。小規模の単科短期大学という強みを活かし、学生と教員の距離が近く、クラス担任を中心に全ての教員がいつでも親身になって学生の質問や相談に対応している。そのため、時間を限定する形でのオフィスアワーは設定せずに、学生はいつでも質問や相談に教員を訪ねてよいことを周知していた。しかし、姫路キャンパスの設置以降は、キャンパス間の授業に伴う出張により教員が不在にしていることがあり、学生が質問や相談をしやすいよう、令和 3 年度から明確にオフィスアワーを設定している。また、1 年生の前・後期末及び 2 年生の前期末には、保護者を交えた三者面談を実施し、学業の状況や学校生活への不安等を聞き取り、相談にのる体制を整えている。この面談は、前・後期のほか、必要に応じて随時実施している。

現在、留学生は在籍していない。

社会人学生の受入れは積極的に行っており、公共職業能力開発施設と委託契約（備付-2）を締結し、離職者等再就職訓練（長期高度人材養成コース）として、姫路キャンパスでは平成 31 年 4 月より、豊岡キャンパスでは令和 2 年 4 月より、保育に関する専門知識と技能を習得する保育士養成コース（2 年課程）を開設している。クラス担任は、家庭と学習の両立ができるよう配慮しながら相談支援をしている。特に、教育実習や保育実習は期間が長く、宿泊を伴う場合もあるため、家庭への影響が少なくなるように実習先の新規開拓や実習受入先との調整を行っている。また、社会人学生を支援する制度として、通信教育部での学習がある。通信教育部は、「いつでも、だれでも、どこでも」で学べる教育機関として、主たる学習をテキストによる通信授業科目で構成し、スクーリングの開講を週末や祝日に開催する等の社会人学生が就業しながら学習できる環境であることも本学の強みである。

障がい者の受入れのための施設として、豊岡キャンパスでは専用駐車スペース、玄関スロープ、自動ドア、点字ブロック及びエレベータを整備している。姫路キャンパスでは専用駐車スペース、各所のスロープ、自動ドア、点字ブロック、エレベータ及び多目的トイレを整備している。

長期履修制度は、本学学則第 61 条に「本学則第 6 条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は長期履修生として入学を許可することができる。」と定めている。ただし、現状は在籍者がいない。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）として、課外活動や社会福祉施設等における多種多様なボランティアを奨励し、社会の一員として「人間力」を培い、学生の努力を評価するため「地域ボランティア」（提出-6 p. 74）として授業科目に設定している。課外活動やボランティア等の社会的活動の参加意欲を高め、これらの活動に尽力した学生を評価するために、卒業証書・学位記授与式で「豊岡短期大学褒賞選考規程」（備付-例規集 9-16）により「課外活動功労賞」として表彰する制度を設けている。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援は、教職員により構成する進路指導委員会を設置し対応している。令和2年度、この委員会では、学生の就職内定を目指し、進路ガイダンスを1年生向けに3回、2年生向けに4回開催した。その主な内容は、「就職に向けての心構え」、「求められる人間像」、「就職活動の流れ」、「一般企業の就職に向けてやるべきこと」、「園や施設の選び方」、「面接の作法、履歴書の書き方」など多岐にわたっている。また、在学生への進路希望調査、就職先や卒業生へのアンケート（備付-6,7）、就職先への訪問等の活動を実施している。クラス担任と進路指導委員会は、入学時から定期的に行う進路希望調査により、学生が希望する進路を把握している。その上で、クラス担任は1年前・後期末及び2年前期末の三者面談により、保護者の意向も踏まえながら進路決定への支援をしている。

就職支援の施設として、相談スペースを備えた就職資料室を設け、就職情報を掲示している。この就職資料室には、卒業生たちが実体験に基づき作成した就職試験内容報告書をファイリングし、備え付けている。この報告書は、就職活動に向けてのアドバイス、採用試験であった教養試験・専門試験問題、小論文のテーマ、面接内容や実技試験などの内容が記載してあるため、多くの学生が利用している。求人一覧は、エリアごとに保育所関係、幼稚園・こども園関係、施設関係、公務員関係や一般企業関係に分類し、学生が見やすいように就職資料室に掲示し、求人票等の詳細資料はファイリングしている。また、教務学生部にはキャリアコンサルタント1人、ガイダンスカウンセラー1人の資格所有者が在籍し、就職に関するカウンセリングを実施している。

就職試験対策は、1年生では就職模擬試験、2年生ではオプションにより幼稚園教諭専門試験を加えた保育士就職模擬試験を毎年度1回実施し、学力を全国規模で測っている。試験結果は教職員で共有し、指導に活用している。公務員を目指す学生や受講を希望する学生には、週1回の就職試験対策講座を開講し、公務員試験の一般教養試験を視野に入れた対策を行っている。ピアノ演奏・弾き歌い、手遊び、絵本の読み聞かせ等の実技、面接や小論文の指導は、各分野の教員が中心となり、個別に対応している。社会人に向けての意識向上として、ハローワークなどの外部講師やOB・OGの講話、卒業前の2年生から1年生への就職活動の体験談などの多様な情報に触れる機会を設けている。しかし、令和2年度は、コロナ禍のため、OB・OGを招いての講話は実施しなかった。豊岡キャンパスでは、就職意識の向上や保育施設との連携を深めるため、公益社団法人兵庫県保育協会が主催する「保育士就職フェア」を開催しているが、令和2年

度はコロナ禍により開催されなかった。

就職状況の分析・検討は、就職率や専門職への就職率のほか、2年生の卒業前の進路指導アンケート（備付-30）により行っている。進路指導委員会は、この結果を集計・分析し、教員と共有の上、「進路ガイダンス」等で就職支援に活用している。学生が実際に就職活動をする際に使用している「就職活動ノート」（備付-25）は、この結果等を基に毎年度見直し、改訂している。

編入学に関する資料は、就職資料室で閲覧可能であり、進学希望者には、編入委員会の教職員が受験予定の大学の試験内容に応じた適切な支援に努めている。令和2年度は、1人の学生が編入学試験に合格し、希望する大学に編入学した。留学希望者がいる場合には教務学生部教務学生課が窓口となり、情報収集や情報提供を行う体制となっているが、これまで希望者はいない。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

コロナ禍で自宅学習を行う学生に対して、定期的な電話連絡、教員からのメッセージカード、「とよたん通信」や無料通話アプリ LINE（ライン）等による情報発信を行った。また、自宅を中心とした学習の遅れをサポートするためのフォローアップセミナーや、遠隔での指導を行うために教員が向上に努めたコンピュータ利用技術等は、コロナ禍の学生支援を円滑にするものであった。これらの取り組みや技術に加え、臨機応変に学生ファーストで対応した本学の経験は、平常時でも本学での学びの質を高め、よりよい学生支援につながるものである。コロナ禍で工夫し実践した取り組みを一過性のものとせず、コロナ収束後の学生支援にもつなげていくことが今後の課題である。

学生と教員の距離が近く、クラス担任を中心に、全ての教員がいつでも親身になって学生の質問や相談に対応することが本学の強みである。しかし、姫路キャンパスの設置以降は、キャンパス間の授業に伴う出張により教員が不在にしていることがあるため、令和3年度から明確にオフィスアワーを設定し、学生が質問や相談をしやすい体制を整えている。このように、課題をその都度解消しながら、両キャンパスの発展に努める。

姫路キャンパスでは、姫路大学が主体となって運営している食堂・売店等及びクラブ活動等の学生サービスを共同で利用しており、現状ではそれにより学生支援が行えている。しかし、学生支援がより充実したものとなるべく、学生へのサービス向上のため、姫路大学と協同して対応にあたる必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

入学予定者には、ピアノの事前課題を課した上で、レベルチェックテストを実施し、保育者として必要なピアノの演奏技能を確認している。これにより入学予定者のモチベーションを高めるとともに、入学後は各学生がフォローアップセミナーや空き時間等を利用し、練習に励んでいる。その成果発表の場として、ピアノ演奏（連弾）、アンサンブル、卒業生全員での合唱や合奏等を披露する「卒業演奏会」を開催している。この演奏会により、学生は在学中のピアノ練習へのモチベーションを高めるとともに、卒業後に保育者となる自信を深めている。

仲間との共同作業を通して、自己理解や他者理解を深めるための「弘徳合宿」やこの演奏会等の全学行事は、豊岡キャンパスと姫路キャンパス合同で行っており、両キャンパスの学生が相互に交流し、仲間づくりを行うことで学びや刺激を得ることが出来る。また、姫路キャンパスの開校に伴い、豊岡キャンパスの学生は姫路地域の、姫路キャンパスの学生は豊岡地域の実習先や就職先を選択できるようになるなど、入学時から卒業後に至るまで、幅広い相乗効果が生じている。

コロナ禍で学生生活が制限を受ける中、さまざまな情報発信やフォローアップセミナー等により、心理面、学習面で充実したサポートを行った。その結果、令和2年度入学生の退学者は0人であった。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教員は、授業到達目標と学習成果の関係を意識しているが、学生は十分に理解できていない可能性があるため、学習成果と各科目の対応はカリキュラムマップに整理し、カリキュラムマップを基にカリキュラムの連続性を視覚化したカリキュラムツリーを整備した。これにより、各科目の授業到達目標と学習成果の関係性を明確に示すことができた。

教員はPDCA 授業改善Cシートによる授業の改善、各部署や委員会はPDCA 業務改善Aシート及び委員会改善Bシートによる教育・業務の質的向上に努めている。令和2年度に中長期計画を策定し、この計画に連動したPDCA サイクルを確立したことにより、大学として一貫性のある自己点検・評価を全学的に取り組むことができた。

進度の速い学生に対する学習上の配慮や支援は、科目担当者の個別判断に委ねるだけでなく、全学的にフォローアップセミナーでの支援体制を整えている。ピアノ技術に関しては、各学生の技術レベルに応じた課題を課し、読譜、弾き歌い、ピアノ演奏等の個別指導を行っている。実習指導に関しては、さまざまな場面の指導案作成を課し、理解を深めるとともに応用力を高めるよう指導している。

進路指導委員会が中心となって実施する進路指導ガイダンスは、こども園、幼稚園や保育園だけでなく、一般企業に就職を希望する学生のための情報提供も実施している。また、一般企業に就職したOB・OGの講話やハローワーク職員の講演の機会を設けることにより、一般企業への就職を実現している。これらの取り組みにより、近年は就職率100%を達成している。

通信教育部では、学習便覧、授業概要（シラバス）、機関誌「豊梅」及びスクーリングのしおり等にディプロマポリシー、カリキュラムポリシーとアドミッションポリシーの三つの方針を掲載している。また、レポート添削・科目試験採点の厳正なガイドラインとして、レポートのルーブリック評価票や科目試験のルーブリック評価票を導入し、評価の公平性、客観性及び厳格性を担保した。さらに、学生が履修状況をオンラインで確認できるシステム構築として、平成30年4月から教務システム「TtLeS（トトレス）」により、学習状況の確認やスクーリングの申し込み等ができる環境を整備した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習成果の点検は、平成 31 年度から本学における教育課程を大幅に変更したため、就職先へのアンケート調査結果等をアセスメントポリシーに基づき取りまとめることにより、新教育課程の学習成果、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーの各科目の関連性を検証していく。また、教育課程をより体系的に示す指標として、ナンバリングを授業概要（シラバス）に整備する。

成績評価は、授業概要（シラバス）において成績評価の基準を示した上で、それぞれ第 1 回目の講義で科目担当者が説明しており、十分に客観性・公平性を確保している。通信教育部がすでに導入しているルーブリック評価は、「何が評価されているのか」の評価の規準と「意欲・態度、思考力・表現力、知識・技能の獲得度合等」の基準を明示する仕組みであり、公平性・客観性及び厳格性をより担保できる。このルーブリック評価の導入を通学部でも検討する。

コロナ禍のため、通常の学生支援が制約を受ける中で、さまざまな創意工夫をして学生支援を行い、令和 2 年度入学生の退学者は 0 人であった。このコロナ禍で工夫し実践した取り組みを検証し、コロナ収束後も学内 SNS による定期的な情報発信等による学生支援を行っていく。

学習上の悩みや適切な指導助言を行う体制をより強化するため、令和 3 年度よりオフィスアワーを設け、授業概要（シラバス）や学内 SNS 等により周知し、学生支援を継続する。今後もオフィスアワーの在り方を含めて、学生が学習上の相談をしやすい環境を検討していく。また、姫路大学が主体となっている食堂・売店やクラブ活動等の学生へのサービス向上のため、姫路キャンパスの学生の声を集約し、姫路大学と協同して対応にあたるよう努める。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]****<根拠資料>****備付資料**

- 8 PDCA サイクルシート【令和 2 年度】
- 14 授業評価アンケート（結果）
- 36 [様式 18]個人調書【令和 3 年 5 月 1 日現在】
- 37 [様式 19]教育研究業績書【平成 28～令和 2 年度】
- 38 [様式 20]非常勤教員一覧表
- 39 教員紹介一覧
通学：<https://koutoku.ac.jp/toyooka/department/teachers/>
通信：<https://koutoku.ac.jp/toyooka/tushin/kodomo/about/message/>
- 40 専任教員年齢構成一覧【令和 3 年 5 月 1 日現在】
- 41 [様式 21]専任教員の研究活動状況表【平成 28～令和 2 年度】
- 42 [様式 22]外部研究資金の獲得状況一覧表【平成 30～令和 2 年度】
- 43 豊岡短期大学論集（第 15 号～17 号）【平成 30～令和 2 年度】
- 44 教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名）【令和 3 年 5 月 1 日現在】
- 45 FD 活動記録【平成 30～令和 2 年度】
- 46 SD 活動記録【平成 30～令和 2 年度】
- 47 「豊岡短期大学専任教員の昇格に対する研究業績評価」に関する申し合わせ
- 48 豊岡短期大学専任教員の昇格に対する研究業績配点表
- 49 豊岡短期大学論集編集規程
- 50 豊岡短期大学論集査読要項
- 51 年次有給休暇の総取得率【令和 2 年度】

備付資料（例規集）

- 1-2 学校法人弘徳学園寄附行為実施規則
- 3-1 学校法人弘徳学園事務組織規程
- 3-5 学校法人弘徳学園部長連絡会、事務次長・課長・主幹連絡会及び各部門連絡会規程
- 3-20 豊岡短期大学教員選考規程
- 4-2 学校法人弘徳学園文書保存規程
- 4-3 学校法人弘徳学園公印規程
- 4-5 学校法人弘徳学園旅費規程
- 4-19 豊岡短期大学決裁書取扱に関する規程
- 5-35 学校法人弘徳学園事務職員の権限及び責任に関する規程
- 5-38 学校法人弘徳学園教員の学外研修に関する規程
- 5-45 豊岡短期大学就業規則
- 5-46 豊岡短期大学教員の昇任に関する規則
- 6-1 学校法人弘徳学園共同研究実施規程

- 6-7 学校法人弘徳学園在外研究・出張規程
- 6-8 学校法人弘徳学園在外研究・出張規程施行細則
- 6-9 学校法人弘徳学園公的研究費に関する規程
- 6-14 学校法人弘徳学園特別特任教員個人研究費実施要項
- 6-15 学校法人弘徳学園特別招聘教員個人研究費実施要項
- 6-25 豊岡短期大学個人研究費実施要項
- 6-27 豊岡短期大学科学研究費助成事業取扱規程
- 6-28 豊岡短期大学公的研究費不正防止対応要項
- 6-29 豊岡短期大学研究活動上の不正行為等への取扱要項
- 6-30 豊岡短期大学における研究活動上の行動規範
- 7-1 学校法人弘徳学園経理規程
- 8-3 学校法人弘徳学園物件調達規程
- 16-3 豊岡短期大学職務改善推進（SD）委員会規程
- 16-7 豊岡短期大学教育改善実施（FD）委員会規程
- 16-13 豊岡短期大学研究倫理委員会規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編成している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

豊岡短期大学は、幼稚園教諭二種免許並びに保育士資格が取得できる課程を有しているため、それらに対応した上で、入学定員 40 人に基づき教員組織を編成している。教職課程並びに保育士養成課程は、教育課程が一部重複するため、本学では、教育の基礎的理解に関する事項、保育の本質・目的や対象理解に関する事項、5 領域「人間関係」、「言葉」、「健康」、「環境」、「表現」に関する事項等は、両方の課程の学習となるように共通開設している。定期的な学生面談等により学習支援や学生支援をするため、クラス担任制を採用し、少人数の利点を生かしたきめ細やかな指導で、学習成果の獲得・向上を図っている。

短期大学設置基準の必要専任教員数及び本学の専任教員配置状況は、表 10 の通りで

あり、この基準上の必要専任教員数を十分に満たしている。なお、通信教育部は通学部
に併設するため、この基準第 22 条の規定に基づく短期大学通信教育設置基準第 9 条に
より 6 人の専任教員数が必要となっている。

表 10 教員組織の概要 (単位:人)

学科等名	専任教員数					設置基 準で定 める教 員数 〔イ〕	短期大学全体の 入学定員に 応じて定 める専任 教員数〔ロ〕	設置基 準で定 める 教授数	助 手	非 常 勤 教 員	備 考
	教 授	准 教 授	講 師	助 教	計						
こども学科	5	5	4		14	6		2	0	9 (兼担当)	
通信教育部 こども学科	13	8	35	2	58	6		2	0	689 (兼担当)	
(小 計)	18	13	39	2	72	12		4	0	698	
〔その他の組織等〕											
短期大学全体の入学 定員に応じて定める 専任教員数〔ロ〕							2	1			
(合 計)	18	13	39	2	72		14	5		698	

教員の職位は、「豊岡短期大学教員選考規程」(備付-例規集 3-20)に基づき、学位、
教育業績や研究業績等により決定しており、短期大学設置基準に定める教員の資格を
充足している。専任教員の学位、教育歴及び研究業績等はホームページにて公表して
いる。

専任教員や非常勤教員の配置は、「短期大学設置基準」、「教職課程認定基準」、「保育
士養成施設の指定及び運営基準」等を遵守した上で、カリキュラムポリシーに基づく
教育課程を実施できるよう配置している。

非常勤教員は、専任教員で授業科目を満たすことが難しい場合や専任教員で授業科
目が担当できない場合に、所属長等の推薦に基づき、理事長が任用している。その任用
基準は、人格、学識経験、研究業績、免許、健康状態や年齢等を考慮し、本法人の定め
る教員資格を満たす者、または当該専門分野でこれと同等以上の学識経験があり、教
育上の指導能力があると認める者としている。

補助教員は、本学では採用していないため、実習や対外的な手続きは、教務学生部教
務学生課が科目担当者と連携を図りながら業務を行っている。

教員の採用は、本学教員選考規程に基づき、教育実績、研究業績、特定分野での優
れた知識や経験を有しているかなどを教授会で選考・審議し、採用している。また、教員
の昇格は、「豊岡短期大学教員の昇任に関する規則」(備付-例規集 5-46)、「豊岡短期大
学専任教員の昇格に対する研究業績評価に関する申し合わせ」(備付-47)及び「豊岡短
期大学専任教員の昇格に対する研究業績配点表」(備付-48)を基に、学位、教育歴、研
究業績やその他の経歴等を教授会で審議・判定し、適切に実施している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、カリキュラムポリシーに基づく教育課程を担当するために任用しており、その専門分野はこのポリシーに合致することとなる。そのため、教員はこのポリシーに基づく研究活動を行っており、それぞれの専門分野に関連した学会や団体に所属し、研究成果の発表、作品制作や演奏会等を行っている。この研究活動の経費を一部補助するため、「豊岡短期大学個人研究費実施要項」（備付-例規集 6-25）、「学校法人弘徳学園特別特任教員個人研究費実施要項」（備付-例規集 6-14）、「学校法人弘徳学園特別招聘教員個人研究費実施要項」（備付-例規集 6-15）により研究費を配分しており、学会年会費、新聞図書、研究活動に伴う旅費や消耗品の購入等に充てることができる。令和 2 年度は、コロナ禍のため本学園の方針により出張制限を設け、また学会等の延期や中止に伴い思うように研究活動ができない環境となってしまった。しかし、このような状況下ではあったが、「豊岡短期大学論集」（備付-43）への投稿、論文発表や学会活動等を行い、この研究成果は情報公開としてホームページの「教員紹介」（備付-39）で公表し、毎年度更新している。

令和 2 年度科学研究費助成事業の新規課題は、研究代表者として 2 件、研究分担者として 1 件となっている。そのほかに、前年度からの継続課題では研究分担者として 2 件となっており、豊岡短期大学全体では合計 5 件の課題で表 11 の通りである。

表 11 令和 2 年度 豊岡短期大学 科学研究費助成事業 (単位:円)

代表/分担	新規/継続	研究種目	職位	直接経費	間接経費
研究代表者	新規	基盤研究 (C)	教授	760,000	228,000
	新規	若手研究	講師	1,500,000	450,000
研究分担者	新規	基盤研究 (C)	講師	60,000	18,000
	継続	基盤研究 (C)	講師	200,000	60,000
	継続	基盤研究 (C)	講師	300,000	90,000
合 計				2,820,000	846,000

※直接経費は、本学研究者への配分額を示す

こうした専任教員の研究活動は、「学校法人弘徳学園共同研究実施規程」(備付-例規集 6-1) や本学個人研究費実施要項を定めて、支援している。そのほかに、文部科学省が定める「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に沿う形で「豊岡短期大学研究活動上の不正行為等への取扱要項」(備付-例規集 6-29)、「豊岡短期大学における研究活動上の行動規範」(備付-例規集 6-30)、「学校法人弘徳学園公的研究費に関する規程」(備付-例規集 6-9)、「豊岡短期大学科学研究費助成事業取扱規程」(備付-例規集 6-27)、「豊岡短期大学公的研究費不正防止対応要項」(備付-例規集 6-28) 及び「豊岡短期大学研究倫理委員会規程」(備付-例規集 16-13) を整備している。

研究倫理を遵守するため、本学における研究活動上の行動規範を定め、専任教員に周知している。研究倫理教育は、日本学術振興会が実施する「研究倫理 e ラーニング eL CoRE (エルコア)」の受講を促している。特に、公的研究費の申請・管理・運営に携わる教職員には、定期的な受講(3年に1度)を義務付け、受講の証は修了証書の確認により行っている。また、この e ラーニングの受講が難しい教員には、研究倫理に関する資料を配付し理解を深めている。昨今、研究者の研究倫理に対する姿勢が問われているため、本学としてどのように徹底した体制を取るべきか、関係部署を中心として強化に努めていく。

専任教員の研究活動の成果発表の場として、研究紀要である論集を毎年度 1 回発行している。令和 2 年度の論集は、共同執筆による投稿もあるため、延べ人数として専任教員 23 人及び非常勤教員等 22 人の執筆者により 28 件の投稿があり、「豊岡短期大学論集第 17 号」として発刊した。編集は、「豊岡短期大学論集編集規程」(備付-49) 及び「豊岡短期大学論集査読要綱」(備付-50) に基づき、紀要委員会が主となって行い、完成した論集は図書館に配架し、ホームページで一般に公表するとともに、国立情報学研究所のデータベース CiNii に書誌登録されている。

専任教員には、豊岡キャンパスと姫路キャンパスのそれぞれに研究室を設けている。研究室には、ネットワークに接続したパソコンを設置し、研究環境を整えている。

研究や研修等を行う時間として、「学校法人弘徳学園教員の学外研修に関する規程」(備付-例規集 5-38) に基づき、月 2 回(土曜日に限る)の学外研究・研修等を授業、入試やその他の学校行事等に差し支えない範囲で認めている。また、「豊岡短期大学就

業規則」(備付-例規集 5-45)に基づき、専門業務型裁量労働制を採用し、労働時間の弾力的な運用を可能とするとともに、夏期に全学的な研修日を 10 日程度設けている。さらに、「学校法人弘徳学園旅費規程」(備付-例規集 4-5)に基づき、個人研究に伴う学会旅費として、学会や研修会等の聴講は年 2 回と上限を定めているが、学会等の発表は回数制限を設けず、学外における研究・研修を奨励している。

専任教員の留学、海外派遣や国際会議出席等は、「学校法人弘徳学園在外研究・出張規程」(備付-例規集 6-7)及び「学校法人弘徳学園在外研究・出張規程施行細則」(備付-例規集 6-8)を定めており、これらにより運用している。

教育改善実施(FD)委員会は、「豊岡短期大学教育改善実施(FD)委員会規程」(備付-例規集 16-7)に基づき、授業・教育方法の改善を行っている。教育改善実施(FD)委員会の指示のもと、PDCA 授業改善 C シート(備付-8)により、各教員が担当授業科目の点検・改善を行うなど、授業における教育の質の向上・充実を図っている。前年度の課題を踏まえ、当該年度の計画、具体的な授業内における工夫等の実行内容、成績分布や授業評価アンケートによる授業の検証に基づく課題、次年度の改善計画等を記入している。各教員が記入した PDCA 授業改善 C シートは、教育改善実施(FD)委員会が取りまとめている。なお、授業評価アンケート集計結果(備付-14)と自由記述に対する科目担当者のコメントは、学内掲示板により学生に周知している。また、教育の質向上のための相互研修として、令和 2 年度は 11 月 23 日から 11 月 30 日までの延べ 36 コマ(豊岡キャンパス 16 コマ、姫路キャンパス 20 コマ)を公開授業期間として、授業参観(備付-45)を実施した。教員はこの授業参観に関する自己研修報告書を教育改善実施(FD)委員会に提出している。令和 3 年 3 月には、教育改善実施(FD)委員会が主催するアクティブラーニングに関する研修会を実施し、自己研修報告書の提出を求めた。

教員は、自己点検・評価委員会や図書委員会等の各委員会活動を通して総務部総務課や図書館等の関係部署と連携している。さらに、出欠確認や課題の提出管理等を通して教務学生部教務学生課と協働し、学生の学習成果が向上するように取り組んでいる。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

教育研究活動等に関わる事務組織の責任体制は、「学校法人弘徳学園事務組織規程」（備付-例規集 3-1）及び「学校法人弘徳学園事務職員の権限及び責任に関する規程」（備付-例規集 5-35）により明確である。事務職員は、「学校法人弘徳学園寄附行為実施規則」（備付-例規集 1-2）及び本学園事務組織規程に基づき、教務学生部、通信教育事務部、図書館、総務部や経理部にそれぞれ配置している。

配属先における担当業務は、各部署の所属長や所属責任者が能力や適性を勘案し、事務分掌により決定している。担当する職務内容に応じて、例年、日本私立短期大学協会、日本学生支援機構、日本私立学校振興・共済事業団や私立大学通信教育協会等が主催する研修会や説明会に出席し、そこで得た最新の情報を共有することで、部署内全体で事務職員としての専門的知識・職能を高めている。令和2年度はコロナ禍のため、多くの研修会や説明会が中止となった。これに伴い、学内での研修会を中心とした部内研修会を表4（p.29）の通り開催し、必要な知識の共有に努めた。この研修会は、職務改善・推進（SD）委員会が集約し、必要に応じて研修会の見直しを求めている。

事務職員には、毎年度、担当職務の状況、自己の能力や適正の申告や業務改善の提案等に関する自己申告書の提出を求めている。この申告書は、人事異動等の判断材料として活用している。また、所属長及び所属責任者による人事考課や、事務職員自身による自己評価を毎年度実施している。この人事考課と自己評価は、共通の評価項目としているため、評価者による人事考課と被評価者による自己評価を比較することにより、評価ギャップが明確となり、このギャップを中心に評価者から被評価者にフィードバックしている。これにより、評価している点や改善が必要な点を共有し、それぞれの事務職員が能力を発揮できるように努めている。

事務関係諸規程は、本学園事務職員の権限及び責任に関する規程及び本学園事務組織規程のほか、「学校法人弘徳学園文書保存規程」（備付-例規集 4-2）、「学校法人弘徳学園公印規程」（備付-例規集 4-3）、「豊岡短期大学決裁書取扱に関する規程」（備付-例規集 4-19）、「学校法人弘徳学園物件調達規程」（備付-例規集 8-3）及び「学校法人弘徳学園経理規程」（備付-例規集 7-1）等の事務運営上必要な規程を整備し、これらをまとめた学園例規集のCD-ROMを各部署へ配付している。

事務部署には、1人1台のパソコンを配置し、プリンタやスキャナ機能付きのコピー機を必要台数設置している。事務系ネットワークにより、大学運営に関わる日常業務をファイルサーバ上のデータで管理を行い、情報の共有とバックアップ管理を実現している。このファイルサーバは、姫路大学のファイルサーバとミラーリングすることにより、一方のサーバが故障した場合にも対応できる仕組みを整えている。グループウェア「e³office」を導入し、スケジュールの共有や電子掲示板による各種通知等に利用している。令和2年度には豊岡キャンパスの事務室内を無線LAN化する工事を行い、新型コロナウイルス感染予防対策として、ソーシャルディスタンスを確保した執務が可能となった。また、使用頻度の高い事務用品は定期的に補充し、業務に支障がないよう整備している。個人情報や重要事項を取り扱うため、各部署には施錠できるキャビネットを設置し、厳格に保管している。

「豊岡短期大学職務改善推進（SD）委員会規程」（備付-例規集 16-3）に基づき、職

務改善・推進（SD）委員会を設置し、全学研修会（備付-46）等により職務を充実させ、教育研究活動等を支援している。令和2年度は、SD委員会の開催要請により、教育情報公開運営委員会が教職員を対象とした全学研修会「情報セキュリティについて」を実施した。SD委員会の活動として、表4（p.29）の通り、各部署に部内研修会の実施を依頼し、年度当初に各部署の研修会実施計画を確認及び検討し、必要に応じて見直しを求めるとともに、年度末に研修会実施報告書により実施確認を行っている。

人事考課及び自己評価のそれぞれに「業務の改善・効率化」に関する項目を設け、主体的に業務の見直しや改善を行うよう促している。また、法人本部総務部が主体となり、全事務職員に担当業務の洗い出し及び見直しを目的とした「業務棚卸シート」の作成を依頼し、所属長へ提出している。所属長及び所属責任者は、このシートを部課単位で取りまとめ、部課内の年間業務スケジュールや各職員の業務内容や業務量を確認している。これにより、業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、業務スケジュールや事務分掌を定期的に改善している。

事務職員は、教務委員会、学務委員会、学生指導委員会、進路指導委員会、こども学科実習委員会や奨学生委員会等の構成員となり、必要な情報を教員と共有し、事務的なサポートを行っている。各部署の次長・課長・主幹は、「学校法人弘徳学園部長連絡会、事務次長・課長・主幹連絡会及び各部門連絡会規程」（備付-例規集3-5）に基づき、各部署の行事や業務等についての情報共有や意見交換を行う毎月の連絡会に参加し、部署間の連携を深めている。このように、事務職員は教員や関係部署と密接に連携し、学生の学習成果の獲得が向上するように貢献している。

【区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

教職員の就業に関しては、「豊岡短期大学就業規則」のほか、本学園例規集（第5章人事・給与）に定めており、関係法令の改正、社会情勢の変化等を踏まえ、本学園が顧問契約している社会保険労務士の助言・指導を参考に、定期的な見直しを行っている。例年であれば対面で助言・指導を受けているが、令和2年度はコロナ禍のため、オンラインの助言・指導となった。

本学園例規集は、CD-ROMにより学科及び各部署へ配付し、教職員が自由に閲覧できるようにしている。教職員の採用時には、就業に関する規則等の関係規程を配付し、ガイダンスで説明を行っている。諸規程の制定・改正は、法人本部総務部が毎年度4回発行している「学報」に掲載し、電子掲示板で周知している。

教職員の勤務は、グループウェア「e³office」を利用して、ICカードの打刻により適正に時間管理している。労務管理は、本学就業規則等の就業に関する諸規程にのっ

とり、総務部総務課が行っており、労働時間や時間外労働時間の実績を確認し、各部署の所属長及び所属責任者に月単位で報告している。なお、所属長及び所属責任者は、グループウェア「e³office」により、所属職員の労働時間や時間外労働時間をいつでも確認することができる。また、労働基準法の改正に伴い、令和元年4月から、年10日以上の年次有給休暇を付与する労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日以上の取得が義務付けとなった。心身のリフレッシュを図ることを目的として取得を推奨し、令和2年度は、対象となっている教職員が年間5日以上の年次有給休暇を取得できている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

労働基準法により年5日以上の年次有給休暇取得が義務付けられている教職員は、規定日数以上の休暇取得をしているが、総取得率が57.6%（令和3年3月31日時点）（備付-51）と低く、ライフ・ワークバランス実現のために、年次有給休暇取得率の向上を図る必要がある。

本学は、小規模の単科短期大学であるため、専任教員が学生と日常的にかつ頻繁にコミュニケーションを図ることができ、学生一人ひとりを大切にする教育を実践している。一方で、「豊岡短期大学論集」の投稿数は近年増加するなど、研究活動が活発になりつつあるが、姫路キャンパスの開設に伴い、授業、学生指導や委員会活動に費やす時間が増加しており、研究活動をより活発にしていくことが課題である。研究活動を活性化させる際には、教員の研究倫理に対する意識を高めることが求められるため、研究倫理を遵守する活動をさらに強化することが必要である。

事務職員の職務を充実させ、教育研究活動等を支援するさまざまなSD活動を行っているが、各部署での部内研修会が中心である。部内の直接的な業務に関する研修だけでなく、大学職員としての資質向上を図るために、部署を横断する研修会を検討する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

＜根拠資料＞

備付資料

- 52 校舎配置図、平面図
- 53 校地間の距離、校地間の交通手段等
- 54 セキュリティの心得5か条
- 55 省エネルギー対策「弘徳学園における環境問題、節電問題への取り組み事項」
- 67 図書館平面図

備付資料（例規集）

- 3-6 学校法人弘徳学園個人情報保護に関する規程

- 4-10 学校法人弘徳学園情報セキュリティポリシー
- 5-40 学校法人弘徳学園個人番号及び特定個人情報取扱規則
- 7-1 学校法人弘徳学園経理規程
- 7-2 学校法人弘徳学園資産運用規程
- 7-5 豊岡短期大学学費等諸経費納入要項
- 8-1 学校法人弘徳学園校舎管理規程
- 8-2 学校法人弘徳学園物件管理規程
- 8-3 学校法人弘徳学園物件調達規程
- 8-4 学校法人弘徳学園物件調達規程細則
- 8-6 豊岡短期大学・このとり認定こども園防火・防災管理規程
- 11-8 豊岡短期大学図書館資料収集・管理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地面積は、豊岡キャンパスが 15,199 m²、姫路キャンパスが 50,763 m²であり、それぞれの面積は短期大学設置基準の必要校地面積「10 m²×本学収容定員 80 人＝800 m²」の基準を上回っている。なお、姫路キャンパスの校地は、併設する姫路大学と共用している。

豊岡キャンパスは、6,869 m²の屋外グラウンドを有している。和花季会館（わがときほうる）内に多目的ホールとして 437 m²を設置するなど、短期大学設置基準の必要校舎面積 2,000 m²の基準を上回る 8,330 m²の校舎となっている。障がい者への対応として、専用駐車スペース、玄関スロープ、自動ドア、点字ブロックやエレベータをそれぞれ

れ設置している。校舎内には、大小の講義室 8 室、情報処理教室やピアノレッスン室等の演習室 24 室、小児栄養実習室やプレイルームの実験・実習室 2 室を整備している。

姫路キャンパスは、併設する姫路大学の敷地内にあり、16,359 m²の屋外グラウンドを有している。体育館、情報処理室、音楽室、ピアノレッスン室、プレイルーム等の教室や演習室は姫路大学と共用している。姫路キャンパスの開設に伴う校地・校舎変更届は、姫路大学との共用部分と豊岡短期大学姫路キャンパス専用部分を明確に分け、文部科学省へ提出した。障がい者への対応は、専用駐車スペース、スロープ、自動ドア、点字ブロック、エレベータや多目的トイレをそれぞれ設置している。豊岡キャンパスと姫路キャンパスは、それぞれがカリキュラムポリシーに基づく授業に十分対応できる。

通信教育部では、学生のレポートや科目試験を通信教育事務部通信教育事務課で取りまとめ、科目担当者のレターボックスや自宅に配付しており、添削や指導を行うための施設は整備していない。学習便覧、授業概要（シラバス）、レポート設題集や科目試験問題集等の印刷副教材及びテキストは、主に委託業者が学生へ発送しているが、科目担当者への一部の印刷副教材やテキストは本学より送付するため、豊岡キャンパスの校舎内に書庫兼作業室を整備し、保管や発送を行っている。

授業を行うための機器・備品は、学科や各部署が予算を申請し、その都度整備している。保育者としての知識と技能を修得するなどのディプロマポリシーを実現するためにカリキュラムポリシーを定めている。このカリキュラムポリシーに基づく教育課程には、さまざまな機器・備品が必要となる。豊岡キャンパスにピアノレッスン室を 22 室及び姫路キャンパスにピアノレッスン室を 19 室と ML 教室（ミュージックラボラトリー）を 1 室整備し、それぞれにグランドピアノやアップライトピアノ等を配置している。これらのピアノは、専門業者によるピアノの調律及びメンテナンスを毎年度行っている。また、情報処理機器は、学生が自由に利用できるパソコンとして、豊岡キャンパス 30 台、姫路キャンパス 62 台を設置し、科目担当者や委託業者が毎月メンテナンスしている。情報処理機器は、外部からのウイルス侵入対策ソフトを導入するとともに、緊急事態には委託業者による遠隔操作で対応している。

豊岡キャンパスの図書館面積は 362 m²あり、適切な面積となっている。資料は 53,013 点を所蔵し、座席は 63 席あり、十分な蔵書数と座席数を確保している。学術雑誌は購入・寄贈を含め 8 誌を継続所蔵し、大学・研究機関の紀要・論文集は 270 タイトルを有する。AV 資料数は 542 点あり、視聴覚資料の再生機器を備え、辞書・図鑑・図録等の参考図書は、1,691 点を所蔵し、利用者の学習や研究活動に活用されている。司書資格を有する職員を配置し、「豊岡短期大学図書館資料収集・管理規程」（備付-例規集 11-8）に基づき、図書の収集・管理を行っている。図書の選定は、予算全体の約 60%を学生及び教職員の希望図書とし、残りを図書館が選定するシステムとなっている。破損の激しい図書は本学図書館資料収集・管理規程に基づき、除籍している。

姫路大学と共用である姫路キャンパスの図書館は、面積は 389 m²あり、適切な面積を有している。図書、学術雑誌や電子情報等の整備状況は、図書 45,889 冊、購読雑誌 113 誌、視聴覚資料 1,519 点、契約電子ジャーナル 18 誌やデータベース 13 種である。司書資格を有する職員を配置し、文献複写、相互貸借や検索指導等のレファレンスサ

ービスを行っている。姫路キャンパスの図書館が有する図書資源は、全て姫路大学の資産であり、その選定及び廃棄は、姫路大学の所定の手続きにより行われている。なお、豊岡キャンパスと姫路キャンパスの図書館の資料や学術雑誌等の点数は、令和2年5月1日現在のものである。

豊岡キャンパスには、和花季会館（わがときほうる）に多目的ホール 437 m²があり、体育館としての機能を有している。姫路キャンパスには、姫路大学と共用する体育館 1,415 m²があり、十分な広さを有している。これらの体育施設は、「こどもの指導法「リズム表現」」や「スポーツ（実技）」の授業やクラブ活動等に活用している。

教室等以外の場所で授業を行うための整備は、これまで必要となることはなかったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対面での授業に代わる授業の実施方法及び整備を検討する必要性が生じた。このため、教務支援システム「Active Portal」とクラス SNS システム「melly」を導入し、「Google Meet」と併せて令和3年度よりオンライン授業を実施している。また、オンライン授業配信の専用教室を整備するため、文部科学省の私立学校情報機器整備費補助金（遠隔授業活用推進事業）に申請予定である。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学では、「学校法人弘徳学園校舎管理規程」（備付-例規集 8-1）、「学校法人弘徳学園物件管理規程」（備付-例規集 8-2）、「学校法人弘徳学園物件調達規程」（備付-例規集 8-3）及び「学校法人弘徳学園物件調達規程細則」（備付-例規集 8-4）に基づき、総務部総務課にて校舎等の固定資産及び物品が常に良好な状態で使用できるように維持・管理を行うとともに、適正に物件の調達処理を行っている。さらに、「学校法人弘徳学園経理規程」（備付-例規集 7-1）、「学校法人弘徳学園資産運用規程」（備付-例規集 7-2）及び「豊岡短期大学学費等諸経費納入要項」（備付-例規集 7-5）に基づき、教育研究活動の健全な発展に資するべく経理部経理課にて適正に経理処理している。

令和元年度より、会議室や多目的ホール等は、グループウェア「e³office」から使用予約ができるよう変更し、よりスムーズな施設の管理が可能となった。また、5カ年に渡る高圧設備修繕の第4期工事を実施し、電気使用時の安全性向上に努めている。この工事は、令和3年度に予定している第5期工事で完了する見込みである。

豊岡キャンパスでは、火災等の対策として、消防法及び「豊岡短期大学・こうのと

認定こども園防火・防災管理規程」(備付-例規集 8-6)に基づき、防火管理者による消防計画の策定と自衛消防隊組織編成等を行っている。学生及び教職員や学内の関係業者が参加する防火・防災訓練(総合訓練)を年に一度実施しており、学生による消火器訓練並びに自衛消防隊組織の各係の行動確認を併せて行っている。なお、学生及び教職員に、コンパクトに折りたたみ、携帯可能な「災害時対応マニュアル」を配付し、万一の災害時における対応方法等を周知している。

各所に設置している消火器・消火栓・防火シャッターや火災報知設備等は、消防法に基づき委託業者による総合点検と機器点検をし、必要な届出を行っている。救急用品や備蓄食料等の災害備蓄品の入れ替えは、防火・防災管理委員会にて現状を把握し、在庫点検や賞味期限や使用期限により計画・実行している。令和2年度は、使用期限を迎える救急セット等の入れ替えを行った。入れ替えに伴う廃棄が発生しないように、備蓄食料は消費期限前に学生に配付し、万一の緊急事態において必要となる体験学習の機会としている。防犯対策は、警備員による構内巡視に加え、校舎の各出入口に防犯カメラを設置し犯罪の抑止力を高めている。夜間や休日は機械警備を導入し、不審者の侵入に備えている。

姫路キャンパスでは、姫路大学と校舎を共用しているため、防火・防災訓練や建物の総合点検等は姫路大学の実施に併せて行っている。防犯対策は、正門に警備員が常駐しており、校舎の必要な箇所には防犯カメラを設置し、犯罪の抑止力を高めている。夜間や休日は、校舎外周及び校舎内部の機械警備により不審者の侵入に備えている。

情報セキュリティ対策は、「学校法人弘徳学園個人情報保護に関する規程」(備付-例規集 3-6)、「学校法人弘徳学園個人番号及び特定個人情報取扱規則」(備付-例規集 5-40)及び「学校法人弘徳学園情報セキュリティポリシー」(備付-例規集 4-10)等に基づき、組織的に対応している。情報ネットワークセキュリティ対策として、外部ネットワークとの接続点にソニックウォールを設置するとともに、ウイルスバスターコーポレートエディションを導入し、外部からのセキュリティインシデントに備えている。事務職員は、アプリケーションソフトのインストール権限を付与しないことにより、不正なソフトウェアの侵入を防いでいる。また、令和2年度は、教育情報公開運営委員会が、情報共有の必要性が高いセキュリティインシデントを教職員に配信し、意識の向上を図った。さらに、「セキュリティの心得5か条」(備付-54)を新たに作成し、学生・教職員向けに学内掲示した。

省エネルギー対策として、毎年度、「弘徳学園における環境問題、節電問題への取り組み事項」(備付-55)を作成し、グループウェア「e³office」の電子掲示板にて周知している。5月1日から9月30日までをサマーシーズンとして、服装の軽装化、照明機器・空調機器・エレベータの使用制限やペーパーレス化の推進等を学生及び教職員に協力依頼をしている。豊岡キャンパス周辺の気候は、夏に暑く、冬に寒い土地柄である。校舎は、階数や方角により体感温度や湿度が異なるため、空調機器の使用を制限することも難しい側面があるが、教室及び研究室に温湿度計を設置し、状況に適した対応で快適な教育・研究環境を保つことにより、地球環境保全に配慮している。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

豊岡キャンパスでは、令和3年度実施予定の高圧設備修繕工事の第5期工事において、電気設備の大規模改修が完了予定であるが、校舎及び設備の老朽化が進行している。学生及び教職員の安全に関わる校舎の耐震化及びブロック塀の補修工事等は、実施しているが、それ以外の補修・修繕工事は今後行っていく必要がある。給排水設備や空調設備は補修頻度が高くなってきているため、予算段階から計画的に年次計画を立案し、修繕あるいは入替を検討する。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

＜根拠資料＞

備付資料

- 56 LANの敷設状況
- 57 コンピュータ教室の配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1の現状＞

カリキュラムポリシーに基づいて、学生の情報処理能力や音楽技能の向上を図るための教室をそれぞれ整備している。情報処理能力の向上のため、豊岡キャンパスでは、デスクトップ型パソコンを配置した情報処理演習室と、無線LAN環境にて自由度の高い授業環境を行うことのできるタブレット型パソコンを配置したマルチメディアルームを設置（備付-57）している。姫路キャンパスでは、デスクトップ型パソコンを配置した情報処理教室とLL教室を配置している。これらの情報機器は、科目担当者や委託

業者がアプリケーションソフトのアップデート等のメンテナンスを毎月行っている。また、音楽技能の向上のため、豊岡キャンパスと姫路キャンパスには、グランドピアノやアップライトピアノ等を配置したピアノレッスン室を設けている。このピアノは、専門業者が毎年度ピアノの調律及びメンテナンスをしている。

学生向けの情報技術の向上として、情報機器の操作技術、さまざまなアプリケーションソフトによる実践的な資料の作成や情報モラルの知識・技能が身に付くよう、1年生の授業科目「情報リテラシーと処理技術」（提出-6 p.14）を行っている。

教員向けの情報技術の向上として、システム保守業者による情報処理演習室の授業支援システムの操作方法等に関する研修会を実施した。教育情報公開運営委員会では、教職員を対象とした全学研修会「情報セキュリティについて」、個人情報保護委員会では、情報機器の取り扱いを含めた個人情報保護に関する啓発、全国で頻発する情報漏洩に関する事故の情報提供や個人情報保護に関する認識確認の研修会を行った。これらの研修会により、情報技術の向上に努めるとともに、その必要性の認識を高めている。

学内の情報機器、ネットワーク環境及びソフトウェア等は、システム保守契約を締結している委託業者による定期点検を行い、常に適切な状態を維持している。委託業者が遠隔接続可能な環境を構築しているため、ネットワークの不具合やセキュリティインシデント等を確認した場合は、迅速な対応ができる。また、教育情報公開運営委員会が、マルウェアやセキュリティインシデント等の事例をグループウェア「e³office」の電子掲示板にて毎月情報提供し、注意喚起している。学内のネットワーク環境は、豊岡キャンパスと姫路キャンパスともに、情報セキュリティを確保するため、学生教育系と事務系のネットワークに分離し、教員と事務職員で使い分けている。学生は学生教育系ネットワークにアクセス可能で、専用のサーバを設置し、授業やクラブ活動などのデータの保存ができる環境となっている。それぞれの環境に合わせ、使用・閲覧環境に制限を設けている。このように、技術的資源と設備の適切な状態を保持している。

技術的資源の分配は、各部署での利用状況や耐用年数等を考慮し、再配置を検討している。令和2年度は、学習効率及び業務効率が向上するよう、豊岡キャンパスの校舎1階部分を先行的に無線LAN化した。令和3年度以降、校舎内全館無線LAN化について計画的な整備を検討する。なお、姫路キャンパスの一部校舎で無線LAN化している。

学内のコンピュータ整備は、カリキュラムポリシーに基づく授業や学校運営に活用できるように行っている。教員には各研究室にネットワークに接続されたパソコンを豊岡キャンパスと姫路キャンパスにそれぞれ配置している。職員には1人1台のパソコンを貸与し、プリンタやスキャナ機能付きのコピー機は各部署に必要な台数を設置し、業務に支障がないよう配備している。豊岡キャンパスでは、学生が利用できるパソコンは、情報処理演習室にデスクトップ型パソコン30台とプリンタ7台、マルチメディアルームにタブレット型パソコン20台とプリンタ5台を設置している。姫路キャンパスでは、学生が利用できるパソコンは情報処理教室にデスクトップパソコン62台とプリンタ5台を設置している。

学生は、これらの教室を9時から18時までの授業を行っていない時間帯で、学生教

育系ネットワークにアクセス可能となっており、インターネットでの情報収集や学生専用ファイルサーバの活用により、レポートの作成や情報共有等ができる環境となっている。このように学生の学習支援のために必要な学内 LAN（備付-56）を整備している。

教員が効果的な授業を行うため、これらの教室に授業支援システムを導入している。教員用パソコンから学生用パソコンの状況をリアルタイムで確認でき、インターネットの使用許可や画面表示・非表示の一括制御により、効果的な双方向授業の展開やトラブルが発生した際の迅速な対応が可能となっている。また、学生が発表する際に、このシステムの画面共有機能により、多方向的なコミュニケーションを可能とし、学生の理解度を高めるなど、情報技術を活用して効果的な授業を行っている。

豊岡キャンパスは、情報処理教室、マルチメディアルーム以外に模擬保育を実践するためのプレイルームを特別教室として整備している。姫路キャンパスは、情報処理教室や LL 教室以外の教室以外にプレイルーム、遊戯療法室や ML 教室等の特別教室を設置している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

姫路キャンパスの設置及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によるオンラインの授業や会議が増加していることに伴い、校舎内無線 LAN 化のエリア拡大や情報セキュリティに関する意識の向上等、時代の変化に応じた技術的・人的資源の整備に努める。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 15 [書式 1]活動区分資金収支計算書（学校法人全体）【平成 30～令和 2 年度】
- 16 [書式 2]事業活動収支計算書の概要【平成 30～令和 2 年度】
- 17 [書式 3]貸借対照表の概要（学校法人全体）【平成 30～令和 2 年度】
- 18 [書式 4]財務状況調べ【平成 30～令和 2 年度】
- 19 資金収支計算書・資金収支内訳表【平成 30～令和 2 年度】
- 20 活動区分資金収支計算書【平成 30～令和 2 年度】
- 21 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表【平成 30～令和 2 年度】
- 22 貸借対照表【平成 30～令和 2 年度】
- 23 事業報告書【令和 2 年度】
- 24 事業計画書【令和 3 年度】
- 25 予算書【令和 3 年度】

備付資料

- 2 委託契約書
- 9 学校法人弘徳学園中長期計画
- 58 財産目録及び計算書類【平成 30～令和 2 年度】
- 68 経営改善計画書類

備付資料（例規集）

- 7-1 学校法人弘徳学園経理規程
- 7-2 学校法人弘徳学園資産運用規程
- 8-1 学校法人弘徳学園校舎管理規程
- 8-2 学校法人弘徳学園物件管理規程
- 8-3 学校法人弘徳学園物件調達規程
- 8-4 学校法人弘徳学園物件調達規程細則
- 8-7 豊岡短期大学校舎等の学外貸与に関する細則

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑦ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

本学における資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり収支差額がプラスの状態であり、均衡を維持している。学園全体では、令和元年度までどちらの収支差額もマイナスの状態であったが、令和2年度には資金収支（提出-19）はプラスに転じた。事業活動収支（提出-21）は依然としてマイナスであるが、その差額は縮小している。

（単位：千円）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	法人全体	短期大学	法人全体	短期大学	法人全体	短期大学
資金収支差額	△247,203	183,740	△93,657	166,693	1,507	254,156
事業活動収支 当年度収支差額	△561,991	131,149	△386,046	109,210	△289,322	195,484

※資金収支差額は、資金収支内訳表の収入、支出の計から算出している。

本学園全体の活動区分資金収支計算書（提出-20）における支払資金の増減額は、過去3年間にわたり、マイナスの状態であるが、年々縮小しており、令和2年度には教育活動資金収支差額がプラスに改善した。事業活動収支は、姫路大学の校舎建築及びここのとり認定こども園の園舎建築による大型の設備投資を行って以降、支出超過の状態が続いている。この大型の設備投資と姫路大学及びここのとり認定こども園の恒常的な支出超過により、平成27年度以降学校法人全体として支出超過になっている。本学単独での収支は、収入超過の状態ではあるが、その規模は平成28年度から減少している。これは、本学通信教育部の学生数減少によるものであるが、積極的な募集活動により、平成30年度から3年連続で4月入学者数は増加している。本学通学部も近年入学定員を充足していなかったため、意欲的に学生募集活動を拡大し、令和2年度は入学定員充足率102.5%という結果となった。

貸借対照表（提出-22）の状況は、本学園全体で、負債の部が資産の部を上回ることなく、外部負債は借入金がなく未払金のみであり、健全に推移している。

本学は、本学園設立時から収入超過の状態であり、学園全体を支えている。今後、各部門が入学定員を充足することにより、さらに安定した経営を維持することが可能となる。

本学の経営状況は、収支は安定し存続可能な財政を維持している。平成31年度に姫路キャンパスを開校し、兵庫県北部を中心とした学生募集地域を兵庫県全域に拡大するとともに、公共職業能力開発施設と委託契約（備付-2）を締結し、離職者等再就職訓練（長期高度人材養成コース）として保育士養成コース（2年課程）を開設している。

このように募集活動を積極的に展開した結果、令和 2 年度に入学定員充足に至った。本学園全体では、学校法人弘徳学園中長期計画（備付-9）に基づいた財政計画の適正な執行に努め、財政維持を図っていく方針である。

本学園では退職金の支給に備えるため、退職給与引当金は、法人本部、姫路大学及び本学の教職員は期末要支給額の 100%を基に、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。また、このとり認定こども園の教職員は、期末要支給額の 100%を毎年度引き当てている。

資産運用は、「学校法人弘徳学園資産運用規程」（備付-例規集 7-2）を整備し、安全な運用を行っている。

平成 30 年度、令和元年度及び令和 2 年度の教育研究経費は、いずれも経常収入の 20%を超えている。

施設設備及び学習資源を含む教育研究活動への資金配分は、「令和 2 年度予算編成における基本方針とその概要について」を基礎として、累積赤字の圧縮に向け、単年度収支の改善に努めながら、教育・研究経費へ重点配分を行っているため適切である。

公認会計士の監査報告書による監査意見では、特に指摘事項等はなく、適正表示の意見が表明されている。本学園では往査監査だけでなく、日常業務における会計上の疑問点に関係するメールや、電話連絡でリアルタイムに相談を行っており、公認会計士との忌憚ない意見交換や情報交換を通して管理運営に役立てている。また、監事は公認会計士監査に立会するなど、積極的に連携を図っている。

本学園では、設立から現在まで寄付金の募集や学校債の発行は行っていない。これらの案件を運用する場合は、評議員会にて諮問し、理事会の承認を受けることとしている。

入学定員及び収容定員は、通学部では平成 26 年度の定員充足は入学定員 40 人に対し 43 人（107.5%）、収容定員 80 人に対し 80 人（100.0%）から年々下降し、令和元年度は入学者 31 人（77.5%）、収容現員 59 人（73.8%）まで落ち込んだ。平成 31 年度より募集戦略を見直し、積極的な募集活動を展開した結果、令和 2 年度は入学者 41 人（102.5%）、収容現員 71 人（88.8%）と 6 年ぶりに入学定員を充足した。令和 2 年度の入学定員充足率は適切な水準であるが、収容定員充足率は改善を必要としている。なお、令和 3 年度も入学定員を充足したため、収容定員も充足するに至り、入学定員充足率（112.5%）及び収容定員充足率（107.5%）は妥当な水準となっている。

令和 2 年度における本学の収容定員充足率は、通学部 88.8%、通信教育部 41.7%となっているが、収支は収入超過の状態を保持している。収支バランスを見る経常収支差額比率 18.1%は、大学法人の全国平均 3.6%（令和 2 年度「今日の私学財政」より）より高い値にある。支出構成では、在学生数に見合った支出を念頭に、教育研究経費への適切な予算配分と冗費削減に取り組んでいるところではある。財務比率で見ると、人件費比率が 48.7%と管理経費比率が 7.2%は、全国平均のそれぞれ 48.7%、7.0%に近い値となっている。しかし、教育研究経費比率が 26.0%で 20.0%は超えているものの、全国平均の 40.4%より低い値である。収支バランスでは収容定員充足率に相応した財務体質を満たしているといえる。教育研究経費比率については、全国的な財務比率を参考としながら、本学園の中長期計画を踏まえ検討するとともに、今後も教育の

質の向上と収支のバランスに留意し、より安定的な財務体質の維持を図っていく。

事業計画及び予算編成（提出-24、25）は、学校法人弘徳学園中長期計画を基に、各部署の意向も集約した上で、教育・研究やその他の事業等から重要なものを中心に行っている。法人本部で作成した予算案は、評議員会の諮問を経て理事会で承認・決定している。法人本部の予算決定通知に基づき、会計年度開始前に総務部総務課より各予算申請部署に通知するなど、適切な時期に事業計画と予算を決定し、通知している。大規模改修が必要となる案件は、複数年での工事計画を立て、教育・研究環境への影響を慎重に考慮し進めている。

総務部総務課は、各部署から提出された購入（印刷）決裁書に基づき、予算執行状況を確認した上で、発注・検収し、経理部経理課が請求書に基づき振込等の処理を行っている。物品調達には「学校法人弘徳学園物件調達規程」（備付-例規集 8-3）及び「学校法人弘徳学園物件調達規程細則」（備付-例規集 8-4）を遵守し、適切に処理しており、予算は適正に執行できている。

日常的な出納業務は、「学校法人弘徳学園経理規程」（備付-例規集 7-1）に基づき、購入（印刷）決裁書と請求書を総務部総務課が確認した上で、経理部経理課が経理システムに入力・起票し、経理単位責任者である法人本部長を経て、理事長の決裁をもって支払いを実施している。なお、令和2年4月1日現在、経理単位責任者である法人本部長は理事長が兼ねている。

施設設備等の固定資産は、本学園物件調達規程、「学校法人弘徳学園物件管理規程」（備付-例規集 8-2）、「学校法人弘徳学園校舎管理規程」（備付-例規集 8-1）や「豊岡短期大学校舎等の学外貸与に関する細則」（備付-例規集 8-7）等により運用し、管理システムで作成した管理台帳により適正に管理している。資金は月次資金報告書及び出納帳で適正に管理し、月々の主な支払い状況や現預金の推移は、理事長へ報告している。

本学が学園全体の収支を支えている状況である。本学の収支差額がプラス基調であっても、学園全体の単年度収支差額は毎年マイナスである。本学園の各部門において、単年度収支差額をプラスに改善を図る必要がある。それには、本学園の中長期計画を基に、教育の質の保証を実践しながら、定員の充足、外部資金や補助金の獲得による収入増加とさらなる冗費の削減、経費の見直しによる支出削減を図り、まずは、単年度ベースでの黒字化を図り、累積赤字の圧縮に努める。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

- ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は、平成 29 年度に創立 50 周年を迎えた。昭和 42 年度の開学以来、通学部・通信教育部を合わせて全国に約 6 万人以上の卒業生を輩出してきた。時代の変化とともに、改組転換を行いながら、現在まで運営できていることは在學生、卒業生、教職員、地域の方々や関係者のおかげである。引き続き、地域に愛され、信頼され、尊敬される高等教育機関を目指して、日々向上するために教職員一丸となって邁進していく。

近年は、四年制大学や都市部への進学志向が強く、地方の単科短期大学にとっては、非常に困難な状況である。一方で、学生と教職員の距離が近く、相互に親しみやすいため、丁寧な指導ができること、2 年間で幼稚園教諭二種免許・保育士資格が取得できること、50 年以上の伝統と実績に基づく高い就職率を維持していること等は、本学の強みとなっている。

令和 2 年度から学校法人弘徳学園中長期計画がスタートした。この中長期計画で、次の通り 4 つの方針を定めた。

- ・ I 実践的教育による学生の育成
- ・ II 質の高い研究成果の社会的還元
- ・ III 教育資源による地域貢献と国際貢献
- ・ IV 教育・研究活動を維持する環境の整備

この方針に基づく基本戦略を次の通りかけ、それぞれに即した個別対策を定め、計画を遂行している。

- ・ I 1 教育の付加価値向上
- ・ I 2 キャリア教育の充実
- ・ II 1 特色ある研究によるプレゼンスアップ
- ・ III 1 地域の知的・実践的拠点として発信力向上
- ・ III 2 グローバル人材の育成
- ・ IV 1 戦略的広報と募集活動による入学志願者の増加

・IV 2 財政基盤の安定化とガバナンスの強化

近年の18歳人口の減少に伴い入学者の獲得が困難になりつつある中で、姫路キャンパスの設置により、兵庫県北部を中心としていた学生募集地域を兵庫県全域に拡大した。実習先と就職先の選択肢増加及び交流に伴う学びや刺激等の幅広い相乗効果により本学の魅力を高め、学生募集に繋げることで継続的に入学定員を充足し、安定した学納金収入を得る計画である。また、姫路キャンパスの設置に伴い、人件費及び教育研究経費等の増加となったが、入学定員を充足することにより収支の改善となった。令和3年度、入学希望者の増加に基づく入学定員の変更を予定しており、学納金の増加を見込んでいる。

本学園では、職員に自己申告書の提出を義務付けている。この自己申告書により、職員の考え方や意向を把握し、個々の能力や適性が発揮できる組織づくりをするための材料としている。各職員からの提案事項や担当業務における能力・適性を自己申告する機会であり、人事異動の参考にするなど、人事管理を適切に行う基礎となっている。

豊岡キャンパスの校舎及び設備は老朽化が進行している。学生や教職員の安全に関わる校舎の耐震化、ブロック塀の補修工事や、5カ年に渡る高圧設備修繕工事を計画的に実施している。給排水設備や空調設備は補修頻度が高くなってきているため、予算段階から計画的に年次計画を立案し、修繕あるいは入替を検討する。

外部資金は、積極的な科学研究費助成事業の申請により獲得を目指していく。また、本学園が所有している資産の一つに、数年間、未使用の土地があるが、新事業での使用を予定しているため、遊休資産にはあたらないと判断する。

通学部は、令和2年度の入学者41人(102.5%)、収容現員71人(88.8%)となっており、適切な定員管理を行っている。通信教育部は、令和2年度の入学者1,354人(48.3%)、収容定員3,085人(41.7%)となっており、定員充足に至っていないが、本学全体の事業活動収支は収入超過である。

経営情報として、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書等の財務書類をホームページで公開している。また、教職員連絡会の開催時に、理事長や学長が大学を取り巻く環境や経営状況等の情報共有を図っている。

平成30年度から令和2年度までの3年間の決算実績を基として作成した日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成27年度～」の指標は、「B3」に該当している。平成29年度より教育活動資金収支差額が赤字となったことに伴い、この収支改善のため、積極的な募集活動を展開し、入学者が増えたことによる収入増加や人件費抑制による支出削減等に取り組み、令和2年度決算では、教育活動資金収支差額は黒字に転じ、さらに令和3年度予算を基にした決算見込でも黒字を見込んでいる。これに伴い、令和元年度から令和3年度までの3年間の決算実績及び見込額から判定した指標は、「B0」に該当しており、経営状態は改善しつつある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学全体の事業活動収支は通信教育部により収入超過であるが、通学部は支出超過

の状態となっている。人件費抑制や経費の見直しにより、支出削減を図っているが、教育の質保証を実践する上で、教育研究経費の削減には限界があるため、収入増加を図ることが重要である。そのため、積極的な募集活動を展開し、通学部は令和 2 年度の入学定員を充足したが、継続して充足することにより収容定員を満たし、支出超過幅を圧縮する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

本学通信教育部は、平成 29 年度入学生は 1,200 人程度であったが、少しずつ入学者は増加し、令和 2 年度は 1,350 人を超えるまでに至っている。この通信教育部により、本学の資金収支及び事業活動収支は収入超過となっており、本学園の財政状況を支えている。なお、令和 3 年度の入学者は約 1,500 人となっている。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

職員は全学研修会、各部署による研修会及び学外研修会に積極的に参加し、業務知識と事務処理能力の向上に努めてきた。また、業務のマニュアル化の推進や「業務棚卸シート」を通じた業務サイクルの明確化により、業務の属人化の解消を図った。さらに、人事考課及び自己評価のそれぞれに「業務の改善・効率化」に関する項目を設け、主体的な業務の改善を推進した。

施設設備は、課題としていた本館校舎の耐震工事を平成 27 年度に実施し、学生及び教職員の安全性を高めた。また、情報システムは平成 28 年度に更新を実施し、情報処理教室に新たな授業支援システムを導入し、教育環境の向上を図った。さらに、事務系ネットワークは十分なセキュリティ対策を講じた上で、インターネット接続可能な環境に変更した。

本学の教育研究経費比率は、平成 27 年度に 14.5%であったが、その比率を毎年度高め、令和元年度には 28.7%と倍近くに向上した。本学園は、姫路大学に大学院修士課程（後に博士前期課程）や大学院博士後期課程の設置などの新しい取り組みを模索してきた。

本学では、科学研究費助成事業の継続的な獲得や申請数の増加を目指して、積極的な研究活動を推進し、平成 29 年度以降は毎年度申請している。令和 2 年度は研究分担者及び継続課題も含めて 5 件の課題で研究費を獲得した。

通信教育部では、教職課程の入学定員を 2 年課程である幼児専攻 900 人、3 年課程である保育専攻 500 人への変更や専任教員の大幅な新規採用を行うなど、教職課程認定基準にのっとり適切に運営している。教育の質保証や学習成果の向上のために、本学の建学の精神・教育理念「共生の心」や学習の進め方等に関する新入生オリエンテーション、ルーブリック評価票の導入、教育実習及び保育実習の実習要件科目の設定等、さまざまな取り組みを行った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

ライフ・ワークバランス実現のために、総務部総務課や衛生委員会が主体となり、グ

ループウェア「e³office」の電子掲示板を利用して、情報提供により有給休暇取得率の向上を図る。授業、学生指導や委員会活動等の教育活動と研究活動をより高いレベルで両立させるために、2つの活動の両面を適切に評価できる人事制度、研究活動を推奨する研究費配分や研究活動の時間をさらに確保するための仕組みを検討していく。また、研究倫理は、研究者に求められる基礎的部分であるため、研究倫理委員会による定期的な情報発信や研修会の実施等を検討し、研究倫理を遵守する意識を高める対応を強化する。

全学研修会、各部署による部内研修会や学外研修会等のSD活動に加えて、大学職員としての資質向上を図る部署を横断する研修会の実施を検討する。

豊岡キャンパスでは、令和3年度実施予定の高圧設備修繕工事の第5期工事において、電気設備の大規模改修が完了予定であるが、校舎及び校舎内の設備が老朽化している。給排水設備及び空調設備も大規模改修となるため、工期を細分化することにより、単年度の予算計上金額を抑制した上で、計画的な修繕あるいは入替を検討する。

姫路キャンパスの開設及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によるオンラインの授業や会議が増加していることに伴い、校舎内無線LAN化のエリア拡大、オンライン授業配信用教室の整備や情報セキュリティに関する意識の向上等、物的環境及び人的環境を整備していく。

通学部は令和3年度に入学定員及び収容定員を充足した。2年連続で入学定員を充足し、増加しつつある入学志願者に対応するため、令和4年度から収容定員増を予定している。これに伴い、さらなる積極的な募集活動により、増加する定員を満たし、収支均衡を目指す。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

様式 8－基準Ⅳ

<根拠資料>**提出資料**

26 学校法人弘徳学園寄附行為

備付資料

59 理事長履歴書【令和3年5月1日現在】

61 学校法人実態調査（写）【平成30～令和2年度】

62 理事会議事録【平成30～令和2年度】

備付資料（例規集）

1-2 学校法人弘徳学園寄附行為実施規則

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1の現状>

学校法人弘徳学園の理事長は、学校法人近畿大学に在職していた昭和42年4月、兵庫県北部の最初の高等教育機関である現在の豊岡短期大学の設置に携わり、その後、

平成11年10月から平成24年3月まで学長に就任している。平成16年4月に学校法人近畿大学から分離独立して以来、本学園の初代理事長として、常に運営を先導してきた。また、理事長は近畿大学創設者である世耕弘一先生の説かれた「教育の目的は 人に愛される人 信頼される人 尊敬される人を育成することにある」を建学の精神とし、教育理念「共生の心」を備えた人材の育成を教育目的と定めた。

このように、理事長は建学の精神及び教育理念「共生の心」をかかげ、法人設立以降、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮し、現在の本学ではこども学科、通信教育部、姫路大学では看護学研究科、看護学部、教育学部（通信教育課程を含む）及び幼保連携型ここのとり認定こども園を設置している。また、「学校法人弘徳学園寄附行為」（提出-26）第6条に定めるところにより、法人を代表し、その業務を総理し、学校法人の発展に寄与している。

令和2年度の決算に関する監事監査、評議員会と理事会は、コロナ禍ではあったが、理事長のリーダーシップのもと、5月中に例年通り開催した。当該会計年度後に監事による監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書により評議員会に報告し、その意見を求めている。その後、私立学校法第47条第2項に基づき、ホームページで公表するなど情報公開に努めている。

理事会は、本学園寄附行為第13条に定めるところにより、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

定例理事会及び必要に応じて開催する臨時理事会は、理事長が召集し、議長を務め、本学園寄附行為及び「学校法人弘徳学園寄附行為実施規則」（備付-例規集1-2）に基づき、開催している。定例理事会は、5月、1月及び3月に開催している。なお、令和2年度は定例理事会を4回、臨時理事会を3回開催し、本学園における重要事項、問題点や課題等を審議した。

認証評価は、自己点検・評価委員会が主たる役割を担っている。この委員会で取りまとめた自己点検・評価報告書を教授会で審議した後に、理事会で報告しており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。理事会の主要な構成員である常務理事を兼ねている学長は、認証評価に対して積極的なリーダーシップをとっている。

理事会は、理事9人のうち6人が外部理事（令和2年5月1日現在）で構成し、その経歴も多岐にわたることから、学外の幅広いさまざまな情報が入手しやすく、理事会を開催する機会を中心に情報交換をしている。

理事会は、短期大学の運営に関する私立学校法、教育基本法、学校教育法及び短期大学設置基準等の法令を遵守し、それに従う法的な責任があると認識している。

学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備するため、本学園全体に係る諸規程をとりまとめた「学校法人弘徳学園例規集」を編纂し、運営に必要な規程を整備している。各規程の策定及び改正は、新たな法令の施行により制定が必要な場合や、法改正により規程の見直しが必要な場合等、その都度迅速に対応している。

理事は、私立学校法第38条第1項及び本学園寄附行為第7条第1項に基づき選任しており、その構成は次の通り定めている。

(1)この法人の設置する豊岡短期大学長及び姫路大学長

(2)評議員のうちから選任された者 2人以上4人以内

(3)この法人の功労者並びに法人に係りのある学識経験者のうちから選任された者
2人以上6人以内

理事の内訳は、本学園の教員3人、その他民間より学識経験者6人となっており、多方面からの意見を取り入れた健全な経営に努めている。理事には、建学の精神を理解し、法人の健全な経営の学識及び見識を有する人物を選任している。

理事の欠格事由は、本学園寄附行為第12条に定めており、学校教育法の校長及び教員の欠格事由を示す「私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と規定している。

このように、本学園寄附行為に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長はリーダーシップを発揮し、本学園寄附行為に基づき、理事会及び評議員会を開催し、学校法人の意思決定を適切に行っているため、特に課題はない。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は、設置準備から今日に至るまで50年以上にわたり本学の運営に携わっており、本学、姫路大学及びこのとり認定こども園の設置等、本学園及び本学を築き上げてきた功労者である。さらに、近年では本学の屋台骨である通信教育部こども学科入学生の半数以上を占める2年課程「こども学科幼児専攻」を設置するなど、大学運営に係る知識と経験を基に強力なリーダーシップを発揮し続けている。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

備付資料

- 5 委員会一覧【令和2年度】
- 60 学長個人調書【令和3年5月1日現在】
学長研究業績書【平成28～令和2年度】
- 64 教授会議事録【平成30～令和2年度】
- 65 各委員会次第【令和2年度】

備付資料（例規集）

- 1-2 学校法人弘徳学園寄附行為実施規則
- 2-4 豊岡短期大学学則
- 3-4 学校法人弘徳学園学長選考規程
- 3-18 豊岡短期大学教授会運営に関する規程
- 10-17 豊岡短期大学学生の懲戒等に関する規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

「学校法人弘徳学園寄附行為実施規則」（備付-例規集 1-2）第 11 条に教授会は学長の諮問機関であることを明確に定めている。学長は、「豊岡短期大学教授会運営に関する規程」（備付-例規集 3-18）に基づき、議長として毎月の定例教授会並びに必要なに応じて開催する臨時教授会により意見を参酌し、教学運営の最高責任者として最終的な判断を行っている。

「学校法人弘徳学園学長選考規程」（備付-例規集 3-4）に基づき、建学の精神に深い理解を有し、人格が高潔であり、学識に優れ、本学行政に関する識見を有している者を学長に選任している。また、学長は博士の学位を有し、学会の代表等を歴任した。これまで他大学の学生部長、研究科長や副学長等のさまざまな経験により大学運営の識見を有しており、高等教育機関における学識にも優れている。

学長は、建学の精神や教育理念「共生の心」等について、学生には前・後期オリエンテーションでの学長講話等、教職員には連絡会等により共通理解を築く機会を設け、教育研究を推進している。建学の精神の理解を深め、教育理念「共生の心」を備えた人材の育成を推進するため、令和2年度より総合科目「弘徳豊岡教育Ⅰ・Ⅱ」を卒業必修科目として新設するなど、建学の精神に基づく教育研究を推進し、さらなる向上・充実に向けて努力している。

学生の懲戒等は、「豊岡短期大学学則」（提出-13、備付-例規集 2-4）第44条及び「豊岡短期大学学生の懲戒等に関する規程」（備付-例規集 10-17）で、懲戒処分の対象となる行為、懲戒処分の種類や調査の手続き等を定め、教授会の議を経て学長が最終決定するという懲戒処分プロセスを明確にしている。

学長は、本学園寄附行為実施規則第28条により「大学の校務をつかさどり、所属職員を総督する」と明確に定めている。これに基づき、本学の運営に関する重要な事項の決定は、教授会審議を経て学長の承認または決裁書による学長の承認により実施・運営しており、校務をつかさどっている。

学長は本学園学長選考規程に基づき、学長選考委員会が選出し、理事会が決定しており、所属職員の総督を通して教学運営の職務遂行に努めている。

本学教授会運営に関する規程に定める教授会の意見聴取が必要な事項や学長が諮問する事項について、学長が議長となり、教授会を開催し適切に運営している。定例教授会は原則として毎月1回第2水曜日に開催しているが、令和2年度はコロナ禍により、第1回目の教授会が6月から始まり、定例教授会を9回、必要に応じて開催する臨時教授会を10回開催した。

学長は、教授会が意見を述べることのできる次の事項について、本学教授会運営に関する規程第8条第1項の2に定めており、本学園例規集により周知している。

- ア 自己評価・点検に関する事項
- イ 転学・休学・復学・退学・除籍・再入学・復籍及び転籍に関する事項
- ウ 学生の試験等に関する事項
- エ 学生の厚生補導に関する事項
- オ 学生の賞罰に関する事項
- カ その他、教育及び研究に関する事項

学長は、本学学則第54条に定める次の重要事項について、教授会の意見を聴取した上で決定している。

- ア 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- イ 学位の授与に関する事項
- ウ 教育課程及びその担当に関する事項
- エ 教員の研究業績の審査等に関する事項
- オ その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要であると判断した事項

教授会議事録（備付-64）は、教務学生部教務学生課が作成し、保管している。この議事録には、出席した教授2人が議事録署名人として署名・押印することとなっている。

る。

三つの方針は、ホームページでの公表や学生便覧への掲載のほか、学長が前・後期オリエンテーション等の学校行事の機会を通じて、建学の精神を含めて説明している。教授会は、三つの方針及び学習成果を認識した上で運営している。また、三つの方針に基づくアセスメントポリシーを令和2年度に策定し、これにより学習成果を検証したため、教授会は三つの方針及び学習成果をより強く認識した。

学長の指示のもと、教務学生部教務学生課が各委員会委員長に教授会日程を書面で連絡している。委員長もしくは副委員長が教授会で、委員会での審議事項や報告事項を説明することにより、学長は各委員会の活動状況を把握し、適切に学校運営にあたっている。

学長が、各規程に基づき設置している主な委員会（備付-5）は次の通りである。

自己点検・評価委員会	「豊岡短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価報告書作成及び各部署、各委員会のPDCAサイクルシートの検証等を行っている。
職務改善・推進（SD）委員会	「豊岡短期大学職務改善推進（SD）委員会規程」に基づき、教職員が大学運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための全学研修会等を実施している。
教育改善実施（FD）委員会	「豊岡短期大学教育改善実施（FD）委員会規程」に基づき、授業への対処及び方法を点検し、改善に向けた方途を策定するため、授業ごとのPDCAサイクルシートを分析・検証するとともに公開授業等を実施している。
公開講座委員会	「豊岡短期大学公開講座委員会規程」に基づき、地域に開かれた教育機関として市民に貢献するため、教育・文化活動の企画・運営を行っている。例年は、文化活動としての「音楽リサイタル」及び教育活動としての「パソコン教室」を実施している。
紀要委員会	「豊岡短期大学紀要委員会規程」に基づき、本学関係者の幅広い学問研究の成果を「論集」とし、研究の推進とその知識の普及を図るため、毎年度発刊している。
教育情報公開運営委員会	「豊岡短期大学教育情報公開運営委員会規程」に基づき、教育情報の公開及び情報ネットワークに関する企画と問題解決のため、情報セキュリティ事案を定期的に配信等している。
教務委員会	「豊岡短期大学教務委員会規程」に基づき、学生の学習成果獲得のため、教育課程や授業編成等を検討している。
入試対策・学生募集委員会	「豊岡短期大学入試対策・学生募集委員会規程」に基づき、学生募集展開の検討や、入学試験の実施に関する管理運営を行っている。
こども学科実習委員会	「豊岡短期大学こども学科実習委員会規程」に基づき、学生が保育者としての自覚を持ち、充実した実習となるように実習時期や実習巡回に関する事項等を検討している。

地域交流委員会	「豊岡短期大学地域交流委員会規程」に基づき、開かれた大学を目指し、地域に発信するため、大学祭「和花季ひろば」やこどもフェスタ等の地域交流イベントを実施している。
学務委員会	「豊岡短期大学通信教育部学務委員会規程」に基づき、通信教育部の学生の学習成果獲得のため、授業の実施方法の改善や教育の質的向上に向けた取り組み等を検討している。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

学長は、建学の精神を十全に理解し、教授会の円滑な運営をはじめとする恒常的な業務のほかに、本学活性化のための新たな構想にも取り組んでいる。その一つとして、平成31年4月より新たに姫路キャンパスを設けた結果、令和2年度には6年ぶりに入学定員を充足した。今後も、学長のリーダーシップのもと、教員と事務職員の垣根を超えた教職協働を強化し、円滑な大学運営を行っていくことが課題である。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

学長は、他大学の学生部長、研究科長や副学長等を経験しており、大学マネジメントの経験が豊かである。また、法学関係の学会代表を務めるなど、学術的な識見を有しており、活性化しつつある本学教員の学術研究の模範となる存在である。その経験と知見に基づく柔軟なリーダーシップにより、学長就任以降、姫路キャンパス設置や収容定員増の申請等、変化の激しい時代にあって本学がさらに発展していくためにさまざまな新しい取り組みを実現している。

【テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス】

＜根拠資料＞

備付資料

- 63 評議員会議事録【平成30～令和2年度】
- 66 監事監査報告書【平成30～令和2年度】

備付資料（例規集）

- 1-1 学校法人弘徳学園寄附行為
- 3-3 学校法人弘徳学園常務理事会規則
- 4-8 学校法人弘徳学園監事監査規程

【区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況

について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

本学園の監事は、私立学校法第 37 条第 3 項、「学校法人弘徳学園寄附行為」（提出-26、備付-例規集 1-1）第 9 条及び「学校法人弘徳学園監事監査規程」（備付-例規集 4-8）に基づく監査を、毎年作成する監事監査計画により実施している。理事及び各担当部署のヒアリングや重要書類の閲覧等により業務執行状況について監査し、公認会計士による会計監査とも連携して、財産状況の監査も適切に行っている。

令和 2 年度は、コロナ禍により、学内行事を中止または縮小したが、監事監査計画に基づき、監事は理事等から業務執行状況について聴取するなど年 17 日間の監査を行った。また、令和 3 年 1 月 28 日に開催した第 68 回定例理事会及び第 102 回評議員会にて、期中監査報告を行い、意見を表明するなど、理事会及び評議員会に出席し、適切に業務を行っている。

監事は、本学園監事監査規程第 9 条に定める毎会計年度終了後 2 月以内の決算監事監査を行うため、令和 3 年 5 月 25 日に学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査し、監査報告書を作成した。令和 3 年 5 月 28 日に開催した第 70 回定例理事会及び第 105 回評議員会で、この報告書により決算監査報告（備付-66）を行い、意見を表明している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員は、本学園寄附行為第 16 条第 1 項に定めており、次の各号にかかげるものから選任している。

- (1) この法人の設置する大学、短期大学の学長及びこども園の園長
- (2) この法人の設置する学校の教職員のうちから選任された者 5人以上9人以内
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから選任された者 2人以上4人以内
- (4) この法人に関係のある学識経験者 4人以上9人以内
- (5) 理事長

令和 2 年 5 月 1 日現在の理事の現員は 9 人、評議員の現員は 19 人であり、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織している。

評議員会は、私立学校法第 41 条に基づき定める本学園寄附行為により運営し、令和 2 年度は評議員会を 3 回開催している。また、本学園寄附行為に定める寄附行為の変更、予算及び事業計画、中長期計画や役員の報酬等の支給基準等を審議する際は、事前

に評議員会に諮問した上で理事会の承認を得るなど、適切に運営を行っている。

【区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

豊岡短期大学は、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の定めに基づき、以下の教育情報を本学ホームページ上に「公表情報」の項目を設け、積極的に公開している。

- ① 大学の教育研究上の目的に関する事
- ② 教育研究上の基本組織に関する事
- ③ 教員組織、教員の数、各教員が有する学位及び業績に関する事
- ④ 入学者に関する受入方針、入学者の数、収容定員、在学する学生の数、卒業または修了した者の数、進学者数、就職者数、その他進学及び就職等の実績に関する事
- ⑤ 授業科目、授業の方法、内容及び年間の授業の計画に関する事
- ⑥ 学習の成果に係る評価、卒業または修了の認定に当たっての基準に関する事
- ⑦ 校地、校舎等の施設、設備及びその他の学生の教育研究環境に関する事
- ⑧ 授業料、入学料及びその他の大学が徴収する費用に関する事
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事

また、私立学校法の規定に基づき、以下の情報を本学園ホームページ上に「公開情報」の項目を設け、積極的に公開している。

- ① 財産目録
- ② 貸借対照表
- ③ 収支計算書
- ④ 事業報告書
- ⑤ 監査報告書
- ⑥ 寄附行為
- ⑦ 役員名簿
- ⑧ 役員に対する報酬等の支給基準

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

本学園寄附行為に基づき、理事会及び評議員会は適切に運営しているが、令和 2 年度はコロナ禍により、これらの実出席率が低調であった。それぞれの実出席率を高め、理事会の意見交換をより活発にすること、評議員会の諮問機関としての機能を強化す

ることが今後の課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事長を中心に問題点・課題等に対して速やかに審議、解決していくことが必要であるため、「学校法人弘徳学園常務理事会規則」（備付-例規集 3-3）により機動的な対応が可能な常務理事会を設置した。常務理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を基本構成員とし、学長、副学長、学部長及び事務部長から理事長が必要と認められた者を構成員に加えて、本学園の日常の業務等を審議・決定している。

学校教育法や私立学校法等の関係法令及び本学園の諸規程に基づき業務を行っているため、適正な管理・運営体制は整っている。平成 27 年 4 月の学長の権限強化を図る学校教育法の改正、令和 2 年 4 月の運営基盤の強化・教育の質の向上・透明性の確保を図る私立学校法の改正等に速やかに対応するなどの適切な運営の結果、管理・運営体制に関する公認会計士や監事の指摘事項は、前回の第三者評価受審時と同様でない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学は姫路キャンパスの設置に伴い、2 つのキャンパスを円滑に運営することが必要のため、オンライン会議を積極的に活用することにより委員会活動を活発化するなど、学長のリーダーシップのもと、教職協働を強化していく。

評議員会の多種・多様な意見を基に、理事会により意思決定することが重要である。理事会及び評議員会の実出席率を向上させ、より活発な会議とするため、理事及び評議員に積極的な出席を促していく。